

# 有価証券報告書

2019年度 自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日

株式会社**商船三井**

本店 東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

(E04236)

# 目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	17
第2 事業の状況	18
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	18
2. 事業等のリスク	21
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	24
4. 経営上の重要な契約等	30
5. 研究開発活動	30
第3 設備の状況	31
1. 設備投資等の概要	31
2. 主要な設備の状況	32
3. 設備の新設、除却等の計画	34
第4 提出会社の状況	35
1. 株式等の状況	35
(1) 株式の総数等	35
(2) 新株予約権等の状況	36
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	82
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	82
(5) 所有者別状況	82
(6) 大株主の状況	83
(7) 議決権の状況	85
2. 自己株式の取得等の状況	86
3. 配当政策	86
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	87
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	87
(2) 役員の状況	91
(3) 監査の状況	99
(4) 役員の報酬等	102
(5) 株式の保有状況	104
5. 経理の状況	110
1. 連結財務諸表等	111
(1) 連結財務諸表	111
(2) その他	168
2. 財務諸表等	169
(1) 財務諸表	169
(2) 主な資産及び負債の内容	189
(3) その他	189
第6 提出会社の株式事務の概要	190
第7 提出会社の参考情報	191
1. 提出会社の親会社等の情報	191
2. その他の参考情報	191
第二部 提出会社の保証会社等の情報	192
[内部統制報告書]	
[監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月23日

【事業年度】 2019年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

【会社名】 株式会社 商船三井

【英訳名】 Mitsui O.S.K. Lines, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 池田 潤一郎

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

【電話番号】 (03) 3587-7026 (代表)  
(03) 3587-7041 (代表)

【事務連絡者氏名】 秘書・総務部長 居城 正明、経理部長 三谷 亮司

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

【電話番号】 (03) 3587-7026 (代表)  
(03) 3587-7041 (代表)

【事務連絡者氏名】 秘書・総務部長 居城 正明、経理部長 三谷 亮司

【縦覧に供する場所】 株式会社 商船三井 名古屋支店  
(名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号)  
株式会社 商船三井 関西支店  
(大阪市北区中之島三丁目3番23号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	1,712,222	1,504,373	1,652,393	1,234,077	1,155,404
経常利益 (百万円)	36,267	25,426	31,473	38,574	55,090
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△170,447	5,257	△47,380	26,875	32,623
包括利益 (百万円)	△231,698	41,952	△52,268	25,166	2,612
純資産額 (百万円)	646,924	683,621	628,044	651,607	641,235
総資産額 (百万円)	2,219,587	2,217,528	2,225,096	2,134,477	2,098,717
1株当たり純資産額 (円)	4,522.76	4,782.25	4,274.81	4,390.39	4,292.31
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△1,425.05	43.95	△396.16	224.72	272.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	40.61	—	217.09	263.55
自己資本比率 (%)	24.37	25.79	22.97	24.60	24.46
自己資本利益率 (%)	△25.76	0.94	△8.75	5.19	6.28
株価収益率 (倍)	—	79.55	—	10.60	6.40
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	209,189	17,623	98,380	55,248	100,723
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△26,681	△73,941	△100,851	△198,341	△107,250
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△148,735	87,129	9,243	70,520	△728
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	159,449	186,844	189,591	119,155	102,283
従業員数 (人)	10,500	10,794	10,828	8,941	8,931
(外、平均臨時雇用者数)	(2,181)	(2,235)	(2,339)	(2,290)	(2,377)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 2015年度及び2017年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 2015年度及び2017年度の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

4. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2015年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を2018年度の期首から適用しており、2017年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	1,200,518	1,052,200	1,222,574	760,166	700,120
経常利益 (百万円)	5,691	13,119	17,744	36,260	32,443
当期純利益 又は当期純損失 (△) (百万円)	△193,748	△9,950	△65,936	36,946	15,793
資本金 (百万円)	65,400	65,400	65,400	65,400	65,400
発行済株式総数 (株)	1,206,286,115	1,206,286,115	120,628,611	120,628,611	120,628,611
純資産額 (百万円)	244,572	236,370	172,673	199,606	198,234
総資産額 (百万円)	959,570	1,055,752	1,062,651	1,031,335	1,008,170
1株当たり純資産額 (円)	2,022.36	1,955.75	1,426.85	1,653.92	1,643.76
1株当たり配当額 (円)	5.0	2.0	11.0	45.0	65.0
(内1株当たり中間配当額)	(3.5)	(2.0)	(1.0)	(20.0)	(30.0)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純 損失金額 (△) (円)	△1,619.82	△83.19	△551.30	308.93	132.05
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額 (円)	—	—	—	298.44	127.58
自己資本比率 (%)	25.21	22.16	16.06	19.18	19.50
自己資本利益率 (%)	△54.84	△4.18	△32.60	20.06	8.01
株価収益率 (倍)	—	—	—	7.71	13.23
配当性向 (%)	—	—	—	14.6	49.2
従業員数 (人)	925	966	975	1,026	1,078
(外、平均臨時雇用者数)	(190)	(197)	(210)	(231)	(229)
株主総利回り (%)	57.4	87.5	77.2	61.7	47.7
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価 (円)	437	389	4,170 (363)	3,490	3,155
最低株価 (円)	183	199	2,891 (307)	2,163	1,487

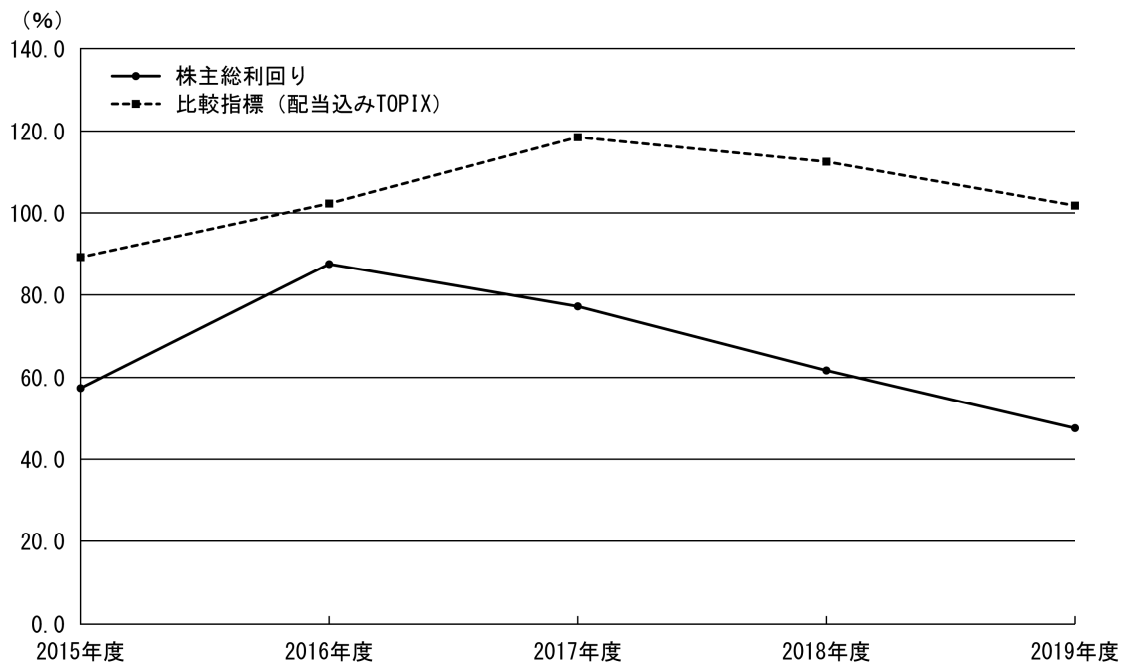
(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 2015年度、2016年度及び2017年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載していません。

3. 2015年度、2016年度及び2017年度の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載していません。

4. 当社は、2017年10月1日付けで普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2015年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。なお、2017年度の1株当たり配当額は、中間配当額の1.0円と期末配当額の10.0円の合計値としております。当該株式併合を踏まえて換算した場合、中間配当額は10.0円となるため、期末配当額の10.0円を加えた年間配当額は1株につき20.0円となります。また、2017年度の株価については株式併合後の最高・最低株価を記載し、( )内に株式併合前の最高・最低株価を記載しております。

5. 株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は以下のとおりであります。



6. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 2 【沿革】

当社は、1964年4月、大阪商船株式会社と三井船舶株式会社の合併により発足した大阪商船三井船舶株式会社が、1999年4月にナビックスライン株式会社と合併し、現在の商号となった会社であります。

大阪商船株式会社は、1884年5月、関西の船主が大同合併して資本金1,200千円をもって創立され、第二次世界大戦前においてすでに世界有数の定期船会社として大きく発展していた会社であります。

三井船舶株式会社は、明治初期より海上輸送に着手して以来発展していた三井物産株式会社の船舶部が、1942年12月28日に分離独立し、資本金50,000千円をもって設立されました。

両社は、第二次世界大戦により所有船舶のほとんどと船舶の自主運航権を失いましたが、1950年4月に海運の民営還元が実現した後、運航権の回復と船舶の整備拡充に努めた結果、1950年代前半にはおおむね往年の主要航路の再開をみました。その後、両社の合併を経て、わが国貿易の急速な発展並びに海上輸送形態と積荷の多様化に対応して事業の拡大と多角化に努めてきました。

株式の上場は、大阪商船株式会社が1884年に大阪株式取引所に、三井船舶株式会社が1949年5月に東京・大阪・名古屋の各証券取引所にそれぞれ上場を開始し、1964年には国内全ての証券取引所に上場を行いました。現在は、東京証券取引所に上場しております。

1964年の大阪商船三井船舶株式会社発足から現在までの主な沿革は次のとおりであります。

1964年4月	海運再建整備に関する臨時措置法に基づき、大阪商船株式会社と三井船舶株式会社が（三井船舶株式会社を存続会社として）対等合併し、本店を大阪市に置き商号を「大阪商船三井船舶株式会社」と変更、合併時の資本金131億円、所有船舶86隻127万重量トン
1966年10月	内航近海部門を分離し、商船三井近海株式会社を設立
1969年8月	日本沿海フェリー株式会社発足
1970年10月	船客部門業務を分離し、商船三井客船株式会社設立
1986年8月	北米における定期船・物流部門を統括するMITSUI O. S. K. LINES (AMERICA), INC. (現、MOL (AMERICA) INC.) を設立
1989年6月	山下新日本汽船株式会社とジャパンライン株式会社が合併し、ナビックスライン株式会社発足
1989年7月	三井航空サービス株式会社と商船航空サービス株式会社が合併し、エムオーエアシステム株式会社（現、商船三井ロジスティクス株式会社）発足
1990年8月	株式会社ダイヤモンドフェリーに資本参加
1993年10月	日本海汽船株式会社を合併
1995年10月	新栄船舶株式会社を合併
1996年4月	東京マリン株式会社（現 MOLケミカルタンカー株式会社）に資本参加
1999年4月	ナビックスライン株式会社と合併し、商号を「株式会社 商船三井」に変更 株式会社商船三井エージェンシイズ（神戸）、株式会社商船三井エージェンシイズ（横浜）、東海 SHIPPING 株式会社、モンコンテナ株式会社が合併し、株式会社エム・オー・エル・ジャパン（現 株式会社MOL JAPAN）が発足し、定航営業部、大阪支店、名古屋支店の業務を同社に移管
2000年4月	商船三井興業株式会社、日本工機株式会社、ナビックステクノトレード株式会社が合併し、商船三井テクノトレード株式会社発足
2001年3月	商船三井フェリー株式会社発足
2001年7月	株式会社エム・オー・シーウェイズにナビックス近海株式会社の近海部門を移管し、それぞれ商船三井近海株式会社及びナビックス内航株式会社に商号を変更（ナビックス内航株式会社は2003年7月に商船三井内航株式会社と、2014年9月に株式会社商船三井内航とそれぞれ商号を変更）
2004年10月	ダイビル株式会社の株式を公開買付し、子会社化
2006年3月	宇徳運輸株式会社（現 株式会社宇徳）の株式を公開買付し、子会社化
2007年6月	商船三井フェリー株式会社と九州急行フェリー株式会社が合併 （存続会社は商船三井フェリー株式会社）
2007年7月	株式会社ダイヤモンドフェリーと株式会社ブルーハイウェイ西日本が合併 （存続会社は株式会社ダイヤモンドフェリー）
2008年10月	商船三井テクノトレード株式会社と山和マリン株式会社が合併 （存続会社は商船三井テクノトレード株式会社）
2009年4月	関西汽船株式会社を子会社化
2009年9月	日産専用船株式会社を子会社化
2009年10月	関西汽船株式会社と株式会社ダイヤモンドフェリーは共同株式移転により株式会社フェリーさんふらわあを設立

- 2011年10月 関西汽船株式会社、株式会社ダイヤモンドフェリー、及び株式会社フェリーさんふらわあが合併（存続会社は株式会社フェリーさんふらわあ）
- 2014年10月 株式会社エム・オー・エル・マリンコンサルティングと株式会社MOLケーブルシップが合併し、株式会社MOLマリンに商号変更（存続会社は株式会社エム・オー・エル・マリンコンサルティング）
- 2016年 7月 株式会社ジャパンエクスプレス（本店：横浜）の海外引越事業を商船三井ロジスティクス株式会社に譲渡
- 2016年10月 株式会社ジャパンエクスプレス（本店：横浜）の海外引越事業を除く全事業を株式会社宇徳に譲渡（株式会社ジャパンエクスプレス（本店：横浜）は事業を停止）
- 2017年 7月 当社、川崎汽船株式会社、日本郵船株式会社の3社が、定期コンテナ船事業統合会社としてオーシャン ネットワーク エクスプレス ホールディングス株式会社を設立（在邦持株会社。事業運営会社はOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.）



### 3 【事業の内容】

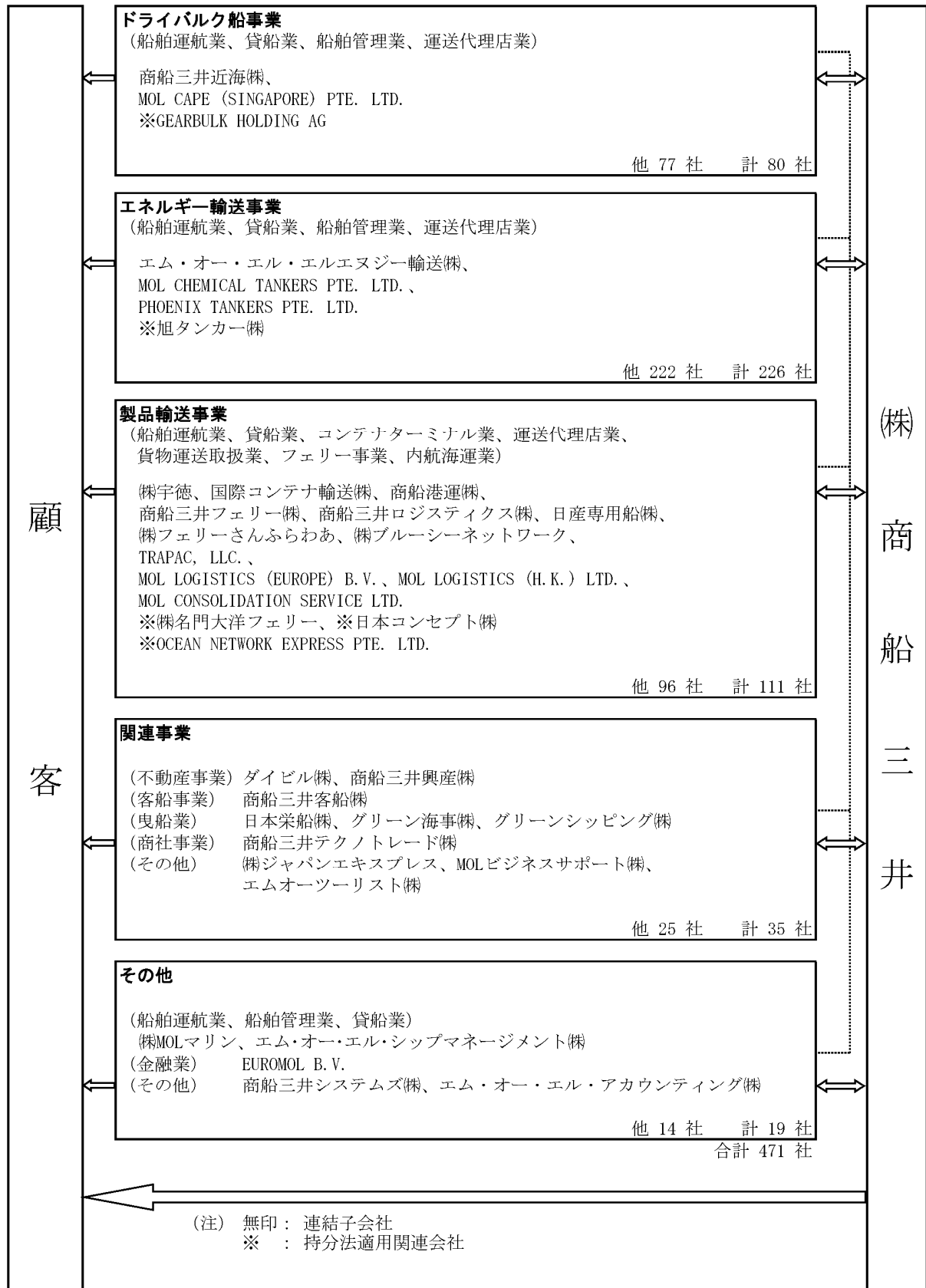
当社グループは、当社及び連結対象会社471社（うち、連結子会社368社、持分法適用関連会社103社）からなり、海運業を中心にグローバルな事業展開を図っております。当社グループの事業は、ドライバルク船事業、エネルギー輸送事業、製品輸送事業、関連事業及びその他の5セグメントに分類されており、それぞれの事業の概要及び主要関係会社は以下のとおりです。

事業区分	事業の概要	主要関係会社 (無印：連結子会社) (※印：持分法適用関連会社)
ドライバルク船事業	当社並びに関係会社を通じて、ドライバルク船(火力発電用の石炭を輸送する石炭船を除く)を保有、運航し、世界的な規模で海上貨物輸送を行っております。	商船三井近海㈱、 MOL CAPE (SINGAPORE) PTE. LTD. ※GEARBULK HOLDING AG  他 77社 計 80社
エネルギー輸送事業	当社並びに関係会社を通じて、火力発電用の石炭を輸送する石炭船、油送船、海洋事業・LNG船等の不定期専用船を保有、運航し、世界的な規模で海上貨物輸送を行っております。	エム・オー・エル・エルエヌジー輸送㈱、 MOL CHEMICAL TANKERS PTE. LTD.、 PHOENIX TANKERS PTE. LTD. ※旭タンカー㈱  他 222社 計 226社
製品輸送事業	当社並びに関係会社を通じて、自動車専用船を保有、運航し、世界的な規模で海上貨物輸送を行っております。また、コンテナ船の保有、運航、コンテナターミナルの運営、航空・海上フォワーディング、陸上輸送、倉庫保管、重量物輸送等の「トータル・物流ソリューション」を提供しております。さらに、関係会社のフェリー各社が、主として太平洋沿岸及び瀬戸内海でフェリーを運航し、旅客並びに貨物輸送を行っております。	㈱宇徳、国際コンテナ輸送㈱、商船港運㈱、 商船三井フェリー㈱、 商船三井ロジスティクス㈱、日産専用船㈱、 ㈱フェリーさんふらわあ、 ㈱ブルーシーネットワーク、 TRAPAC, LLC.、 MOL LOGISTICS (EUROPE) B. V.、 MOL LOGISTICS (H. K.) LTD.、 MOL CONSOLIDATION SERVICE LTD. ※㈱名門大洋フェリー、※日本コンセプト㈱、 ※OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.  他 96社 計 111社
関連事業	ダイビル㈱を中心として不動産事業を行っているほか、関係会社を通じて、客船事業、曳船業、商社事業（燃料・船用資材・機械販売等）等を営んでおります。	ダイビル㈱、商船三井客船㈱、日本栄船㈱、 グリーン海事㈱、グリーン SHIPPING ㈱、 商船三井興産㈱、商船三井テクノトレード㈱、 ㈱ジャパンエクスプレス、 MOL ビジネスサポート㈱、 エムオーツーリスト㈱  他 25社 計 35社
その他	主として当社グループのコストセンターとして、油送船とLNG船を除く船舶の船舶管理業、グループの資金調達等の金融業、情報サービス業、経理代行業、海事コンサルティング業等を営んでおります。	㈱MOLマリン、 エム・オー・エル・シップマネージメント㈱、 EUROMOL B. V.、商船三井システムズ㈱、 エム・オー・エル・アカウンティング㈱  他 14社 計 19社

合計 471社

なお、事業系統図を示すと次のとおりです。

[事業系統図]



#### 4【関係会社の状況】

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
連結子会社								
生田アンドマリン(株)	兵庫県尼崎市	26	関連事業	100.00 (100.00)				
株宇徳 (注) 4	横浜市中区	2,155	製品輸送事業	67.55 (0.66)	有		当社の港湾荷役作業 をしている。	作業設備・ 土地
宇徳港運(株)	横浜市中区	50	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
宇徳トランスネット(株)	千葉市中央区	90	製品輸送事業	100.00 (100.00)			当社の港湾荷役作業 をしている。	
宇徳流通サービス(株)	横浜市中区	10	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
宇徳ロジスティクス(株)	横浜市中区	50	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
宇部ポートサービス(株)	山口県宇部市	14	関連事業	99.39 (99.39)			当社運航船舶の曳船 作業をしている。	
エム・オー・エル・ アカウンティング(株)	東京都港区	30	その他	100.00	有		当社の会計事務をして いる。	ビルスペース
株MOLマリン	東京都港区	100	その他	100.00	有		当社のコンサルタント 業務、当社運航船舶 の定期借船・貸船 をしている。	
株エム・オー・エル アジャストメント	東京都港区	10	その他	100.00	有		当社の貨物クレーム 処理、備船精算をして いる。	ビルスペース
エム・オー・エル・ エルエヌジー輸送(株)	東京都港区	40	エネルギー 輸送事業	100.00	有		当社保有船舶の運航 管理をしている。	ビルスペース
MOL エンジニアリング(株)	東京都大田区	20	その他	100.00	有			
MOLケミカルタンカー (株)	東京都港区	100	エネルギー 輸送事業	100.00 (100.00)	有			ビルスペース
株MOLシップテック	東京都港区	50	その他	100.00	有		当社のコンサルタント 業務をしている。	ビルスペース
MOLビジネスサポート (株)	東京都港区	100	関連事業	100.00	有			ビルスペー ス・システム 機器
エム・オー・エル・シ ップマネージメント(株)	東京都港区	50	その他	100.00	有		当社のコンサルタント 業務、当社保有船舶 の管理をしてい る。	ビルスペース
エムオーツーリスト(株)	東京都港区	250	関連事業	100.00	有		当社従業員の出張手 配をしている。	
北日本曳船(株)	北海道 苫小牧市	50	関連事業	62.00 (62.00)			当社運航船舶の曳船 作業をしている。	
グリーン海事(株)	名古屋市港区	95	関連事業	100.00	有		当社運航船舶の曳船 作業をしている。	
グリーン SHIPPING(株)	山口県下関市	172	関連事業	100.00	有		当社の海運代理店を している。	
興産管理サービス(株)	東京都中央区	20	関連事業	100.00 (100.00)				
興産管理サービス・ 西日本(株)	大阪市西区	14	関連事業	100.00 (100.00)				
神戸曳船(株)	神戸市中央区	50	関連事業	100.00 (100.00)			当社運航船舶の曳船 作業をしている。	
国際コンテナ輸送(株)	東京都港区	100	製品輸送事業	51.00 (5.00)			当社の貨物輸送をして いる。	土地
株ジャパン エキスプレス	神戸市中央区	50	関連事業	100.00	有	有	当社の引越貨物取扱 をしている。	

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
商船港運(株)	神戸市中央区	300	製品輸送事業	79.98 (18.33)	有		当社の港湾荷役作業をしている。	ビルスペース・システム機器
商船三井オーシャンエキスパート(株)	東京都港区	100	その他	100.00	有		当社保有船舶の管理をしている。	ビルスペース・システム機器
商船三井海事(株)	大阪市北区	95	関連事業	100.00	有			
商船三井客船(株)	東京都港区	100	関連事業	100.00	有	有		
商船三井近海(株)	東京都港区	660	ドライバルク船事業	100.00	有		当社の貨物輸送をしている。	ビルスペース・システム機器
商船三井興産(株)	東京都中央区	300	関連事業	100.00 (51.02)	有		当社保有の社宅・寮・クラブの管理をしている。	ビルスペース・システム機器
商船三井システムズ(株)	東京都港区	100	その他	100.00	有		当社運用システムの保守管理及びシステム開発をしている。	ビルスペース・システム機器
商船三井テクノトレード(株)	東京都中央区	490	関連事業	100.00	有		当社運航船舶への燃料油、資材等の納入をしている。	
(株)商船三井内航	東京都港区	650	エネルギー輸送事業	100.00	有	有		ビルスペース
商船三井フェリー(株)	東京都中央区	1,577	製品輸送事業	100.00	有			
商船三井ロジスティクス(株)	東京都千代田区	756	製品輸送事業	75.06	有		当社の貨物輸送をしている。	
ダイビル(株) (注) 3、4	大阪市北区	12,227	関連事業	51.07 (0.00)			当社へ不動産の賃貸をしている。	ビルスペース
ダイビル・ファシリテイ・マネジメント(株)	大阪市北区	17	関連事業	100.00 (100.00)				
(株)丹新ビルサービス	京都府福知山市	20	関連事業	100.00 (100.00)				
(株)中国 SHIPPING エージェンシイズ	広島市南区	10	製品輸送事業	100.00	有		当社の海運代理店をしている。	
東海曳船(株)	静岡市清水区	10	関連事業	70.00 (70.00)			当社運航船舶の曳船作業をしている。	
西日本総合設備(株)	神戸市灘区	10	関連事業	100.00 (100.00)				
日産専用船(株)	東京都千代田区	640	製品輸送事業	90.00	有		当社備船船舶を定期備船している。	
日本栄船(株)	神戸市中央区	134	関連事業	87.26 (8.61)	有		当社運航船舶の曳船作業をしている。	
日本水路図誌(株)	横浜市中区	32	関連事業	95.25 (51.77)			当社保有船舶へ海図の納入をしている。	
(株)フェリーさんふらわあ	大分県大分市	100	製品輸送事業	99.00	有	有		
(株)ブルーシーネットワーク	東京都中央区	54	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
(株)ブルーハイウェイエクスプレス九州	鹿児島県鹿児島市	50	製品輸送事業	100.00 (100.00)	有			土地
(株)ブルーハイウェイサービス	東京都港区	30	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
北倉興発(株)	東京都港区	50	関連事業	100.00	有		当社へ不動産の賃貸をしている。	ビルスペース

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
ASIA UTOC PTE. LTD.	SINGAPORE	SG\$ 899,560	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
BAMBOO MOUNTAIN POWER B. V.	NETHERLANDS	US\$ 1	エネルギー輸送事業	100.00				
BANGKOK CONTAINER SERVICE CO., LTD.	THAILAND	THB 10,000,000	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
BANGPOO INTERMODAL SYSTEMS CO., LTD.	THAILAND	THB 130,000,000	製品輸送事業	88.79 (88.79)	有			
CLEOPATRA LNG SHIPPING CO., LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 59,003,000	エネルギー輸送事業	70.00	有			
COCONUTLAND MARITIME INC.	PANAMA	US\$ 38,899	エネルギー輸送事業	100.00	有			
DAIBIRU AUSTRALIA PTY LTD. (注) 3	AUSTRALIA	AU\$ 14,000,000	関連事業	100.00 (100.00)	有			
DAIBIRU CSB CO., LTD.	VIETNAM	VND 349,000百万	関連事業	99.00 (99.00)				
DAIBIRU SAIGON TOWER CO., LTD.	VIETNAM	VND 124,203百万	関連事業	100.00 (100.00)				
EL SOL SHIPPING LTD. S. A.	PANAMA	US\$ 10,000	エネルギー輸送事業	100.00	有			
EMERALD GREEN MARITIME LTD.	MALTA	US\$ 33,361,600	エネルギー輸送事業	100.00				
EURO MARINE CARRIER B. V.	NETHERLANDS	EUR 90,800	製品輸送事業	75.50 (75.50)	有			
EURO MARINE LOGISTICS N. V.	BELGIUM	EUR 16,457,500	製品輸送事業	100.00			当社保有船舶の運航管理をしている。	
EUROMOL B. V.	NETHERLANDS	EUR 8,444,400	その他	100.00 (100.00)	有			
GREEN METHANOL S. A.	PANAMA	US\$ 5,000	エネルギー輸送事業	100.00	有	有		
INDAH SINGA MARITIME PTE. LTD.	SINGAPORE	US\$ 7,015,000	エネルギー輸送事業	100.00				
INTERNATIONAL TRANSPORTATION INC. (注) 3	U. S. A.	US\$ 104,562,811	製品輸送事業	51.00	有			
JENTOWER LTD.	BRITISH VIRGIN ISLANDS	US\$ 1	関連事業	100.00 (100.00)				
K&M MARINE S. A.	PANAMA	0	その他	100.00				
LAKLER S. A. (注) 3	URUGUAY	US\$ 109,900,973	エネルギー輸送事業	100.00	有	有	当社保有船舶の管理をしている。	
LINKMAN HOLDINGS INC.	LIBERIA	US\$ 3,000	その他	100.00	有	有		
LNG CORNFLOWER SHIPPING CORPORATION	MARSHALL ISLANDS	US\$ 100	エネルギー輸送事業	100.00	有	有		
LNG JAPONICA SHIPPING CORPORATION	CYPRUS	US\$ 10,000	エネルギー輸送事業	100.00	有	有		
LNG LILAC SHIPPING CORPORATION	MARSHALL ISLANDS	US\$ 100	エネルギー輸送事業	100.00	有	有		
LNG WATER LILY SHIPPING CORPORATION	MARSHALL ISLANDS	US\$ 1,002,000	エネルギー輸送事業	65.00	有			
MCGC INTERNATIONAL LTD	BAHAMAS	US\$ 1,100	エネルギー輸送事業	80.10	有			
mitsui O. S. K. HOLDINGS (BENELUX) B. V.	ETHERLANDS	EUR 17,245,464	その他	100.00	有			
mitsui O. S. K. LINES (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	THB 20,000,000	製品輸送事業	49.00	有		当社の海運代理店をしている。	
MOG LNG TRANSPORT S. A.	PANAMA	0	エネルギー輸送事業	100.00	有		当社保有船舶の管理をしている。	

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
MOG-IX LNG SHIPHOLDING S. A.	PANAMA	3	エネルギー 輸送事業	100.00	有		保有船舶を当社へ定期 貸船している。	
MOG-X LNG SHIPHOLDING S. A.	PANAMA	US\$ 30,000	エネルギー 輸送事業	100.00	有			
MOL (AMERICAS) HOLDINGS, INC.	U. S. A.	US\$ 200,000	その他	100.00	有			
MOL (AMERICAS) LLC.	U. S. A.	—	その他	100.00 (100.00)	有			
MOL (ASIA OCEANIA) PTE. LTD.	SINGAPORE	SG\$ 2,350,000	その他	100.00	有		当社の海運代理店を している。	
MOL (EUROPE AFRICA) LTD.	U. K.	US\$ 8,402,475	その他	100.00	有		当社の海運代理店を している。	
MOL BRIDGE FINANCE S. A.	PANAMA	US\$ 8,000	ドライバルク 船事業	100.00	有			
MOL CAMERON (NO. 1) S. A. INC.	PANAMA	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	100.00	有	有		
MOL CAMERON (NO. 2) S. A. INC.	PANAMA	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有	有		
MOL CAPE (SINGAPORE) PTE. LTD. (注) 3	SINGAPORE	US\$ 62,752,448	ドライバルク 船事業	100.00				
MOL CHEMICAL TANKERS PTE. LTD. (注) 3	SINGAPORE	SG\$ 262,369,867	エネルギー 輸送事業	100.00				
MOL CONSOLIDATION SERVICE LTD.	HONG KONG	HK\$ 1,000,000	製品輸送事 業	100.00 (100.00)	有			
MOL CONSOLIDATION SERVICE LTD. [CHINA]	CHINA	RMB 8,000,000	製品輸送事 業	100.00				
MOL CONTAINER CENTER (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	THB 10,000,000	製品輸送事 業	99.60 (99.60)				
MOL HONG KONG LTD.	HONG KONG	HK\$ 40,000,000	製品輸送事 業	100.00	有		当社の海運代理店を している。	
MOL LOGISTICS (DEUTSCHLAND) GMBH	GERMANY	EUR 536,856	製品輸送事 業	100.00 (100.00)				
MOL LOGISTICS (EUROPE) B. V.	NETHERLANDS	EUR 413,595	製品輸送事 業	100.00 (100.00)	有			
MOL LOGISTICS (H. K.) LTD.	HONG KONG	HK\$ 14,100,000	製品輸送事 業	100.00 (100.00)				
MOL LOGISTICS (NETHERLANDS) B. V.	NETHERLANDS	EUR 3,048,500	製品輸送事 業	100.00 (100.00)	有			
MOL LOGISTICS (SINGAPORE) PTE. LTD.	SINGAPORE	SG\$ 700,000	製品輸送事 業	100.00 (51.00)				
MOL LOGISTICS (TAIWAN) CO., LTD.	TAIWAN	NT\$ 7,500,000	製品輸送事 業	100.00 (100.00)				
MOL LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	THB 20,000,000	製品輸送事 業	98.50 (98.50)	有			
MOL LOGISTICS (UK) LTD.	U. K.	GBP 400,000	製品輸送事 業	100.00 (100.00)				
MOL LOGISTICS (USA) INC.	U. S. A.	US\$ 9,814,000	製品輸送事 業	100.00 (100.00)				
MOL LOGISTICS HOLDING (EUROPE) B. V.	NETHERLANDS	EUR 19,360	製品輸送事 業	100.00 (100.00)				
MOL MANNING SERVICE S. A.	PANAMA	US\$ 3,888,668	その他	100.00	有			
MOL NETHERLANDS BULKSHIP B. V.	NETHERLANDS	EUR 18,000	ドライバルク 船事業	100.00	有			
MOL NORDIC TANKERS TRADING A/S	DENMARK	DKK 600,000	エネルギー 輸送事業	100.00 (100.00)				

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
MOL TREASURY MANAGEMENT PTE. LTD.	SINGAPORE	US\$ 2,000,000	その他	100.00	有			
MOL WORLDWIDE LOGISTICS, LTD.	HONG KONG	HK\$ 58,600,000	製品輸送事 業	100.00 (100.00)	有			
NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 50,003,000	エネルギー 輸送事業	70.00	有			
NISSAN CARRIER EUROPE B. V.	NETHERLANDS	EUR 195,220	製品輸送事 業	100.00 (100.00)	有			
OAKWOOD TANKERS PTE. LTD.	SINGAPORE	100	エネルギー 輸送事業	100.00 (100.00)				
PHOENIX TANKERS PTE. LTD. (注) 3	SINGAPORE	US\$ 379,311,359	エネルギー 輸送事業	100.00			当社保有船舶の運航 管理をしている。	
PINE MOUNTAIN POWER B. V.	NETHERLANDS	US\$ 1	エネルギー 輸送事業	100.00				
PT. HANOCHEM SHIPPING	INDONESIA	IDR 20,000百万	エネルギー 輸送事業	49.00	有			
SAMBA OFFSHORE S. A.	PANAMA	US\$ 10,000	エネルギー 輸送事業	100.00	有			
SHANGHAI HUAJIA INTERNATIONAL FREIGHT FORWARDING CO., LTD.	CHINA	US\$ 1,720,000	製品輸送事 業	76.00 (76.00)			当社の海運代理店を している。	
SHINING SHIPPING S. A.	PANAMA	US\$ 10,000	エネルギー 輸送事業	100.00	有			
THAI INTERMODAL SYSTEMS CO., LTD.	THAILAND	THB 77,500,000	製品輸送事 業	100.00 (100.00)	有			
TRAPAC, LLC.	U. S. A	—	製品輸送事 業	100.00 (100.00)				
TRAPAC JACKSONVILLE, LLC.	U. S. A	—	製品輸送事 業	100.00 (100.00)	有			
UNIX LINE PTE. LTD.	SINGAPORE	US\$ 344,467	エネルギー 輸送事業	100.00 (100.00)				
UTOE ENGINEERING PTE. LTD.	SINGAPORE	SG\$ 2,000,000	製品輸送事 業	100.00 (100.00)				
WHITE LOTUS PROPERTIES LTD. (注) 3	BRITISH VIRGIN ISLANDS	6,810	関連事業	100.00 (100.00)				
WORLD LOGISTICS SERVICE (U. S. A.), INC.	U. S. A.	US\$ 200,000	製品輸送事 業	100.00 (100.00)				
その他243社								

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
持分法適用関連会社								
旭タンカー㈱	東京都 千代田区	600	エネルギー 輸送事業	29.03	有		保有船舶を当社へ定期貸船している。	
オーシャン ネットワーク エクスプレス ホールディングス㈱ (注) 5	東京都港区	50	製品輸送事業	31.00	有			
上海貨客船㈱	東京都港区	100	製品輸送事業	31.98	有			
新洋海運㈱	堺市堺区	100	関連事業	36.00				
日本コンセプト㈱ (注) 4	東京都 千代田区	600	製品輸送事業	15.00	有			
㈱名門大洋フェリー	大阪市西区	880	製品輸送事業	41.13 (3.57)	有			
AKOFS OFFSHORE AS	NORWAY	NKR 60,000,000	エネルギー 輸送事業	25.00		有		
ALGERIA NIPPON GAS TRANSPORT CORP.	BAHAMAS	US\$ 100,000	エネルギー 輸送事業	25.00	有	有		
AL-MUSANAH MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A.	PANAMA	US\$ 19,040,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有	有	当社保有船舶の管理をしている。	
AQUARIUS LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
ARAMO SHIPPING (SINGAPORE) PTE. LTD.	SINGAPORE	US\$ 20,742,962	エネルギー 輸送事業	50.00 (50.00)	有			
ARCTIC BLUE LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有	有		
ARCTIC GREEN LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有	有		
ARCTIC PURPLE LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有	有		
ARCTIC RED LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 37,441,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有	有		
AREA 1 MEXICO MV34 B. V.	NETHERLANDS	US\$ 100,000	エネルギー 輸送事業	30.00	有			
AREEJ LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 22,000,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有			
ARIES LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
ASIA LNGT COMPANY LTD. (注) 6	MARSHALL ISLANDS	US\$ 4,000,000	エネルギー 輸送事業	- (-)	有			
CAMARTINA SHIPPING INC.	LIBERIA	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	28.24	有			
CAPRICORN LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
CARIOCA MV27 B. V.	NETHERLANDS	EUR 169,419,959	エネルギー 輸送事業	20.60	有			
CERNAMBI NORTE MV26 B. V.	NETHERLANDS	EUR 175,026,035	エネルギー 輸送事業	20.60	有			
CERNAMBI SUL MV24 B. V.	NETHERLANDS	EUR 162,159,525	エネルギー 輸送事業	20.60	有			
CHINA ENERGY ASPIRATION LNG SHIPPING CO., LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有	有		
CHINA ENERGY AURORA LNG SHIPPING CO., LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有	有		



名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
CHINA ENERGY GLORY LNG SHIPPING CO., LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有	有		
CHINA ENERGY HOPE LNG SHIPPING CO., LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有	有		
CHINA ENERGY PEACE LNG SHIPPING CO., LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有	有		
CHINA ENERGY PIONEER LNG SHIPPING CO., LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有	有		
DEN HARTOGH HOLDINGS B. V.	NETHERLANDS	EUR 60,750	エネルギー 輸送事業	20.00 (20.00)	有			
DUNE LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 39,375,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有			
DUQM MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A.	PANAMA	US\$ 25,660,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
ENERGY SPRING LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 30,000,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有	有		
ETHANE CRYSTAL LLC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 27,500,000	エネルギー 輸送事業	49.00	有			
ETHANE EMERALD LLC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 25,900,000	エネルギー 輸送事業	49.00	有			
ETHANE OPAL LLC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 25,800,000	エネルギー 輸送事業	49.00	有			
ETHANE PEARL LLC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 27,500,000	エネルギー 輸送事業	49.00	有			
ETHANE SAPPHIRE LLC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 25,800,000	エネルギー 輸送事業	49.00	有			
ETHANE TOPAZ LLC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 25,800,000	エネルギー 輸送事業	49.00	有			
FASHIP MARITIME CARRIERS INC.	PANAMA	—	ドライバルク 船事業	50.00	有			
GEARBULK HOLDING AG	SWITZERLAND	US\$ 228,100,000	ドライバルク 船事業	49.00	有	有		
GEMINI LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
HAIMA MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A.	PANAMA	US\$ 14,610,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
ICE GAS LNG SHIPPING CO., LTD.	CYPRUS	EUR 1,710	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
J5 NAKILAT NO.1 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 53,400,000	エネルギー 輸送事業	26.74	有			
J5 NAKILAT NO.2 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 50,600,000	エネルギー 輸送事業	26.74	有			
J5 NAKILAT NO.3 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 53,800,000	エネルギー 輸送事業	26.74	有			
J5 NAKILAT NO.4 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 51,400,000	エネルギー 輸送事業	26.74	有			
J5 NAKILAT NO.5 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 50,200,000	エネルギー 輸送事業	26.74	有			
J5 NAKILAT NO.6 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 51,600,000	エネルギー 輸送事業	26.74	有			
J5 NAKILAT NO.7 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 52,000,000	エネルギー 輸送事業	26.74	有			
J5 NAKILAT NO.8 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 50,800,000	エネルギー 輸送事業	26.74	有			
JOINT GAS LTD.	CAYMAN ISLANDS	US\$ 12,000	エネルギー 輸送事業	33.98	有			

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
JOINT GAS TWO LTD.	CAYMAN ISLANDS	US\$ 12,000	エネルギー輸送事業	50.00	有			
KARMOL LNG COMPANY LTD. (注) 6	MALTA	US\$ 11,100,000	エネルギー輸送事業	50.00	有	有		
KARMOL POWERSHIP COMPANY LTD.	MALTA	US\$ 145,000,000	エネルギー輸送事業	25.00	有			
LIBRA MV31 B. V.	NETHERLANDS	US\$ 100,000	エネルギー輸送事業	20.60	有			
LIWA MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A.	PANAMA	US\$ 50,000	エネルギー輸送事業	50.00	有			
LNG FUKUROKUJU SHIPPING CORP.	BAHAMAS	1	エネルギー輸送事業	30.00	有			
LNG JUROJIN SHIPPING CORP.	BAHAMAS	1	エネルギー輸送事業	30.00	有			
LNG ROSE SHIPPING CORP.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 46,000,100	エネルギー輸送事業	50.00	有			
MAPLE LNG TRANSPORT INC.	PANAMA	0	エネルギー輸送事業	50.00	有			
MEDITERRANEAN LNG TRANSPORT CORP.	BAHAMAS	US\$ 200,000	エネルギー輸送事業	25.00	有	有		
MOL CAMERON (NO. 3) S. A. INC.	PANAMA	US\$ 1,000	エネルギー輸送事業	50.00	有	有		
MOZAMBIQUE FSRU COMPANY LTD. (注) 6	MARSHALL ISLANDS	US\$ 9,781,400	エネルギー輸送事業	- (-)	有			
OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. (注) 5	SINGAPORE	US\$ 3,000百万	製品輸送事業	- (-)	有		当社保有船舶を定期貸船している。	
ORYX LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 15,750,000	エネルギー輸送事業	20.00	有			
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 1 LTD.	LIBERIA	US\$ 1,000	エネルギー輸送事業	28.24	有			
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 2 LTD.	LIBERIA	US\$ 850	エネルギー輸送事業	28.24	有			
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 3 LTD.	LIBERIA	US\$ 850	エネルギー輸送事業	28.24	有			
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 4 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 38,248,944	エネルギー輸送事業	25.00	有			
PKT LOGISTICS GROUP SDN. BHD.	MALAYSIA	MYR 276,353,999	製品輸送事業	35.13	有			
PT JAWA SATU REGAS	INDONESIA	IDR 11,272百万	エネルギー輸送事業	19.00 (19.00)	有			
PT. BHASKARA INTI SAMUDRA	INDONESIA	US\$ 24,000,000	エネルギー輸送事業	19.20	有			
QATAR LNG TRANSPORT LTD.	LIBERIA	US\$ 1,000	エネルギー輸送事業	23.00	有	有		
RAYSUT MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A.	PANAMA	US\$ 14,010,000	エネルギー輸送事業	50.00	有			
ROTTERDAM WORLD GATEWAY B. V.	NETHERLANDS	EUR 14,018,000	製品輸送事業	20.00 (20.00)	有			
SEALOADING HOLDINGS AS	NORWAY	NKR 32,001,154	エネルギー輸送事業	50.00	有			
SEPIA MV30 B. V.	NETHERLANDS	US\$ 100,000	エネルギー輸送事業	20.60	有			
SKIKDA LNG TRANSPORT CORP.	BAHAMAS	US\$ 200,000	エネルギー輸送事業	25.00	有	有		
SOUTH CHINA TOWING CO., LTD.	HONG KONG	HK\$ 12,400,000	関連事業	25.00	有		当社運航船舶に対する離着岸支援作業をしている。	
SRV JOINT GAS LTD.	CAYMAN ISLANDS	US\$ 50,000	エネルギー輸送事業	48.50	有	有		

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
SRV JOINT GAS TWO LTD.	CAYMAN ISLANDS	US\$ 50,000	エネルギー 輸送事業	48.50	有	有		
T. E. N. GHANA MV25 B. V.	NETHERLANDS	EUR 149,649,663	エネルギー 輸送事業	20.00	有			
TAN CANG-CAI MEP INTERNATIONAL TERMINAL CO., LTD.	VIETNAM	VND 868,510百万	製品輸送事 業	21.33				
TAN CANG NORTHERN MARITIME JOINT STOCK COMPANY	VIETNAM	VND 118,560百万	関連事業	36.00	有			
TAN CANG-CAI MEP TOWAGE SERVICES CO., LTD.	VIETNAM	VND 112,717百万	関連事業	40.00	有		当社運航船舶の曳船 作業をしている。	
TARTARUGA MV29 B. V.	NETHERLANDS	US\$ 206,138,000	エネルギー 輸送事業	20.60	有			
TIPS CO., LTD.	THAILAND	THB 100,000,000	製品輸送事 業	24.44	有			
TIWI LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 22,000,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有			
TRANS PACIFIC SHIPPING 2 LTD.	BAHAMAS	3,961	エネルギー 輸送事業	20.00	有			
TRANS PACIFIC SHIPPING 5 LTD.	BAHAMAS	2,672	エネルギー 輸送事業	50.00	有	有		
TRANS PACIFIC SHIPPING 8 LTD.	BAHAMAS	2,065	エネルギー 輸送事業	50.00	有	有		
TRINITY LNG CARRIER INC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 500	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
VIKEN MOL AS (注) 7	NORWAY	US\$ 55,500,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
VIKEN SHUTTLE AS (注) 7	NORWAY	US\$ 38,103,976	エネルギー 輸送事業	- (-)	有			
その他6社								

- (注) 1. 主要な事業の内容欄にはセグメントの名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の( )内は間接所有割合で内数となっております。
3. 特定子会社に該当しております。
4. 有価証券報告書を提出しております。
5. オーシャン ネットワーク エクスプレス ホールディングス(株)は、OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. の普通株式の100%を所有する持株会社であります。
6. KARMOL LNG COMPANY LTD. は、ASIA LNGT COMPANY LTD. 及びMOZAMBIQUE FSRU COMPANY LTD. の発行済株式数の100%を所有する持株会社であります。
7. VIKEN MOL ASは、VIKEN SHUTTLE ASの発行済株式数の100%を所有する持株会社であります。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
ドライバルク船事業	276 (45)
エネルギー輸送事業	826 (71)
製品輸送事業	4,754 (478)
うち、コンテナ船事業	3,719 (340)
関連事業	2,096 (1,653)
その他	651 (46)
全社 (共通)	328 (84)
合計	8,931 (2,377)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

区分	従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
陸上従業員	761 (194)	39.0	15.0	9,892,442
海上従業員	317 (35)	33.0	11.6	10,359,088
合計	1,078 (229)	37.2	14.0	10,029,665

セグメントの名称	従業員数 (人)
ドライバルク船事業	190 (44)
エネルギー輸送事業	381 (53)
製品輸送事業	168 (34)
うち、コンテナ船事業	60 (12)
関連事業	18 (2)
その他	0 (12)
全社 (共通)	321 (84)
合計	1,078 (229)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 陸上及び海上従業員の平均年間給与は、賞与及び時間外手当等を含んでおります。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (3) 労働組合の状況

陸上従業員の労働組合は商船三井労働組合と称し、また、海上従業員は全日本海員組合に加入しております。現在、労使間に特別の紛争等はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末時点において当社が判断したものです。

#### (1) 会社の経営の基本方針

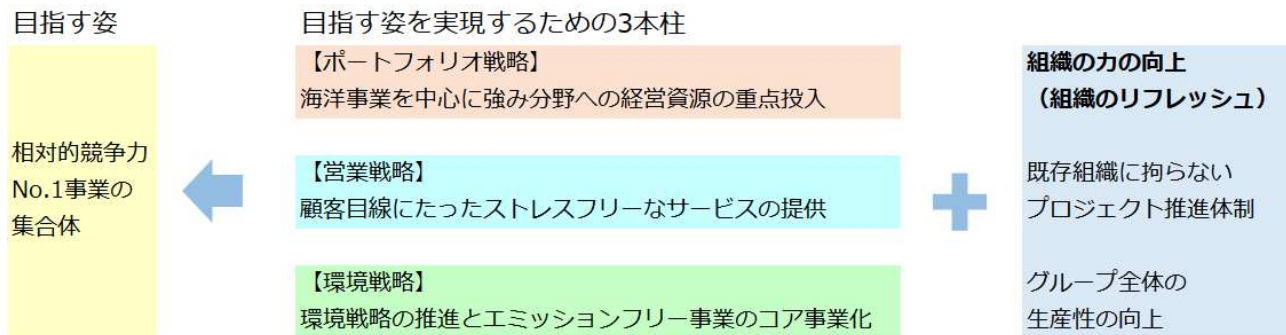
当社は、グループ企業理念（2001年4月策定）において、以下の通り3つの柱を掲げております。

<商船三井グループ企業理念>

- ① 顧客のニーズと時代の要請を先取りする総合輸送グループとして世界経済の発展に貢献します
- ② 社会規範と企業倫理に則った、透明性の高い経営を行ない、知的創造と効率性を徹底的に追求し企業価値を高めることを目指します
- ③ 安全運航を徹底し、海洋・地球環境の保全に努めます

#### (2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は2017年度から経営計画「ローリングプラン」を導入し、相対的競争力No.1事業の集合体を目指し、年度ごとの具体的な重点項目を設定し、その実現に向けて取り組んでまいりました。特に従来型の海運業は船腹の供給過剰の常態化により適正かつ安定的なリターンを得ることは困難になるとの見通しのもと、財務規律を意識しながら当社グループが強みを発揮できる事業・プロジェクトに経営資源を優先的に投入し、将来に亘る安定利益の積み増しを図ってきました。



2020年度は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大や原油価格の大幅下落による経済への影響が、当社の経営戦略に重大な影響を及ぼすとの認識の下、ローリングプラン特別委員会を設置し、まずは守りの策を実行し、同時並行で当社独自のメガトレンド予測により新型コロナウイルス感染拡大が及ぼす世界経済と当社グループの事業への影響の把握を行いました。その上で、今年度の「ローリングプラン2020」では、「成長軌道への復帰」を最優先テーマとしつつ、目指す姿とそれを実現するための3本柱を継続して掲げ、事業を推進してまいります。

<対応方針（成長軌道への復帰）>

#### 1) 守りの策の実行

緊急対策として、ローリングプラン特別委員会の指揮のもと、以下対応を取りました。

##### ① 危機対応としてのエクスポージャー縮減

業績への影響を最小限にとどめるためのリスクエクスポージャー縮減策として、船腹調整（停船・短期傭船の返船・保有船腹の処分）を適宜実行し、加えて運賃先物取引による損益ヘッジ等の対策を講じることで、業績への影響を最小限に留めます。

##### ② 投資計画の見直し

全世界的な需要の減退による経済状況の変化に対応し、また新型コロナウイルス収束後の世界経済のトレンドを見極めながら、今後機動的に投資計画を見直します。

#### 2) 事業への影響把握（メガトレンド予測）

当社独自のメガトレンド予測を行い、新型コロナウイルス感染拡大による当社グループ各事業への影響を以下のとおり想定しております。

- ① ドライバルク船事業
- ・2020年は鉄鋼関係・一般炭を中心に前年比減少、経済活動回復の遅れに伴って荷動きの停滞は2021年中も継続し、2019年レベルへの回復は2022年以降となる可能性がある。
  - ・世界需要・生産の約半分を占める中国の鉄鋼内需は維持されるが、感染拡大状況によってはASEAN5・欧米の鉄鋼輸入が大きく減少する可能性がある。
- ② エネルギー輸送事業
- ・石油需要低下と原油価格低迷により急増した石油洋上備蓄のための船腹需要が2020年度後半以降は解消し、タンカー備船市況下落を見込む。2021年度以降の需給動向は不透明。
  - ・世界のOil & Gas企業は本年度の資本支出予算削減を発表。上流投資は一様に大幅削減の方向であり、各種開発計画の中止・延期が顕在化する。
- ③ 製品輸送事業
- ・自動車の海上荷動きが2019年水準まで回復するのは2023年以降となる可能性がある（但し主要マーケットである欧米諸国での経済政策次第では回復が早まる可能性あり）。
  - ・世界のコンテナ荷動きの底打ちは7-9月。2020年通年の荷動きは前年比△25%程度。2022年頃には、荷動きが2019年の水準程度まで回復すると想定する。
  - ・フェリー・内航RORO船は、荷動きへの影響は比較的小さいものの、フェリー旅客が大幅に減少する。

### 3) 攻めの戦略

メガトレンド予測に基づく影響把握の結果、コロナ禍からの回復過程において世界経済全体は一定の浮揚を示すものの、その回復のスピードは緩慢で弱々しいものととどまる可能性が高いと考えます。当社事業においても“business as usual”ではなく、各事業がその特性に応じて、新規事業の開拓、コスト削減、事業モデルの変革に一段踏み込むことをローリングプラン特別委員会で確認しました。攻めの戦略として、事業特性に応じた成長戦略・構造改革に取り組みます。

#### <目指す姿を実現する3本柱>

目指す姿を実現するための3本柱の具体策を以下のとおり定めました。

- ① 「ポートフォリオ戦略」：海洋事業を中心に強み分野への経営資源の重点投入  
 メガトレンド予測に基づき、エネルギー・海洋事業における環境関連投資は一時的にスローダウンするが、長期的には伸長する分野との認識から、「海洋事業を中心に」という方向性は堅持します。海洋事業全体の中でも重心をFSRU、LNG発電船分野にシフトさせ、当社に強みがあるLNG輸送・ハンドリング分野にも注力します。
- ② 「営業戦略」：顧客目線にたったストレスフリーなサービスの提供
- ・デジタルマーケティングの強化  
 ICTを活用した顧客満足度向上施策（MOL Lighthouseの機能強化とプラットフォーム化を目指す）を継続します。
  - ・ワンストップサービス展開  
 ケミカル総合物流、洋上風力発電周辺事業に取り組みます。
  - ・環境ニーズを捉えた提案型営業  
 顧客が求める環境負荷の少ないサービスを提供すべく、LNG燃料化や再生可能エネルギーを使用した本船の導入を進めて参ります。
- ③ 「環境戦略」：環境戦略の推進とエミッションフリー事業のコア事業化  
 当社は従来掲げてきた「環境ビジョン2030」に代え、IMO目標の達成へ向けたコミットメントをより明確化した「商船三井グループ 環境ビジョン2.0」を制定しました。

#### [商船三井グループ環境ビジョン2.0]

商船三井グループは、環境課題に向き合い、グループの総力を結集して、持続可能なネットゼロGHGエミッションを実現します。

(中長期数値目標)

- 1) 2030年に持続可能なネットゼロ温室効果ガス（GHG）エミッション外航船を創出します。
- 2) 2050年に船からのGHG排出総量を2008年比50%削減します。
- 3) 今世紀中のできる限り早期にネットゼロGHGエミッションを実現します。

④ グループ会社の垣根を越えて取り組む「組織の力の向上」（組織のリフレッシュ）

a. 既存組織に拘らないプロジェクト推進体制

本社の既存組織・グループ会社に点在している知見・リソースを結集し、機動力を高めて新しいビジネスの獲得に繋がります。

b. グループ全体の生産性向上

15%の生産性向上を目標とし、その成果から捻出した人材を成長領域に再配置する。在宅勤務恒常化による生産性向上効果を踏まえ、目標の早期達成を目指します。

<財務上の影響と対応方針>

財務面においては、荷動きの減少に伴う運賃収入等の減少が見込まれるものの、燃料消費量節減をはじめとする運航費の削減に加え、船腹調整や投資計画の見直し等により資金確保に努めます。また、想定を上回る資金需要が生じた際にも、大手都市銀行との間に約1,400億円、残存期間3～4年におよぶコミットメントライン契約を有しており、必要な資金を確保できる体制を整えております。

<サステナビリティ課題（マテリアリティ）への取り組み>

2019年度に特定したサステナビリティ課題（※）における具体的な取り組みの例として、以下のプロジェクトを推進しております。海洋・地球環境の保全のみならず、これらプロジェクトの推進によって生み出される環境負荷の低いサービスは当社が提供しうる付加価値の一つであり、持続可能な社会への貢献を示すものと考えております。

（※）当社の社会価値向上に向け、事業活動を通じて優先的に取り組むべき社会課題

・ LNG燃料関連プロジェクト（石炭船、フェリー、LNGバンカリング）

従来の燃料油に比べて二酸化炭素の排出を3割減らすLNGを主燃料とした船を建造・運航し、環境負荷の低減に努めます。また船用燃料としてのLNGを普及させるべく、LNG燃料を供給する船を保有・運航するプロジェクトを進めております。

・ ウインドチャレンジャー

世界発となる硬翼帆式風力推進装置（風力エネルギーを推進力に変換・利用する装置）を石炭船に搭載し、環境負荷の低減と航行燃料の削減による経済性の向上を図ります。

・ FSRU LNG再ガス冷熱発電

FSRUの再ガス化プロセスに有機ランキンサイクル（注）を用いることで、これまで海水に排出していたLNG冷熱を発電エネルギーとして利用することが可能となり、FSRUの燃料消費及び二酸化炭素の排出削減を目指します。

（注）有機化合物からなる熱媒体を介して温度差を発電エネルギーに変換する熱機関の理論サイクル

<コンプライアンス上の対処すべき課題>

当社グループは、2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象となっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟がカナダ及び英国において提起されております。このような事態を厳粛に受け止め、当社グループでは独禁法をはじめとするコンプライアンス強化と再発防止に引き続き取り組んでまいります。

## 2 【事業等のリスク】

当社グループの主たる事業である海上輸送の分野において、世界各国の経済情勢やテロ・戦争その他の政治的、社会的な要因、自然現象・災害、及び伝染病、ストライキ、その他の要因による社会的混乱等により、予期せぬ事象が発生した場合には、関連の地域や市場において、事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

この他に当社グループの事業活動や業績、株価及び財務状況等において、悪影響を及ぼす可能性があると考えられる主なリスクには、次のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末時点において当社グループが判断したものです。

### (1) 海運市況の変動

当社グループの主たる事業分野である海運事業の運賃・傭船市況は、世界各国の景気動向や商品市況、政治・社会的な要因及び自然現象・災害等の影響、海上荷動き量や船腹供給量等の増減を受けた船腹需給の不均衡等の影響により、大きく変動する可能性があります。当社グループは2020年3月末時点で、ドライバルク船、油送船、自動車船、LNG船、コンテナ船など約820隻の船舶を運航し、資源から製品まで様々な種類の貨物を運んでおります。貨物・船型ごとに需給があり、それぞれに市況が形成されておりますが、それらの市況には相関関係が高いものがある一方、経済環境によってはマイナスの相関が働いて相互に打ち消し合うものもあります。中長期契約を結ぶことができる船種であるか、どの程度の市況エクスポージャーを持つかも勘案しつつ、最適な事業ポートフォリオを組むことによって、リスクを軽減しながら、より高く安定的なリターン追求に努めております。また、顧客との長年の信頼関係で築き上げた中長期契約により、安定した将来のキャッシュフローを堅実に積み上げ、運航コスト削減に努めることによって、海運市況変動による業績変動のリスク軽減に努めておりますが、当社想定を大きく超える大幅な市況下落は当社グループの損益に悪影響を及ぼします。

### (2) 為替レートの変動

当社グループの事業では、売上のうち、米ドル建ての海上運賃収入が多くを占めております。費用についても、船舶資本費、燃料費、海外における荷役費・一般管理費等、米ドル・現地通貨建ての費用があります。費用のドル化を進めるとともに、通貨ヘッジ取引を行い、米ドルの為替レート変動による悪影響を最小限に止める努力をしておりますが、外貨建て収入が費用を上回っていることにより、他の通貨に対する円高（特に米ドルに対する円高）は当社グループの損益に悪影響を及ぼします。また、海外子会社が保有する船舶資産やそれにかかわる負債等、外貨建てのものを有するため、円建ての連結貸借対照表においては、換算時の為替レートにより、元の現地通貨における市場価値が変わらなかったとしても、計上する換算価値が影響を受ける可能性があります。

### (3) 船舶燃料油価格の変動

当社グループの事業では、船舶運航のための燃料の調達が不可欠なものとなっております。燃料費については、燃料ヘッジ取引により調達コストの平準化・削減に努めておりますが、その上昇は当社業績へ悪影響を及ぼします。船舶燃料油の市場価格は概ね原油価格に連動しており、世界の景気動向、産油地域をはじめとする地域情勢、米国を中心とする在庫水準、投機資金の流入等により影響を受ける可能性があります。また、今後SOx（硫黄酸化物）やCO2の排出量を抑制する環境規制の強化・拡大に伴い、環境負荷の低い良質な燃料の使用、追加設備の船舶搭載が求められ、燃料油コストや船舶コストの上昇が予想されます。当社グループは顧客の理解を得ながら運賃等への反映を行ってまいります。全てのコスト上昇を反映できない場合には、燃料油価格の変動等で当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

### (4) 金利の変動

当社グループの事業では、船舶等の新設や更新のために、継続的な設備投資を行っております。有利子負債の削減に努めておりますが、運転資金及び設備資金は主として外部借入れにて行っております。固定金利での借入れや金利スワップ取引により金利の固定化を進めておりますが、変動金利で調達している資金については、金利の変動の影響を受けます。また、金利の変動により、将来の資金調達コストが影響を受ける可能性があります。

### (5) 公的規制

当社グループの主たる事業分野である外航海運業では、設備の安全性や船舶の安全運航のために、国際機関及び各国政府の法令、船級協会の規則等様々な公的規制を受けております。また、その他の事業分野も含め、事業を展開する各国において、事業、投資の許可をはじめ、運送、通商、独占禁止、租税、為替規制、環境、各種安全確保等の法規制の適用を受けております。これらの規制を遵守するためにはコストが発生しており、また、これらの規制が変更された場合、若しくは新たな規制等が導入された場合には、新たなコストが発生する可能性があります。加えて、当社グループは、これらの規制の遵守体制を構築し、運用状況について情報収集を行っておりますが、関係当局による調査の対象となることや、その調査の結果によっては処分や処罰を受けることがあります。それらにより、当社グループの活動が制限される可能性や、事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。



#### (6) 気候変動リスク

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択、各国で批准されたのを機に、気候変動や地球温暖化の原因とされる温室効果ガス（GHG）の削減を目的とした取り組みが世界的に進められております。今後、地球温暖化対策として規制の強化等により、これらに関連する対策費用が増加した場合や、特定地域における法令又は規制を遵守することが困難になった場合には、当該地域における当社グループの事業運営が影響を受ける可能性があります。

船舶は世界中の海上を移動するため、一国だけで対処することができない問題が多く、国際的な取り組みが不可欠であるため、国際海運におけるGHG排出目標は国際海事機関（IMO）において決定されました。

当社グループは気候変動リスクの重要性を認識し、IMO目標の達成へ向けたコミットメントをより明確化した「商船三井グループ 環境ビジョン2.0」を制定しました。環境ビジョン2.0で掲げる目標達成に向けて、クリーン代替燃料の導入、省エネ技術の導入、効率運航の深度化、ネットゼロを可能にするビジネスモデル構築、低炭素事業の拡大に取り組みます。しかしながら、これらの取り組みでも気候変動リスクを完全に回避することは困難であり、地球温暖化対策として規制の強化等により、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

#### (7) 取引先との関係

当社グループが船舶を調達するにあたっては、自らが保有するほか第三者からの傭船による場合があります。また船舶の投入先については、特に鉄鋼原料船、油送船、LNG船部門等において、顧客との中長期契約に基づく安定利益の積み上げを重視しております。それらの取引先の経営状態の悪化や船舶を投入予定のプロジェクトの遅延等により、契約の全部または一部が履行されない場合、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの顧客は、製造業、小売業、エネルギー関連等多岐にわたっております。これら取引先の開発、生産、販売計画等の動向により、当社グループの事業及び業績が影響を受ける可能性があります。

#### (8) 投資計画の進捗に関わる影響

当社グループは、競争優位を保ち、リターンをより確かなものにするべく、海洋事業を中心として当社グループが強みを持つ分野に経営資源を重点的に投入しておりますが、投資先の関係国の政治情勢、経済状況、自然災害、関係国政府の方針変更・規制・制裁、パートナーの動向、技術的課題、投資相手先の信用リスク等によって、投資が想定通りに進捗せず、投下資金の回収不能、撤退の場合に追加損失が発生するリスク、及び計画した利益が上がらないなどのリスクを負っております。

船舶投資等は新造船の発注から竣工までには数年の年月を要します。その間の輸送需要の変化で業績が影響を受ける可能性があります。建造中の事故等に伴う納入遅延の可能性や、造船所の経営難など造船所自体に関わる要因によっても影響を受ける可能性があります。

新規の投資決定にあたっては、投資の意義・目的を明確にした上で、投資のリスクの可能性・規模を認識・測定し、事業特性を踏まえて決定した投下資金に対する利回りが期待収益率を上回っているか否かを評価し、選別を行っております。しかしながら、このような投資評価の段階での案件の選別を厳格に行っておりますが、期待する利益が上がらないというリスクを完全に回避することは困難であり、事業環境の変化や案件からの撤退等に伴い、当社の業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。また融資においては、融資先の財務状況等を定期的にモニタリングして回収懸念の早期把握や軽減を図っておりますが、融資先の信用リスクの悪化に伴う貸倒引当金の計上等により、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

#### (9) 船舶の運航

当社グループは、「安全運航と海洋・地球環境の保全」を経営理念に掲げ、独自の「MOL安全管理制度」を確立し、船員教育や訓練システムを充実させて事故を起こさないよう万全の体制をとっております。しかしながら、常時約820隻（短期傭船等を含む）の船舶を世界中で運航しており、万一洋上で不慮の事故、特に油濁事故及びそれに起因する海洋汚染等が起こった場合は事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは運航する船舶への海賊・テロ行為について対策を講じておりますが、万一襲撃を受けた場合は事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 自然現象・災害、及び伝染病に関するリスク

地震等の災害や感染症の流行により、当社グループの運航船・事業所・設備や社員に被害が発生し、事業活動に支障が生じる可能性があります。

当社グループでは、災害や感染症の流行に際して、運航船と役職員の安全を最優先に確保し、事業の中核である「海上運送サービス」の提供継続と、万が一それが中断した場合に早期復旧を図ることを目的に、事業継続計画（BCP）を策定しております。この事業継続計画では、船舶の安全運航維持に関わる業務、運送契約、傭船契約の履

行、財務手当て、要員確保等の実施に向けて対応組織、権限等を整備し、具体的な実施手順をマニュアル化しております。また、以前から災害等を想定した本社・社外での訓練等を定期的の実施し、そこで明確になった課題に対処することで、より実効性を高めております。しかし、これによっても災害等による被害を完全に回避できるわけではなく、被害発生時に当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

#### <新型コロナウイルス感染拡大による影響>

新型コロナウイルスの感染拡大リスクに対して、当社は2020年2月3日に対策本部を立ち上げ、如何なる状況にあっても、当社の社会的使命である輸送インフラとしての役割を、物資の安定的な輸送継続を通じて果たすべく、次の3点を最重要課題と掲げ、対応してきました。

- ①当社運航船の安全運航、安定輸送の徹底
- ②顧客・取引先等と当社役職員の安全確保・感染拡大の防止
- ③感染拡大リスクの長期化を想定した上での事業継続体制の構築

なお、当社は日本政府の緊急事態宣言に先駆けて2020年3月9日に本社・全支店を全面的な在宅勤務に移行させ、これを継続しております。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は事業セグメント別に状況は異なるものの、荷動きの停滞、減少による当社事業への多大な影響が予想されます。各事業セグメントへの影響については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境と対処すべき課題」をご参照ください。

#### (11) 情報システム事故等による影響

当社グループの事業及び業務は、情報システムに大きく依存しており、重大ICTインシデント（ICTシステム障害、サイバー攻撃、自然災害、オペレーションミス等を起因として発生または発生の可能性があるセキュリティ・プライバシーの侵害及び当社グループの信頼低下等）が発生した場合には、当社グループの事業が大きな影響を受ける可能性があります。当社グループでは「重大ICTインシデント対策本部規程」及び「重大ICTインシデント対応ガイドライン」において、グループ共通のインシデントレベルの判断基準、インシデントレベルに応じた対応方針を定めております。重大なICTインシデントが発生した場合には、対策本部が設置され、ステークホルダー（株主、顧客、メディアなど）への報告・説明、技術的・法的対応等を速やかに組織的に実施し、当社グループの利益、ブランド、信用を著しく損なう事態の発生を防ぐ体制としております。

#### (12) 船舶等の売却等における影響

当社グループは、海運市況の動向や船舶の技術革新による陳腐化、又は公的規制の変更等による使用制限等により、保有する船舶を売却する場合や傭船する船舶の傭船契約を中途解約する場合があります。また、海運市況の悪化に伴い、保有する船舶の固定資産の収益性が低下し、減損損失を計上する可能性があります。その結果として、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

#### (13) 投資有価証券における評価損の影響

当社グループは、投資有価証券のうち時価のあるものについて、期末最終営業日の市場価格による時価評価を行っております。その結果、株式市況の変動等により投資有価証券評価損を計上し、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

#### (14) 繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、将来の課税所得の見積りに基づいて繰延税金資産の回収可能性を評価しております。その見積額が減少し、将来において繰延税金資産の一部又は全部が回収できないと判断した場合、あるいは税制変更等による税率の変更があった場合、繰延税金資産を取崩し、税金費用を計上することとなり、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。なお、当社及び一部の連結子会社は、2020年度から連結納税制度を適用することとなっております。

なお、上記は当社グループの事業その他に関し、予想される主なリスクを具体的に例示したものであり、ここに記載されたものが当社グループのすべてのリスクではありません。また、将来の予測等に関する記述は、現時点で入手された情報に基づき合理的と判断した予想であり、潜在的なリスクや不確実性その他の要因が内包されております。従い、実際の業績は、見通しと異なる結果となる可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	増減額 / 増減率
売上高 (億円)	12,340	11,554	△786 / △6.4%
営業損益 (億円)	377	237	△139 / △37.0%
経常損益 (億円)	385	550	165 / 42.8%
親会社株主に帰属する 当期純損益 (億円)	268	326	57 / 21.4%
為替レート	¥110.63/US\$	¥109.28/US\$	△¥1.35/US\$
船舶燃料油価格 ※	US\$456/MT	US\$467/MT	US\$11/MT

※平均補油価格 (全油種)

当期の対ドル平均為替レートは、前年同期比¥1.35/US\$円高の¥109.28/US\$となりました。また、当期の船舶燃料油価格平均は、前期比US\$11/MT上昇し、US\$467/MTとなりました。

当期の業績につきましては、売上高1兆1,554億円、営業損益237億円、経常損益550億円、親会社株主に帰属する当期純損益は326億円となりました。

当社グループの事業は、世界的な新型コロナウイルス感染拡大による世界経済の変化が今後の損益変動要因となるものの、当期の業績に与える影響は限定的でした。ドライバルク船事業においては、輸送需要の減退から年始以降の市況は下落したものの、当期のスポット契約等は既に確定済みの契約が多く損益影響は軽微でした。油送船事業においては、産油国の減産協議決裂の報道が流れたこと等を背景として原油価格が下落、貯蔵を目的としたタンカーの引き合いが多くなり市況が上昇しましたが、この影響は主に来期の損益へ織込まれます。コンテナ船事業においては、荷動きは減少しましたが柔軟に減便で対応する等の策を講じ、3月に入ると中国の状況が改善し積高が一時的に回復する場面もありました。自動車船事業においては、第4四半期の後半から、新型コロナウイルスの感染拡大に端を発した完成車の荷動き減少及び出荷遅延の影響を受けましたが、影響の及んだ期間は短く、当期の業績に与える影響は限定的でした。

売上高は、前年同期に残っていたコンテナ船事業当社単体売上上の剥落等の要因があり、前連結会計年度に比べ786億円減収の1兆1,554億円となりました。

経常利益は、ドライバルク船事業では効率的な運航に努め、エネルギー輸送事業では長期契約の安定的な履行を継続、営業開始2年目を迎えたコンテナ船事業統合会社(OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.)はサービスが安定し黒字化となり、年始以降の新型コロナウイルスによる影響は減益要因となるものの当期に与える損益影響は限定的であったことから、前連結会計年度に比べ165億円増益の550億円となりました。ドライバルク船事業は、市況高騰時の長期契約更改や下半期の市況悪化影響もあり、前連結会計年度に比べ98億円減益の120億円となりました。エネルギー輸送事業では、油送船において下期の市況高騰に加え、LNG船・海洋事業において新規竣工・稼働があり安定収益を積み増し、前連結会計年度に比べ42億円増益の254億円となりました。製品輸送事業のコンテナ船は、上述のコンテナ船事業統合会社(OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.)ではサービスの安定化に伴う積高増と合理化による費用削減による改善等があり、前連結会計年度に比べ189億円増益の67億円となりました。自動車船は、前年度から続く米中貿易摩擦等の影響により積高が減少しましたが、配船合理化に取り組み採算は改善しました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、船舶資産の処分益が増加した一方、株式評価損や事業再編関連損失等を計上し特別損益は悪化しましたが、前連結会計年度に比べ57億円増益の326億円となりました。

セグメント毎の売上高及びセグメント損益（経常損益）、それらの対前期比較及び概況は以下の通りです。

上段が売上高（億円）、下段がセグメント損益（経常損益）（億円）

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	増減額/増減率
ドライバルク船事業	2,921	2,771	△150 / △5.1%
	219	120	△98 / △45.1%
エネルギー輸送事業	2,895	2,982	86 / 3.0%
	211	254	42 / 20.3%
製品輸送事業	5,476	4,768	△708 / △12.9%
	△122	67	189 / -%
うち、コンテナ船事業	2,784	2,276	△508 / △18.3%
	△143	41	184 / -%
関連事業	1,281	1,220	△60 / △4.7%
	129	123	△5 / △4.3%
その他	219	227	8 / 4.0%
	25	34	8 / 34.0%

(注) 売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高が含まれております。

#### ① ドライバルク船事業

ケーブサイズの上半期の市況は、ブラジル鉱山ダム決壊事故等の影響による低迷から回復し、またスクラバー搭載工事に伴う入渠隻数増加による船舶需給の引締め効果もあり上昇しました。その後、堅調な中国の粗鋼生産等を背景として一定の底堅さを保ったものの、11月以降ブラジル積みの出荷が減速したこと等から、9月上旬をピークとして市況は下落し、年始以降は中国旧正月に新型コロナウイルスの影響が重なり中国向けスポット傭船が減少し、市況は低迷しました。パナマックスの上半期の市況は、南米出し穀物が夏場にかけて堅調だったことにより上昇しました。その後、9月以降は、米中通商交渉が不透明な状態が続いたことや中国の石炭輸入量規制が背景となり、多少の上昇局面はありながらも下落基調で推移し、年始以降はケーブサイズ同様に新型コロナウイルスの影響での休暇延長により中国での経済活動及び中国向け荷動きが低迷し、市況は下落しました。このような市況環境の中、効率的な運航に努め、ドライバルク船部門では前年同期比では減益となったものの黒字を計上しました。

#### ② エネルギー輸送事業

##### <油送船>

原油船市況は、春先の原油需要減、極東域の製油所における定期修繕を受けて、上半期は総じて低調に推移しました。下半期は中東情勢を背景とした突発的な高騰や、中国船社への制裁による船腹需給引き締め等に伴う上昇から、マーケットは堅調に推移しました。石油製品船市況は、上半期は新造船竣工数の増加や製油所の定期修繕を受け、上値が重いまま推移しましたが、下半期は原油船市況上昇の影響を受けた船腹需給の引締めや、適合油関連の軽油輸送需要の増加を受け、マーケットは堅調に推移しました。また、新型コロナウイルス発生以降、原油需要減退予測下において一時OPECプラス減産合意決裂の報道が流れたこと等を背景とし原油価格が大きく下落、貯蔵を目的としたタンカーの引き合いが多くなり市況が上昇する場面も見受けられましたが、損益への貢献は主に2020年度に現出する見込みです。このような市況環境下に於いて、長期契約の安定的な履行や確実な契約延長の実施に加え、プール運航による運航効率の改善やコスト削減にも継続して努めた結果、油送船部門全体としては前年同期比で増益となりました。

##### <LNG船・海洋事業>

LNG船部門においては、新規に竣工した8隻を含め長期貸船契約を主体に安定的な利益を確保し、前年同期比で増益となりました。海洋事業部門においても、FSRU・FPSO・サブシー支援船等の既存プロジェクトが順調に稼働したことで黒字を計上しました。

#### ③ 製品輸送事業

##### <コンテナ船>

当社持分法適用会社OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.（以下「ONE社」）はサービスが安定し積高が増加、コスト削減も想定以上に進み、前年同期比で増益となり通期で黒字を計上しました。北米航路の運賃市況は米中貿易摩擦による影響で夏場のピークシーズンでの盛り上がりには欠けましたが、費用面で需要減少に対応した断続的な減便を実施し運航費削減に努めました。欧州航路の運賃市況は需給バランスの悪化により低調に推移しました

が、スラックシーズンの賃率下落は最小限で踏み止まりました。新型コロナウイルス発生以降は荷動きが減少しておりますが、柔軟に減便で対応する等の対策を講じました。

#### <自動車船>

自動車船事業の輸送台数は、前年度から続く米中貿易摩擦問題や中国の排ガス規制強化による影響に加え、豪州向けや欧州近海域内での荷動きが弱含んだため減少しました。また、第4四半期の後半から、新型コロナウイルスの感染拡大に端を発した、完成車の荷動き減少及び出荷遅延の影響を受けました。前期から継続している三国間航路を中心とした配船合理化を進め、運航効率改善の取り組みを行ったことで、採算は前年同期比で改善しました。

#### <フェリー・内航RORO船>

フェリー・内航RORO船については、トラックドライバーの不足や高齢化、陸運業界における働き方改革を背景としたモーダルシフトにより荷動きは堅調に推移したものの、秋口以降は景気悪化により弱含んで推移しました。一方、旅客については、新造船効果やカジュアルクルーズコンセプトの浸透により全般的に前年度を上回って推移しましたが、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛の影響で2月後半以降は客足が減少しております。フェリー・内航RORO船部門全体では、マイナス要因はあったものの、前年同期比で増益となりました。

#### ④ 関連事業

不動産事業においては、首都圏を中心に賃貸オフィスマーケットが堅調に推移し、当社グループの不動産事業の中核であるダイビル(株)の東京および札幌における新規取得、或いは稼働した商業ビルの貢献もあり売上が増加、安定的に利益を計上しました。客船事業は、燃料費の増加の他、2020年2月後半から4月前半にかけての改装工事による不稼働期間もあり前年同期比で減益となりましたが、その他の曳船や商社等の業績は概ね堅調に推移し、関連事業セグメント全体では黒字を計上しました。

#### ⑤ その他

主にコストセンターであるその他の事業には、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業等がありますが、前年同期比では増益となりました。

尚、2020年1月施行のSOx規制に関しては、規制に対応した適合油の先行確保や燃料切替の事前準備を行ったことで、大きなトラブルなく燃料油の切替を行い安全運航に努めました。

## (2) 生産、受注及び販売の実績

当社グループ（当社及び連結子会社。以下同じ。）は「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載したとおり、5つの事業区分からなり、提供するサービス内容も、多種多様であります。従って、受注の形態、内容も各社毎に異なっているため、それらをセグメント毎に金額、数量で示しておりません。

### セグメントの売上高

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
ドライバルク船事業	277,152	94.9
エネルギー輸送事業	298,240	103.0
製品輸送事業	476,879	87.1
うち、コンテナ船事業	227,623	81.7
関連事業	122,057	95.3
その他	22,779	104.0
計	1,197,108	93.6
調整額	(41,704)	—
合計	1,155,404	93.6

(注) 記載金額には消費税等は含まれておりません。

## (3) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ357億円減少し、2兆987億円となりました。これは現金及び預金、投資有価証券等が減少したことによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ253億円減少し、1兆4,574億円となりました。これはコマーシャル・ペーパー、支払手形及び営業未払金等が減少したことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ103億円減少し、6,412億円となりました。これは主に繰延ヘッジ損益が減少したことによるものです。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ、0.1ポイント低下し、24.5%となりました。

## (4) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて、168億円減少し、1,022億円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益が471億円、減価償却費が877億円、為替差益が△159億円となったこと等から、1,007億円（前年同期552億円）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主にエネルギー輸送事業の船舶を中心とする固定資産の取得及び売却等により△1,072億円（前年同期△1,983億円）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出等により△7億円（前年同期705億円）となりました。

## (5) 財務戦略

### ① 資金調達の方針

当社は事業活動を支える資金調達に際して、調達の安定性と低コストを重視しております。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた足元の資金繰りについては、荷動きの減少に伴う運賃収入等の減少は見込まれるものの、減速による燃料消費量節減をはじめとする運航費の削減に加え、係船・短期備船の返船や新規投資の原則凍結、資産処分により資金確保に努めます。2020年3月末時点の連結現預金残高は1,057億円あり、②で後述する1,400億円のコミットメントラインを考慮すると、想定を上回る資金需要が発生したとしても当座の手元流動性の安定性に問題はないと考えております。

また、金利変動リスクや為替変動リスク等の市場リスクを把握し、過度に市場リスクに晒されないように金利固定化比率や借入通貨構成を金利スワップや通貨スワップ等の手法も利用しながら、リスクを許容範囲に収めるようにしております。

### ② 資金調達の多様性

当社は調達の安定性と低コスト調達を実現するために、調達方法の多様化や調達期間の分散を進めております。

運転資金並びに船隊整備に必要な設備資金は、直接・間接調達に加え、従来より船主からの備船といった手法も活用し、有利子負債を過度に増加させることなく、低コストかつ安定的な船腹の整備を行っております。

直接調達については、2020年3月末の国内普通社債発行残高は860億円、ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債発行残高は2億米ドル（期限到来により2020年4月に全額償還済み）となっております。2018年8月及び9月に資金使途を環境関連プロジェクトに限定したグリーンボンドを機関投資家向け（期間5年、50億円）及び個人投資家向け（期間5年、50億円）に発行しました。また、2019年7月に資金使途をSDGs全般に拡大したサステナビリティボンドを機関投資家向け（期間4年・6年、夫々50億円）及び個人投資家向け（期間6年、100億円）に発行しました。このようなESG債や個人投資家向け社債については、環境や社会に貢献したいという投資家のニーズを形にする機会を提供するとともに、新たな投資家層を拡大する手段として引き続き活用を図ります。円滑な直接調達を進めるため、当社は国内2社及び海外1社の格付機関から格付を取得しており、2020年3月末時点の発行体格付は格付投資情報センター（R&I）「BBB」、日本格付研究所（JCR）「A-」、ムーディーズ（Moody's）「Ba2」となっております。また、短期価格付（CP格付）についてはR&I/JCRより「a-2」/「J-1」を取得しております。

当社は1,000億円の社債発行登録や1,000億円のCP発行枠を設定しているほか、政府系や内外金融機関との幅広い取引関係をベースとする銀行借入により、運転資金需要や設備資金需要にも迅速に対応できるものと考えております。

更に、安定的な経常運転資金枠の確保・緊急時の流動性補完を目的に国内金融機関との間に約1,400億円、残存期間3～4年におよぶ円建て及び米ドル建てのコミットメントラインを設定しており、資金の流動性確保に努めております。

### ③ 資金需要

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、ドライバルク船事業、エネルギー輸送事業、及び製品輸送事業運営に関する海運業費用です。この中には燃料費・港費・貨物費等の運航費、船員費・船舶修繕費等の船費及び借船料などが含まれます。このほか物流事業の運営に関わる労務費等の役務原価、各事業についての人件費・情報処理費用・その他物件費等の一般管理費があります。

また、設備資金需要は経営計画「ローリングプラン」における注力分野である海洋事業やLNG船への投資が主だったものであり、これ以外にも船舶・物流設備・ターミナル設備等への投資があります。当連結会計年度中に1,606億円の設備投資を実施しました。当連結会計年度以降も、既に決定している海洋事業・LNG船を始めとする設備投資が予定されております。

### ④ グループ資金の効率化

当社及び主要子会社間でキャッシュマネジメントサービス（CMS）を導入しており、グループ内の資金効率化を図ることにより、外部借入の削減に努めております。

(6) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されており、その作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)及び(追加情報)並びに2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)及び(追加情報)」に記載しておりますが、特に次の重要な会計方針が連結財務諸表作成における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

・固定資産の減損

当社グループは、資産又は資産グループが使用されている事業の経営環境及び営業活動から生ずる損益等から減損の兆候判定を行っており、減損の兆候が識別された場合、減損損失の認識の判定を行い、必要に応じて回収可能価額まで減損処理を行うこととしております。将来の市況悪化等により減損の兆候及び認識の判定の前提となる事業計画等が修正される場合、減損処理を行う可能性があります。

・貸倒引当金

当社グループは、売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えて回収不能となる見積額を貸倒引当金として計上しております。将来、債務者の財政状況の悪化等の事情によってその支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

(7) 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成・進捗状況

当期は、前年度から続く米中貿易摩擦などに加え年度後半からは世界景気の減速感も鮮明になる中、年度末にかけては新型コロナウイルスの影響もあり、海上荷動きの伸びには力強さを欠く1年となりました。そのような環境下、ドライバルク船事業やエネルギー輸送事業においては中長期契約により積み上げられた安定利益と比較的堅調であった油送船市況による利益上積みを果たし、製品輸送事業においては事業統合2年目となったコンテナ船事業統合会社 Ocean Network Express (ONE) 社が黒字化を達成し、燃料油SOx規制への十分な準備と対応も実行した結果、当社は全てのセグメントにおける黒字と前年度を大きく上回る経常利益550億円、親会社株主に帰属する当期純利益326億円を達成しました。財務指標については、ROE 6.3%、ギアリングレシオ2.14倍となりました。経営計画「ローリングプラン2019」で掲げている利益水準・財務指標の中期的目標の達成に向けて順調に推移しました。

	2019年度末		中期的にイメージする水準
経常利益	550億円	→	800~1,000億円
ROE	6.3%		8~12%
ギアリングレシオ	2.14倍		2.0倍以下

しかしながら、2020年度は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大や原油価格の大幅下落による経済への影響が、当社の経営戦略に重大な影響を及ぼすとの認識の下、ローリングプラン特別委員会を設置し、まずは守りの策を実行し、同時並行で当社独自のメガトレンド予測により新型コロナウイルス感染拡大が及ぼす世界経済と当社グループの事業への影響の把握を行いました。その上で、今年度の「ローリングプラン2020」では、「成長軌道への復帰」を最優先テーマとしつつ、目指す姿とそれを実現するための3本柱を継続して掲げ、事業を推進してまいります。詳細については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末時点において当社グループが判断したものです。



#### 4 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 5 【研究開発活動】

当社グループの研究開発は、主に船舶を対象に、以下の3点を基本方針としております。

1. 環境保全・省エネルギーの技術で、経済性との両立が期待できるもの
2. 安全性・信頼性の向上に寄与するもの
3. 新しい輸送技術・輸送システムに関するもの

上記3点に基づき、スマート SHIPPING 推進部、技術部、商船三井システムズ株式会社で構成される技術革新本部を中心に、海上安全部と各営業本部が連携して研究開発に取り組んでおります。

近年は、省エネ、環境技術と高度な安全運航を実現するための技術の開発に力を入れております。当連結会計年度における主たる研究開発は、AR/VRの活用、AIを活用した実海域性能推定技術の開発やICTを活用した船内環境見える化システムの構築などの「高度安全運航支援技術」に関する研究開発、帆主機従型風力推進船の開発、主機関の廃熱利用や船内機器の最適調和運転などの「環境負荷低減技術」に関する研究開発などが挙げられます。

また技術研究所では、世界各地で補油された燃料油や船内で使用される機器潤滑油の性状を継続的に分析することで、低質油や潤滑油劣化に起因する機関事故の防止に成果を上げております。

当連結会計年度の研究開発費の総額は827百万円となっております。

なお、研究開発活動については、特定のセグメントに関連付けられないため、セグメント別の記載は行っておりません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループでは、当連結会計年度で総額160,618百万円の設備投資を実施しました。内訳は以下のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (百万円)
ドライバルク船事業	7,815
エネルギー輸送事業	101,288
製品輸送事業	22,085
うち、コンテナ船事業	10,207
関連事業	26,105
その他	1,022
調整額	2,302
合計	160,618

エネルギー輸送事業においては、101,288百万円の投資を行いました。その主たるものは、船舶であります。当連結会計年度においては、設備投資等により19隻、941千重量トンが増加しました。

製品輸送事業においては、22,085百万円の投資を行いました。その主たるものは、船舶であります。当連結会計年度においては、設備投資により3隻、42千重量トンが増加しました。

なお、ドライバルク船事業、エネルギー輸送事業及び製品輸送事業において、船隊の若返りと競争力を高めるため、25隻の老朽船・不経済船の売却を行いました。

#### 船舶の売却

会社名	セグメントの名称	隻数	載貨重量トン数 (千重量トン)	帳簿価額 (百万円)
CYGNET BULK CARRIERS S.A. 他	ドライバルク船事業	5	409	1,264
STAR EXPRESS INC. 他	エネルギー輸送事業	10	1,199	13,382
㈱フェリーさんふらわあ他	製品輸送事業	10	239	17,372
	うち、コンテナ船事業	2	158	9,500

## 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

### (1) 船舶

2020年3月31日現在

セグメントの名称	区分	隻数	載貨重量トン数 (千重量トン)	帳簿価額 (百万円)	
ドライバルク船事業	保有船	39	3,980	108,756	
	備船	224	20,864	-	
エネルギー輸送事業	保有船	128	13,865	428,936	
	備船	159	8,108	-	
	運航受託船	3	144	-	
製品輸送事業	保有船	73	2,034	164,369	
	備船	113	5,760	-	
	うち、コンテナ船事業	保有船	14	1,110	25,771
		備船	50	4,790	-
関連事業	保有船	1	5	2,680	
その他	備船	2	12	-	

(注) 載貨重量トン数には、共有船他社持分を含んでおります。

### (2) その他の資産

#### ① 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)			
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計
大井物流センター他 (東京都品川区)	製品輸送事業	コンテナ関連施設・ 倉庫等	1,725	9,470 (261,903)	-	11,195
神戸支店事務所他 (神戸市海岸通)	関連事業	賃貸不動産	593	545 (11,258)	0	1,138
技術研究所他 (川崎市麻生区)	その他	事務所等	733	361 (1,825)	0	1,095
鶴見寮他 (横浜市鶴見区)	共通 (全社) (注)	社宅・社員寮・ 厚生施設等	5,385	5,820 (68,063)	30	11,237

(注) 各報告セグメントに配分していないため、「共通 (全社)」としております。

② 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	帳簿価額 (百万円)			
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計
(株)宇徳	東扇島冷蔵倉庫 (川崎市川崎区)	製品輸送事業	987	1,312 (10,000)	40	2,339
商船三井フェリー(株)	苫小牧物流基地 (北海道苫小牧市)	製品輸送事業	5	476 (31,451)	-	482
ダイビル(株)	商船三井ビルディング (東京都港区)	関連事業	2,560	16,028 (4,652)	13	18,601
	秋葉原ダイビル (東京都千代田区)		7,279	9,598 (4,182)	59	16,937
	日比谷ダイビル (東京都千代田区)		4,101	27,066 (3,489)	45	31,212
	中之島ダイビル (大阪市北区)		14,382	9,605 (10,098)	39	36,177
	ダイビル本館 (大阪市北区)		11,781		370	
	新ダイビル (大阪市北区)		19,939	15,831 (8,427)	277	36,048
	梅田ダイビル (大阪市北区)		8,551	5,230 (4,528)	29	13,810
	青山ライズスクエア (東京都港区)		4,451	33,061 (2,985)	41	37,554

- (注) 1. ダイビル(株)の中之島ダイビル及びダイビル本館の土地は、中之島三丁目共同開発区域内における同社の所有地について記載しております。
2. ダイビル(株)の青山ライズスクエアは、不動産信託受益権であり、信託財産を自ら所有するものとして記載しております。

③ 在外子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	帳簿価額 (百万円)			
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計
TRAPAC JACKSONVILLE, LLC.	ジャクソンビルターミナル (Jacksonville, Florida, U.S.A.)	製品輸送事業	14,712	-	234	14,946

(注) 帳簿価額の「その他」は主に機械装置であります。

(3) 上記の他に主要な賃借及びリース設備

① 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 又はリース料 (百万円)
本社 (東京都港区)	製品輸送事業	コンテナ (貸手) 256,842個	15,128
		コンテナ (借手) 256,961個	15,391

- ② 国内子会社  
該当はありません。

- ③ 在外子会社

2020年3月31日現在

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 又はリース料 (百万円)
TRAPAC, LLC.	Wilmington, California, U. S. A.	製品輸送事業	港湾施設及び 荷役機器他	5,937

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資に関しましては、今後の船腹需給予測等を勘案の上、決定しております。

一方、除売却に関しましては、案件毎に都度個別審議の上、決定しております。

当連結会計年度末における重要な設備の新設・取得・除売却の計画は次のとおりであります。

#### (1) 新設・取得

セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		着手及び完了予定		完成後の増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	着手（起工）	完了（竣工）	
ドライバルク船	船舶	4,052	-	-	2020年6月～ 2020年12月	188千重量トン
エネルギー輸送事業	船舶	106,384	33,421	2019年3月～ 2020年8月	2020年4月～ 2023年1月	1,393千重量トン
製品輸送事業	船舶	38,014	-	2021年6月～ 2021年11月	2020年6月～ 2023年3月	66千重量トン
関連事業	土地及び建物	20,000	10,556	2019年6月～	2020年下期 (予定)	貸床7,200㎡

(注) 上記設備投資資金は、主として自己資金、借入金及び社債により調達する予定です。

#### (2) 売却

セグメントの名称	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却予定時期	売却による減少能力
エネルギー輸送事業	船舶	22,065	2020年度中	84千重量トン

#### (3) 除却

当連結会計年度末現在では、確定している重要な設備の除却はありません。

(注) 「第3 設備の状況」の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	315,400,000
計	315,400,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	120,628,611	120,628,611	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株で あります。
計	120,628,611	120,628,611	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

<2010年7月30日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2010年7月30日
付与対象者の区分及び人数	取締役 10名
新株予約権の数 ※	470個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	47,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり6,420円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2012年7月31日から 2020年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 6,420円 資本組入額 3,210円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



<2010年7月30日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2010年6月22日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2010年7月30日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 21名、従業員 36名、 国内連結子会社社長 33名
新株予約権の数 ※	1,220個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	122,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり6,420円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2012年7月31日から 2020年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 6,420円 資本組入額 3,210円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2011年7月25日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2011年7月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役 10名
新株予約権の数 ※	470個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	47,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり4,680円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2013年7月26日から 2021年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,680円 資本組入額 2,340円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。  
 ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
 但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。  
 ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2011年7月25日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長及び社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2011年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2011年7月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 22名、従業員 35名、 国内連結子会社社長及び社長 33名
新株予約権の数 ※	1,210個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	121,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり4,680円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2013年7月26日から 2021年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,680円 資本組入額 2,340円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社国内連結子会社社長及び社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2012年7月27日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2012年7月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名
新株予約権の数 ※	230個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	23,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり2,770円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2014年7月28日から 2022年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,770円 資本組入額 1,385円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。  
 ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
 但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。  
 ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



<2012年7月27日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2012年6月22日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2012年7月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 22名、従業員 33名、 国内連結子会社社長 30名
新株予約権の数	928個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	92,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,770円(注)1.
新株予約権の行使期間	2014年7月28日から 2022年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,770円 資本組入額 1,385円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2013年8月1日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2013年8月1日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名
新株予約権の数	388個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	38,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,470円(注)1.
新株予約権の行使期間	2015年8月2日から 2023年6月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,470円 資本組入額 2,235円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。  
 ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
 但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。  
 ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2013年8月1日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2013年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2013年8月1日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 18名、従業員 38名、 連結子会社社長 33名
新株予約権の数	1,160個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	116,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,470円(注)1.
新株予約権の行使期間	2015年8月2日から 2023年6月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,470円 資本組入額 2,235円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2014年8月1日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2014年8月1日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名
新株予約権の数	290個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	29,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,120円(注)1.
新株予約権の行使期間	2016年8月2日から 2024年6月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,120円 資本組入額 2,060円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。  
 ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
 但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。  
 ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



<2014年8月1日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2014年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2014年8月1日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 19名、従業員 33名、 連結子会社社長 32名
新株予約権の数	1,120個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	112,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,120円(注)1.
新株予約権の行使期間	2016年8月2日から 2024年6月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,120円 資本組入額 2,060円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2015年7月31日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2015年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名
新株予約権の数	392個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	39,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,270円(注)1.
新株予約権の行使期間	2017年8月1日から 2025年6月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,270円 資本組入額 2,135円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。  
 ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
 但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。  
 ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2015年7月31日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2015年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2015年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 18名、従業員 37名、 連結子会社社長 32名
新株予約権の数	1,120個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	112,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,270円(注)1.
新株予約権の行使期間	2017年8月1日から 2025年6月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,270円 資本組入額 2,135円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2016年7月29日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2016年7月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名
新株予約権の数	363個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	36,300株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,420円(注)1.
新株予約権の行使期間	2018年8月1日から 2026年6月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,420円 資本組入額 1,210円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。  
 ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
 但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。  
 ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



<2016年7月29日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2016年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2016年7月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 18名、従業員 32名、 子会社社長 37名
新株予約権の数	1,040個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	104,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,420円(注)1.
新株予約権の行使期間	2018年8月1日から 2026年6月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,420円 資本組入額 1,210円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2017年7月31日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2017年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名
新株予約権の数	420個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	42,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,780円(注)1.
新株予約権の行使期間	2019年8月1日から 2027年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,780円 資本組入額 1,890円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。  
 ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
 但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。  
 ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2017年7月31日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2017年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2017年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 18名、従業員 33名、 子会社社長 35名
新株予約権の数	1,140個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	114,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,780円(注)1.
新株予約権の行使期間	2019年8月1日から 2027年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,780円 資本組入額 1,890円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2018年7月31日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2018年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名
新株予約権の数	430個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	43,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,943円(注)1.
新株予約権の行使期間	2020年8月1日から 2028年6月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,943円 資本組入額 1,471円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。  
ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。  
ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。



<2018年7月31日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2018年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2018年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 18名、従業員 44名、 子会社社長 31名
新株予約権の数	1,210個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	121,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,943円(注)1.
新株予約権の行使期間	2020年8月1日から 2028年6月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,943円 資本組入額 1,471円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<2019年7月31日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2019年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名
新株予約権の数	340個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	34,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,962円(注)1.
新株予約権の行使期間	2021年8月1日から 2029年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,962円 資本組入額 1,481円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。  
 ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
 但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。  
 ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<2019年7月31日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2019年6月25日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2019年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 18名、従業員 51名、 子会社社長 29名
新株予約権の数	1,250個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	125,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,962円(注)1.
新株予約権の行使期間	2021年8月1日から 2029年6月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,962円 資本組入額 1,481円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<2020年6月23日決議>

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役を兼務しない執行役員及び従業員（上級管理職）並びに当社子会社社長で、新株予約権発行日にその地位にある者に対して新株予約権を発行することを、取締役会に委任する旨、2020年6月23日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	2020年6月23日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員及び従業員（上級管理職）並びに当社子会社社長で、新株予約権発行日にその地位にある者
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	150,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1.
新株予約権の行使期間	2022年6月24日から2030年6月21日までの期間内で、取締役会において決定する。
新株予約権の行使条件	(注) 2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3.

(注) 1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値に1.10を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む)または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換または行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割若しくは株式交換を行う場合、又は、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものとする。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。
3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編

対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。



② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2014年4月8日の取締役会決議に基づき2014年4月24日に発行した2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権(以下本(2)において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (2020年3月31日)
新株予約権の数 ※	2,000個[-]
新株予約権のうち自己新株予約権の数 ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 ※	4,184,100株[-] (注) 1.
新株予約権の行使時の払込金額 ※	47.80米ドル (注) 2.
新株予約権の行使期間 ※	2014年5月8日から 2020年4月9日まで(注) 3.
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	(注) 4.
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 5.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項 ※	(注) 6.
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 7.
新株予約権付社債の残高 ※	200,000千米ドル

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注) 2.記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算は行わない。
2. イ 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- ロ 本新株予約権の行使時の払込金額(以下「転換価額」という。)は米ドル建てとして、当初、4.80米ドルとする。
- ハ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。  
なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)又は併合、一定限度を超える剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 本新株予約権の行使期間は2014年5月8日から2020年4月9日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①本新株予約権付社債の発行要項に定める繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更等の場合において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本新株予約権付社債の発行要項に定める本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本新株予約権付社債の発行要項に定める本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2020年4月9日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権付社債の要項記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から本新株予約権付社債の要項記載の取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等（以下に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において（i）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）（ii）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（iii）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（iv）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（v）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. イ 各本新株予約権の一部行使はできない。

ロ 2020年1月24日（但し、同日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値（以下に定義する。）をそれぞれの取引日における為替レート（以下に定義する。）により米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%（1セント未満を四捨五入）を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、2020年1月1日に開始する四半期に関しては、2020年1月23日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

但し、本ロ記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。

①（i）株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）により当社に付与される発行体格付がBBB-（かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBBB-と同等の格付）以下である期間、株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「JCR」という。）により当社に付与される長期発行体格付がBBB-（かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBBB-と同等の格付）以下である期間、若しくはムーディーズ・ジャパン株式会社若しくはその承継格付機関（以下「ムーディーズ」という。）により当社に付与される発行体格付がBa3（かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBa3と同等の格付）以下である期間（かかる各格付を、以下「格付」という。）、（ii）R&I、JCR若しくはムーディーズにより当社に格付が付与されていた場合に、当該格付が付与されなくなった期間、又は（iii）R&I、JCR若しくはムーディーズにより当社に付与された格付の停止若しくは取下げがなされている期間。

上記にかかわらず、上記（i）、（ii）又は（iii）に記載の事由が、（a）R&I、JCR若しくはムーディーズ（場合による。）に関して、日本の適用法令に基づく破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続、若しくは、その他の法域の適用法令に基づく同様の手続の開始の申立てを承認する旨の管轄裁判所による終局決定若しくは命令により生じる場合、（b）R&I、JCR若しくはムーディーズ（場合による。）のいずれかが、当社の信用分析若しくは信用評価とは無関係の理由により、格付を付与しなくなる事、若しくは、格付を停止し若しくは取り下げる事により生じる場合、又は（c）当社がR&I、JCR若しくはムーディーズのうちの1社から格付を取得しない旨選択することにより生じる場合は、この限りではなく、本ロ記載の本新株予約権の行使の条件が適用される。

但し、上記（b）において、当社の作為若しくは不作為又は当社に特に帰すべき事由により行われる格付の非付与、停止又は取下げ（以下、併せて「取下げ」と総称する。）による場合を除くものとし、また、上記（c）において、R&I、JCR及びムーディーズのいずれもが格付を付与しているときになされる選択のみ（以下「本選択」という。）が上記（c）の目的に照らし効力を有するものとし、本選択が行われた後は、本①はR&I、JCR又はムーディーズのうち本選択が行われていない残りの格付機関にのみ適用されるものとする。取下げ又は本選択が行われる場合、当社は、直ちに、当該取下げ又は本選択の詳細及び当該取下げ又は本選択の効力発生日を明記した書面による通知を本新株予約権付社債の発行要項に定める財務代理人（以下「財務代理人」という。）及び本新株予約権付社債権者に対して行うものとし、当該取下げ又は本選択は、かかる効力発生日から効力を生じるものとする。

②当社が、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に定める繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更等の場合において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

③当社が組織再編等を行うにあたり、（注）3記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行う日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間。

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

一定の日における「為替レート」とは、当該日の午後3時（日本時間）時点のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」（又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ）に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値をいう。ロイター・スクリーン・ページ「JPNU」（又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ）に当該レートが表示されない場合には、財務代理人が誠実かつ商業上合理的に決定したレートをいう。

6. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

7. イ 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項及び財務代理契約に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（i）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ii）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（iii）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

本イに記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して本新株予約権付社債の要項記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、合併後に存続する会社又は合併により設立される会社、資産譲渡により当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の日本法上の会社再編により本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務を承継する他の会社の総称とする。

ロ 上記イの定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（i）又は（ii）に従う。なお、転換価額は（注）2. ハと同様の調整に服する。

（i）合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。

（ii）上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同様の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は上記イに記載する承継が行われた日のいずれか遅い日から、

（注）3. 記載の本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、（注）5. ロと同様の制限を受ける。

⑦承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された本社債を実質的に本新株予約権付社債の要項記載の当社による本新株予約権付社債の取得と同様の方法により取得することができる。

⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑩その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編等の効力発生日直前の本新株予約権付社債権者に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

ハ 当社は、上記イの定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合（合併を除く。）には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

8. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されております。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日 (注)	△1,085,657	120,628	—	65,400	—	44,371

(注) 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行い、発行済株式総数は1,085,657千株減少しております。

## (5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	75	52	630	554	81	54,277	55,669	—
所有株式数 (単元)	—	515,646	28,976	69,615	370,976	299	214,587	1,200,099	618,711
所有株式数の 割合 (%)	—	42.97	2.41	5.80	30.91	0.02	17.88	100	—

(注) 1. 自己株式1,032,810株は「個人その他」に10,327単元及び「単元未満株式の状況」に110株含めて記載しております。なお、自己株式1,032,810株は株主名簿上の株式数であり、2020年3月31日現在の実質所有株式数は1,031,582株です。

2. 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ24単元及び99株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	10,517	8.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	7,800	6.52
ビーエヌワイエムエスエーエヌブイ ノン トリーテイー アカウント (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	VERTIGO BUILDING-POLARIS 2-4 RUE EUGENE RUPPERT L-2453 LUXEMBOURG GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	3,213	2.69
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	3,016	2.52
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	3,000	2.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,951	2.47
HSBC BANK PLC A/C CLIENTS 1 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部)	8 CANADA SQUARE, LONDON E14 5HQ (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	2,732	2.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,438	2.04
ジェービー モルガン チェース バ ンク 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,958	1.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,840	1.54
計	—	39,468	33.00

(注) 1. 記載株数は、千株未満を切捨てて表示しております。

2. 上記信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式を次のとおり含んでおります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 8,498千株、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 3,910千株

3. 2019年7月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有(変更)報告書において、野村証券株式会社他共同保有者が2019年6月28日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
野村証券株式会社	株式 1,025	0.85
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	株式 746	0.62
野村アセットマネジメント株式会社	株式 5,340	4.43
計	株式 7,112	5.85

4. 2019年7月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、株式会社みずほ銀行他共同保有が2019年7月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
株式会社みずほ銀行	株式 1,400	1.13
みずほ証券株式会社	株式 2,205	1.79
アセットマネジメントOne株式会社	株式 5,466	4.43
みずほインターナショナル (Mizuho International plc)	株式 0	0.00
計	株式 9,072	7.35

5. 2019年11月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社他共同保有者が2019年10月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド (Eastspring Investments (Singapore) Limited)	株式 8,644	7.17
計	株式 8,644	7.17

6. 2019年12月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJ銀行他共同保有者が2019年11月25日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
株式会社三菱UFJ銀行	株式 872	0.72
三菱UFJ信託銀行株式会社	株式 4,075	3.38
三菱UFJ国際投信株式会社	株式 846	0.70
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	株式 353	0.29
計	株式 6,148	5.10

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,041,700	—	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 118,968,200	1,189,682	同上
単元未満株式	普通株式 618,711	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	120,628,611	—	—
総株主の議決権	—	1,189,682	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株(議決権の数24個)含まれております。

## ② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社商船三井	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号	1,031,500	—	1,031,500	0.86
旭タンカー株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	9,800	—	9,800	0.01
大分海陸運送株式会社	大分県大分市大在2番地	300	—	300	0.00
函館ポートサービス株式会社	北海道函館市海岸町22番5号	100	—	100	0.00
計	—	1,041,700	—	1,041,700	0.86

(注) 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,228株(議決権の数12個)あります。なお、当該株式数は、上記①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」に含まれております。



## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	10,484	28,637,870
当期間における取得自己株式	495	889,390

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による取得は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注) 1.	10,769	70,337,708	95	619,283
保有自己株式数	1,031,582	—	1,031,982	—

(注) 1. 当事業年度のその他の内訳は、新株予約権の権利行使 (株式9,400株、処分価額の総額61,385,767円) 及び単元未満株式の買増請求による売渡 (株式数1,369株、処分価額の総額8,951,941円) であります。また、当期間のその他は、単元未満株式の買増請求による売渡であります。

2. 当期間における保有自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による取得及び買増請求による売渡による処分は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は、積極的な事業投資による企業価値向上及び配当を通じた株主への直接的な利益還元を経営上の基本方針と認識しております。内部留保による資金を活用し、企業体質の強化を図りつつ1株当たりの企業価値向上に努め、当面的間は連結配当性向20%を目安として業績に連動した配当を行い、中長期的経営課題として配当性向の向上にも取り組む方針としております。当事業年度の年間配当につきましては、1株当たり65円 (中間配当30円、期末配当35円) と決定致しました。

なお、当社は、剰余金の配当につきましては、期末配当 (毎年3月31日を基準日) を株主総会の決議事項とし、中間配当については、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年10月31日 取締役会決議	3,587	30.0
2020年6月23日 定時株主総会決議	4,185	35.0

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ① コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グループ企業理念と長期ビジョン、経営計画に基づき、持続的な成長と中長期的なグループ企業価値の最大化を図るため、①複数名の社外取締役を選任する（2020年6月23日現在の社外取締役は3名です。）、②取締役会の諮問機関として、それらの社外取締役が過半数を占める任意の組織である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する、③東京証券取引所が定める独立役員の要件に加えて、当社独自の独立性判断基準を設けるなど、コーポレートガバナンスの充実に積極的かつ継続的に取り組んでおります。

海運事業の事業環境やリスクの様態は目まぐるしく変化するため、当社の経営にあたっては事業環境を正しく把握し、常にリスクに向き合い、攻守のバランスをとりながら経営資源を有効に活用するという高度な舵取りが求められます。多様なステークホルダーの意見やその他各種社会的要請も認識しながら、経営の透明性・公正性を確保しつつ、適切なリスク管理の下、迅速・果断に意思決定を行うことにより、持続的な成長を継続し、企業価値を高めていくことがコーポレートガバナンスの要諦であると考えております。

#### ② 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会から独立した監査役会による監査機能を確保しつつ、それに加え、業務執行を行う社内取締役（執行役員を兼務しております。）相互の監督・牽制はもちろん、取締役会を、業務執行を行う社内取締役と業務執行を行わず監督機能に特化した役割を果たす社外取締役からなる構成とし、取締役会での実効的な監督体制を確保することにより、業務執行の適法性、妥当性・効率性を実現することが当社の機関設計として適切であると考えております。このような考え方の下、当社は会社法が定める監査役会設置会社としております。

取締役会は、その決議により、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針を定めております。社長を経営の最高責任者とする当社グループの役職員は、取締役会の監督と監査役会の監査に服しつつ、取締役会が定めた経営方針と上記基本方針に従い、業務執行を行っております。

##### a. 取締役会

取締役会は、当社の中核的な意思決定機関として、当社グループの経営に係る基本方針と最重要案件の審議・決裁を行っております。

取締役会は、社内取締役5名と当社と利害関係のない社外取締役3名より構成されております。社外取締役は、当社と利害関係のない独立した立場で各々の経験と知見から経営判断の妥当性並びに業務執行の状況についてチェックを行うと同時に、経営全般にわたって有益な意見を表すことで、取締役会の活性化に大きな役割を果たしております。社外取締役に対しては、取締役会議案を事前に説明するとともに、重要な業務執行について都度報告を行うなどサポート体制を整えております。また、経営戦略や長期ビジョン、あるいは経営全般に関わる重要なテーマについて、社外取締役、社外監査役を交えて自由な意見交換を行う「戦略・ビジョン討議」を実施しております。

取締役会は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、自己アンケート、及びアンケート結果に基づく取締役会での討議により、その実効性についての評価・分析を毎年実施し、その結果を以後の取締役会運営の改善につなげております。2019年度の実効性評価では、取締役会での審議事項に係る説明の質の向上、難易度に応じた審議時間の確保、及び「戦略・ビジョン討議」の開催回数やテーマ設定などの拡充について意見があり、これらの点を課題として認識し、取締役会運営の改善を行いました。

当社は、実効性評価をより有益なものとするため、評価項目につき毎年度見直しを行い、当該年度の実態に即した項目の追加等、その充実を図っております。

提出日時点での取締役会は、代表取締役社長執行役員 池田潤一郎を議長とし、橋本剛、小野晃彦、丸山卓、及び田中利明の4名の社内取締役と藤井秀人、勝悦子、及び大西賢の3名の社外取締役より構成されております。

##### <新型コロナウイルス感染拡大への対応>

新型コロナウイルス感染拡大により、対面式での取締役会の開催を控えており、3月以降はリモートでの開催としています。また係る状況下においても案件の審議を充実させるため開催回数を増やすなど、取締役会の実効性の向上に努めています。

##### b. 指名諮問委員会・報酬諮問委員会

取締役会の下に任意の組織として指名諮問委員会と報酬諮問委員会を設置しております。社外取締役による業務執行取締役への監督をより実効性のあるものとするため、いずれも社外取締役を委員長として、社外取締役全員（3名）と社長で構成される社外取締役が過半数の委員会としております。

指名諮問委員会では、取締役・執行役員の選解任に関する審議に加え、当社に相応しい社長・CEO（以下、「社長」）を適時適切に選定するため、社長の後継者計画に基づき次期社長案（現社長の再任・解任を含む）に関して

も審議のうえ、取締役会に答申します。報酬諮問委員会では、取締役・執行役員の報酬制度のレビューを適宜行い、長期的な企業価値の向上に対するインセンティブを含む役員報酬のあり方について、「ステークホルダーの視点」を重視した客観的な立場から検討を行っております。なお、各委員会の委員に加え、社外監査役は審議の過程を把握するため各委員会に出席し、意見を述べるができることとしております。取締役会は両諮問委員会の答申内容を尊重し、必要な決議を行うこととしております。

提出日時点での指名諮問委員会は、取締役 勝悦子を委員長とし、藤井秀人、大西賢、及び池田潤一郎の3名の委員から構成され、提出日時点での報酬諮問委員会は、取締役 大西賢を委員長とし、藤井秀人、勝悦子、及び池田潤一郎の3名の委員から構成されております。

#### c. 業務執行体制

業務執行については、当社は2000年より執行役員制度を導入しております。取締役会で選任され代表取締役から権限の委譲を受けた執行役員は、取締役会で決定された経営の最高方針に従い業務執行を行うことで経営のスピードアップを図っております。業務執行レベルの最高意思決定機関としての経営会議（議長：社長）は、取締役会が決定した基本方針に基づき、経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議機関として機能しております。経営会議の下部機構として、6つの委員会を設置しており、それぞれの委員会のメンバーに加え、案件毎に関係する役員・部長が出席し、経営会議に付議される重要案件や部門を跨る案件などの検討・審議を行っております。

#### d. 監査体制

監査役会は、常勤監査役2名と当社と利害関係のない社外監査役2名より構成されております。監査役は、定期的に監査役会を開催し、監査計画の策定や監査結果の報告・共有等を行い、期末には監査報告書を作成します。各監査役は取締役会その他重要な会議に出席して、審議・意思決定過程の監査を実施するとともに、取締役・執行役員・従業員との面談やグループ会社への往査を通じて、内部統制システムの構築・運用状況等を監査しております。会計監査は、会計監査人である有限責任あずさ監査法人が監査を実施しております。これに加え、社長から指示を受け、他のいかなる職制からも独立した経営監査部（当連結会計年度末時点で16名）が、グループ会社を含めた内部監査を行っております。監査役会、会計監査人、経営監査部の三者は、密接な連携によって監査の実効性向上に努めております。

提出日時点での監査役会は、常勤監査役 実謙二を議長とし、常勤監査役 武田俊明と社外監査役 山下英樹、及び井村順子により構成されております。



③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

④ 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑦ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項とその理由

イ. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

役員的主要略歴及び所有株式数

男性10名 女性2名 (役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長執行役員	池田 潤一郎	1956年7月16日 生	1979年4月 当社入社 2004年6月 当社人事部長 2007年6月 当社定航部長 2008年6月 当社執行役員 2010年6月 当社常務執行役員 2013年6月 当社取締役専務執行役員 2015年6月 当社代表取締役社長執行役員(現職)	(注)1	232
代表取締役 副社長執行役員	橋本 剛	1957年10月14日 生	1982年4月 当社入社 2008年6月 当社LNG船部長 2009年6月 当社執行役員LNG船部長委嘱 2011年6月 当社執行役員 2012年6月 当社常務執行役員 2015年6月 当社取締役常務執行役員 2016年4月 当社取締役専務執行役員 2019年4月 当社代表取締役副社長執行役員(現職)	(注)1	82
代表取締役 副社長執行役員	小野 晃彦	1959年10月1日 生	1983年4月 当社入社 2010年6月 当社経営企画部長 2011年6月 当社執行役員経営企画部長委嘱 2015年6月 当社常務執行役員 2017年4月 当社専務執行役員 2018年6月 当社取締役専務執行役員 2020年4月 当社代表取締役副社長執行役員(現職)	(注)1	69
代表取締役 専務執行役員	丸山 卓	1959年4月10日 生	1983年4月 当社入社 2010年6月 当社財務部長 2011年6月 当社執行役員財務部長委嘱 2015年6月 当社常務執行役員 2017年6月 当社取締役常務執行役員 2018年4月 当社取締役専務執行役員 2020年4月 当社代表取締役専務執行役員(現職)	(注)1	45
取締役 常務執行役員	田中 利明	1960年4月17日 生	1984年4月 当社入社 2011年6月 当社鉄鋼原料船部長 2014年6月 当社執行役員鉄鋼原料船部長委嘱 2015年6月 当社執行役員 2017年4月 当社常務執行役員 2020年6月 当社取締役常務執行役員(現職)	(注)1	38

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	藤井 秀人	1947年12月13日生	1971年4月 大蔵省入省 2003年1月 財務省大臣官房長 2004年7月 同省主計局長 2006年7月 財務事務次官 2007年10月 株式会社日本政策投資銀行 副総裁 2008年10月 同行 代表取締役副社長 2016年6月 当社取締役(現職) (重要な兼職の状況) 住友商事株式会社 顧問	(注)1	14
取締役	勝 悦子	1955年4月3日生	1978年4月 株式会社東京銀行(現:株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1992年12月 株式会社日本総合研究所調査部 シニア・エコノミスト 1995年4月 茨城大学人文学部社会科学科助教授(国際金融論) 1998年4月 明治大学政治経済学部助教授 2003年4月 同大学同学部教授(現職) 2008年4月 同大学副学長(国際交流担当) 2016年6月 当社取締役(現職) (重要な兼職の状況) 明治大学政治経済学部 教授 株式会社電通グループ 社外取締役(監査等委員) 国際大学協会(IAU) 理事 国際交流基金 資金運用諮問委員会委員長	(注)1	14
取締役	大西 賢	1955年5月19日生	1978年4月 日本航空株式会社入社 2009年4月 株式会社日本航空インターナショナル(現:日本航空株式会社) 執行役員 同年6月 日本エアコミューター株式会社 代表取締役社長 2010年2月 株式会社日本航空インターナショナル(現:日本航空株式会社) 管財人代理(兼)社長 同年11月 同社取締役 2011年3月 同社代表取締役社長 安全統括(安全統括管理者) 同年4月 日本航空株式会社 代表取締役社長 安全統括(安全統括管理者) 2012年2月 同社代表取締役会長 安全推進本部長(安全統括管理者) 2013年4月 同社代表取締役会長(安全統括管理者) 2014年4月 同社取締役会長 2018年4月 同社取締役 同年7月 同社特別理事(現職) 2019年6月 当社取締役(現職) (重要な兼職の状況) 日本航空株式会社 特別理事 公益社団法人経済同友会 幹事 国際大学 理事 東洋大学 客員教授 三菱重工業株式会社 顧問 帝人株式会社 社外取締役	(注)1	2

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
常勤監査役	実 謙二	1960年9月24日 生	1984年4月 当社入社 2009年6月 当社経営企画部 CSR・環境室長 2013年6月 当社IR室長 2015年6月 当社経理部長 2017年6月 当社常勤監査役(現職)	(注)2	13
常勤監査役	武田 俊明	1964年1月21日 生	1986年4月 当社入社 2015年6月 当社総務部長 2018年4月 当社秘書・総務部長 2019年6月 当社常勤監査役(現職)	(注)4	23
監査役	山下 英樹	1954年4月29日 生	1982年4月 弁護士(現職) 第二東京弁護士会入会 1985年4月 山下英樹法律事務所(現山下・ 遠山法律事務所)開設 1993年3月 弁理士 2014年6月 当社監査役(現職) (重要な兼職の状況) 山下・遠山法律事務所 弁護士 株式会社アイセルネットワークス 社外監査役	(注)3	11
監査役	井村 順子	1960年5月7日 生	1983年4月 宇宙開発事業団(現:宇宙航空研究開 発機構)入社 1990年10月 朝日新和会計社(現:有限責任あざさ 監査法人)入社 1993年5月 太田昭和監査法人(現:EY新日本有限 責任監査法人)入社 1994年8月 公認会計士(現職) 2005年5月 新日本監査法人(現:EY新日本有限責 任監査法人)パートナー 2011年6月 同社シニアパートナー 2015年9月 多摩大学大学院 客員教授(現職) 2018年7月 井村公認会計士事務所開設 2019年6月 当社監査役(現職) (重要な兼職の状況) 井村公認会計士事務所 代表 長谷川香料株式会社 社外監査役 多摩大学大学院 客員教授	(注)4	—
計					543

- (注) 1. 2020年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から1年間  
2. 2017年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
3. 2018年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
4. 2019年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
5. 取締役 藤井秀人氏、勝悦子氏及び大西賢氏は、社外取締役であります。  
6. 監査役 山下英樹氏及び井村順子氏は、社外監査役であります。  
7. 当社では、経営の意思決定・監督と業務執行との役割を明確化し、取締役会の活性化と環境変化に迅速かつ的確に対応し得る効率的な業務執行体制の確立のために、2000年6月27日より執行役員制度を導入しております。執行役員(取締役兼務者を除く)は19名であります。



8. 当事業年度の取締役会の出席状況は以下のとおりであります。

役職名	氏名	出席回数
代表取締役 社長執行役員	池田 潤一郎	10回／10回（出席率100%）
代表取締役 副社長執行役員	橋本 剛	10回／10回（出席率100%）
代表取締役 副社長執行役員	小野 晃彦	10回／10回（出席率100%）
代表取締役 専務執行役員	丸山 卓	10回／10回（出席率100%）
取締役 常務執行役員	田中 利明	—
取締役	藤井 秀人	10回／10回（出席率100%）
取締役	勝 悦子	10回／10回（出席率100%）
取締役	大西 賢	8回／8回（出席率100%）
常勤監査役	実 謙二	10回／10回（出席率100%）
常勤監査役	武田 俊明	8回／8回（出席率100%）
監査役	山下 英樹	10回／10回（出席率100%）
監査役	井村 順子	8回／8回（出席率100%）

- (注) 1. 取締役 田中利明氏は、2020年6月23日に就任しておりますので、取締役会の出席状況は記載しておりません。
2. 取締役 大西賢氏、監査役 武田俊明氏及び井村順子氏は、2019年6月25日就任以降の取締役会への出席回数を記載しております。

## ② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役藤井秀人氏は、わが国の経済運営と政策金融に関わってこられた長年の経験と知見を活かし、独立、公正な立場から取締役会において積極的にご発言いただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会において、決定手続きの透明性と客観性の向上に貢献いただいております。以上のことから、社外取締役として選任しております。

社外取締役勝悦子氏は、国際経済・金融の専門家としての幅広い知識と見識、大学経営に参画された経験及びグローバル人材育成に対する取り組みの経験と知見をもとに、業務執行を行う経営陣から独立した立場から取締役会において積極的にご発言いただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会において、決定手続きの透明性と客観性の向上に貢献いただいております。以上のことから、社外取締役として選任しております。

社外取締役大西賢氏は、日本航空株式会社の代表取締役社長、代表取締役会長を務められ、高度な経営経験に基づく高い見識を有しており、実践的、多角的な視点から取締役会において積極的にご発言いただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員において、決定手続きの透明性と客観性の向上に貢献いただいております。以上のことから、社外取締役として選任をお願いしております。

社外監査役山下英樹氏は、弁護士としての長年の経験や専門的知識並びに高い法令遵守の精神を有し、独立した客観的かつ公正な立場から経営・業務執行に対する監査を行う監査役としての職務を適切に遂行いただいております。以上のことから、社外監査役として選任をお願いしております。

社外監査役井村順子氏は、公認会計士としての長年の経験と会計に関する幅広い知識を有し、上場会社等の法定監査及び上場準備会社の監査を多数担当されるなど、実績も豊富であり、客観的かつ公正な立場から経営・業務執行に対する監査を行う社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役として選任しております。

当社は、上記社外取締役及び社外監査役を上述の理由により社外取締役、社外監査役として選任しており、また、当社の定める「社外役員の独立性基準」（下記）に照らし、独立役員に指定しております。各々の経験と知見から経営判断の妥当性並びに業務執行の状況について株主の立場に立ったチェックを行うことにより企業統治上大きな役割を果たしております。

なお、社外取締役及び社外監査役はともに取締役会に出席しており、取締役会における内部監査・会計監査・内部統制に関する決議・報告・討議に適宜参加・監査・監督をしております。

#### <社外役員の独立性基準>

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）の独立性に関する基準を以下のとおり定め、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

イ. 当社及び当社の子会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者(\*a)または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者）にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者

\*a 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう

ロ. 当社の現在の主要株主(\*b)またはその業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者

\*b 主要株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう

ハ. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者

ニ. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者

ホ. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者

ヘ. 当社グループを主要な取引先とする者(\*c)、またはその者が会社である場合には当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者

\*c 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払い（但し、主要な取引先とする者が個人の場合は、当社グループからの役員報酬の支払いを除く）を、当社グループから受けた者

ト. 当社グループの主要な取引先である者(\*d)、またはその者が会社である場合には当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者

\*d 当社グループの主要な取引先とは、当社グループに対して、当社グループの直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者

チ. 当社グループの会計監査人またはその社員等、または過去3年間にそれらに該当していた者

リ. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(\*e)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）、または過去3年間にそれらに該当していた者。

\*e 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金額その他の財産上の利益をいう）

ヌ. 当社グループから一定額を超える寄付または助成(\*f)を受けている者（当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）、または過去3年間にそれらに該当していた者

\*f 一定額を超える寄付または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付または助成をいう

ル. 上記イからヌに該当する者（重要な地位にある者(\*g)に限る）の近親者等(\*h)

\*g 重要な地位にある者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう

\*h 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう

ヲ. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

③ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係の概要

社外取締役藤井秀人氏、勝悦子氏、大西賢氏及び社外監査役山下英樹氏、井村順子氏と当社との間に当社株式の保有を除いては人的關係、取引關係その他特別の利害關係はありません。

社外取締役藤井秀人氏は当社借入先の株式会社日本政策投資銀行の代表取締役副社長であったことがあります(2015年6月退任)、同行との間の取引の規模、内容に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

④ 業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)に関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法の規定に基づき、内部統制のための体制の整備に向けた「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定めております。

イ. 取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

<コンプライアンス>

(a) 当社グループは法令及び定款に従うのみならず、「社会規範と企業倫理に則った透明性の高い経営を行なうこと」を企業理念のひとつに掲げている。当社はコンプライアンス実現のため、その基礎としてコンプライアンス規程を定め、取締役会が任命するチーフコンプライアンスオフィサー(CCO)を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的なモニタリングを通じ、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。

(b) 役職員の行動規範としてコンプライアンス規程第5条に行動基準を定め、これらの遵守を図る。とりわけ、各国競争法の遵守、反社会的勢力に対する毅然とした対応、インサイダー取引の禁止、贈収賄の禁止、顧客及び会社等の秘密情報の保持、差別・ハラスメントの禁止等を徹底する。

(c) 全ての役職員を対象に、独占禁止法、金融商品取引法、不正競争防止法等の各種法令・規則、及び社内規程に関する階層別研修、分野別研修、e-ラーニングなどを実施し、コンプライアンス違反の予防並びに改善措置を講じるとともに、コンプライアンス意識の徹底・向上を図る。

(d) コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス違反に関する報告・相談のための社内窓口及び社外弁護士によるコンプライアンス相談窓口を設置するなど報告・相談システムを整備し、運用を行う。当社は当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談については秘密を厳守するとともに、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。

<コーポレートガバナンス>

(e) 社内取締役と社外取締役により構成される取締役会は取締役会規程により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わるとともに、取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督・督励する。

(f) 取締役会は経営会議を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議を行なう。

(g) 取締役会は、監査役が監査役会規程及び監査役監査基準により定める監査の方針に従い取締役及び執行役員の職務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。

(h) 内部監査部門として社長から指示を受け、他のいかなる職制からも独立した経営監査部を置く。

ロ. 取締役及び執行役員の人事並びに報酬決定プロセスの客観性と透明性を確保するための体制

(a) 取締役及び執行役員の指名並びに報酬等に係る手続きの客観性と透明性を高め、説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する。

(b) 指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は会長、社長、及び独立社外取締役全員で構成され、委員長は取締役会の決議によって独立社外取締役の中から選定される。

(c) 指名諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の選任及び解任等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。

(d) 報酬諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の報酬及び待遇等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。

(e) 取締役会は指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の答申を尊重する。

ハ. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については文書又は電子情報により、文書管理規程及び電子情報セキュリティ規程に基づき、定められた期間、適切に保存・管理する。

(b) 取締役及び監査役は、随時これらの文書を閲覧できるものとする。

## ニ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険に係る主たるリスクについて、以下の管理体制を整え、経営会議はその他のリスクを含めた全リスクの管理を統括する機関として機能する。

### (a) 海運市況リスク

当社の主たる事業である海上輸送の分野においては、世界の荷動き量及び船腹供給量の動向が船腹需給に影響を及ぼし、運賃及び備船料の市況が変動する為、船舶などの投資に係る重要案件は、経営会議の予備審議機関として投融資委員会を設置し、同委員会においてリスクの把握、分析及び評価を経た上で、意思決定機関に付議する。

### (b) 船舶の安全運航

経営会議の下部機関として社長執行役員を委員長とする安全運航対策委員会を設置し、同委員会は安全運航対策委員会規程に基づき安全運航に関する事項の検討及び審議を行ない、運航船の安全運航の確保・徹底を図る。また、万一、不慮の事故が発生した場合は重大海難対策本部規程に基づき、損害拡大の防止と環境保全を図る。

### (c) 市場リスク

船舶燃料油価格の変動、為替レートの変動及び金利の変動などの市場リスクについては、市場リスク管理規程に基づき適切に管理することにより、リスクの低減を図る。

## ホ. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は、取締役会規程に定め、原則として経営会議においてあらかじめ審議する。

(b) 経営会議は社長執行役員が指名し、取締役会が承認するメンバーにより構成され、経営会議規程により原則として週1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、経営会議は必要に応じ、下部機関として委員会を設け、必要事項につき諮問する。

(c) 執行役員は取締役会で選任され、執行役員規程により代表取締役から権限の委譲を受け、組織規程が定める組織の業務分掌及び職位の職務権限に基づき、取締役会の決定した会社経営全般の最高方針に従い、業務執行を行なう。

## へ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(b) 経営監査部は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

## ト. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するグループ企業理念を掲げ、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。

(b) グループ会社の経営管理については、グループ全体の経営計画及び年度予算に基づき、各社における業務の執行状況を管理する。また、各社の事業内容によって管理担当部を定め、担当部長は、グループ会社経営管理規程に基づき、グループ会社の取締役等から適時必要な報告を受け、経営状態及び事業リスクを適切に把握するとともに、重要経営事項については、当社の承認を得てこれを実行するよう求め、グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう必要な経営資源を適時適切に配分する。但し、組織規程に基づき準社内組織と位置付けられたグループ会社については、担当部長に代わり担当役員がこれを行う。

(c) グループ会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の行動基準を含むコンプライアンス規程に則してグループ各社で諸規程を定める。当社のコンプライアンス相談窓口はグループ会社役職員からの相談も受け付け、グループ全体としてコンプライアンスの徹底を図る。当社はグループ会社に対し、当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談についての秘密を厳守するとともに、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証することを求める。

(d) グループ会社の監査については、各社が適切に内部監査体制を構築するとともに、当社の経営監査部は、内部監査規程に基づき定期及び随時に国内外のグループ会社の内部監査を行う。

## チ. 監査役の職務を補助する専任スタッフとその独立性に関する事項

(a) 監査役の職務を補助するため、当社の従業員から監査役補助者を任命する。

(b) 監査役補助者の人事評価は監査役が行い、監査役補助者の人事異動は監査役会の同意を得て決定する。

(c) 監査役補助者は原則として業務の執行に係る役職を兼務しない。

リ。取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(a) 取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告すべき事項についての規程を定め、当該規程に基づき、取締役、執行役員及び従業員は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告する。グループ会社の取締役、監査役、執行役員、及び従業員は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告できるものとする。

(b) コンプライアンス規程に基づく報告・相談システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する監査役への報告・相談については秘密を厳守するとともに、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。

(c) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。

(d) 経営監査部は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。

(e) 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

##### a. 監査役監査の組織、人員、及び手続

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は常勤監査役2名及び当社と利害関係のない社外監査役2名により構成されております。当社監査役会は、最低1名は財務及び会計に関して相当程度の知見を有するものを含めており、また、社外監査役については、法律もしくは会計に関する高度な専門性または企業経営に関する高い見識等を有することを基軸に2名を選定しております。現任監査役のうち社外監査役井村順子氏は、公認会計士の資格を有して会計監査業務に長年携わっており、また、常勤監査役実謙二氏は、当社IR室長及び経理部長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、監査役監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するための体制として、監査役の職務を補助する専属のスタッフ1名を配置しております。

監査役会は、監査方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。社外監査役を含む各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針及び監査計画等に従い、取締役、執行役員及び従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査します。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保する為に必要なものとして内部統制システムの状況を監視及び検証します。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査します。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。

##### b. 監査役会の活動状況

監査役会は、取締役会開催に先立ち月次で開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計10回開催し、監査役の出席率は100%でした。年間を通じ次のような決議、報告、審議・協議がなされました。

<監査役会での決議、報告、審議・協議>

決議(8件)	監査方針・計画および業務分担、会計監査人の報酬等に対する監査役会同意、補欠監査役選任議案に関する同意、監査報告書、会計監査人再任、等。
報告(33件)	取締役会議題の事前審議状況、監査役往査の計画・結果、内部監査部門・会計監査人との打合せ状況、コンプライアンス対応、期末役員面談、等。
審議・協議(10件)	指名・報酬諮問委員会への社外監査役の参加の在り方、監査役会の運営方法、監査役報酬、取締役職務執行確認書、事業報告WEB開示、等。

<各監査役の監査役会出席状況>

役職名	氏名	出席回数
常勤監査役	実 謙二	10回/10回 (出席率100%)
常勤監査役	武田 俊明	8回/8回 (出席率100%)
社外監査役	山下 英樹	10回/10回 (出席率100%)
社外監査役	井村 順子	8回/8回 (出席率100%)

(注) 武田俊明氏及び井村順子氏は、2019年6月25日開催の株主総会にて選任された後の監査役会への出席回数を記載しております。

##### c. 監査役の主な活動

監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要に応じ意見表明を行っております。今年度、取締役会への監査役の出席率は100%でした。これに加え、主に常勤監査役が、経営会議、投融资委員会、コンプライアンス委員会等の社内の重要な会議または委員会に出席するほか、今年度より社外監査役が、指名諮問委員会、報酬諮問委員会にそれぞれ1名出席しております。監査役は、意見交換会等を通じて社外取締役との情報共有も図っております。

常勤監査役は、代表取締役社長との面談を原則毎月行うほか、社内取締役との面談、各部門長との面談、国内外グループ会社への往査を年間を通じて実施しております。また、内部監査部門、会計監査人と緊密な連携を維持するべく、各々との四半期毎の定例会、三者一同に会する「三様監査連絡会」のほか、随時必要に応じて情報共有会、意見交換会を実施しております。グループ会社各社の監査役とは、年2回「グループ監査役連絡会」を開催して情報共有や意見交換を行い、グループ全体の監査役監査の品質維持・向上に努めております。

年度末には、主として常勤監査役が取締役・執行役員と（一部社外監査役も同席）、監査役全員が代表取締役社長と面談し、職務執行状況を確認するとともに、必要に応じて提言を行っております。監査役会は事業報告及びその附属明細書、計算関係書類を受領し、その監査を行っております。

当事業年度において、監査役会は、主として、(a)コーポレートガバナンス体制の整備・運用状況と実効性、(b)コンプライアンス対応状況、(c)安全運航及び環境保全強化策の実施状況、(d)経営計画の浸透・実施及びリスク管理の状況、(e)企業集団としての内部統制システムの構築・運用状況、(f)品質管理体制の整備・運用状況を重点監査項目として、以下の通り監査を実施しました。

(a)コーポレートガバナンス体制の整備・運用状況と実効性

改正会社法、改正コーポレートガバナンス・コード、SDGs等、時代の法的・社会的要請に応じたコーポレートガバナンス体制の整備・運用状況を確認し、取締役会における発言等を通じて、経営判断やリスク管理の妥当性の確保に努めました。また、取締役会の実効性向上のための提言を行いました。

(b)コンプライアンス対応状況

往査や内部監査部門との連携等を通じて、競争法、腐敗防止、不正会計防止、労働法規、個人情報保護をはじめとする各国の法制及び社会規範に対するコンプライアンス対応状況を確認し、予防、早期発見・リカバリー、再発・風化防止等の観点から提言を行いました。

(c)安全運航及び環境保全強化策の実施状況

関係部門との会合や会議への出席等を通じて、安全対策・環境保全強化策の実施状況を確認しました。

(d)経営計画の浸透・実施及びリスク管理の状況

役員職員との面談や往査等を通じて、各部門及びグループ会社への経営計画の浸透状況を確認するとともに、「ローリングプラン2020」の策定に関し、戦略・ビジョン討議等において意見を陳述しました。

(e)企業集団としての内部統制システムの構築・運用状況

各部門との会合や国内外グループ会社への往査等を通じて、企業集団としての内部統制の状況を確認し、実効性の高い体制の構築や運用の改善等に関して意見を述べ、提案を行いました。

(f)品質管理体制の整備・運用状況

往査や会議での質問等を通じて、品質の保証・被保証の状況を確認しました。

<新型コロナウイルス感染拡大への対応>

当事業年度は、年度末監査の時期が新型コロナウイルス感染拡大と重なったため、これに関連する事業報告の記載内容を吟味するとともに、ビデオ会議等の手段により会計監査人との打合せ頻度を増やし、監査手続きの履行状況を、感染拡大が決算に与える影響の評価に関するものも含め詳細に確かめ、その結果につき協議しました。

② 内部監査の状況

監査役及び会計監査人に加え、社長直轄組織として各部から独立した経営監査部（当連結会計年度末時点にて16名）を設置しており、監査役および会計監査人がそれぞれ行う法定監査と連携してグループ会社を含めた業務執行の監査を行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

1971年3月期以降

上記は、調査が著しく困難であったため、現任の監査人である有限責任 あずさ監査法人の前身である朝日会計社が監査法人組織になって以降の期間について記載したものです。実際の継続監査期間は、この期間を超える可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

三浦 洋

野口 昌邦

戸谷 且典

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者等3名、その他4名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査公認会計士等の様々な活動に対する監視・検証を通じ、2015年3月31日監査役会決議「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」（下掲）に照らして現任の有限責任あずさ監査法人に解任または不再任の理由に該当する事由

は認められないこと、同監査法人は会計監査の知識・経験・専門性を十分に保持し、独立性・効率性・品質管理の状況とも問題はなく、職務遂行体制も適切と判断されること、並びに、当該事業年度に係る会計監査の方法と結果も相当であると判断されることから、2020年度は同監査法人を再任することを監査役会で決議しております。

「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会がその会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して、会計監査人としての適格性及び信頼性が損なわれる事象が生じた場合、会計監査を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または会計監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他会計監査人の変更または解任若しくは不再任が適切であると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。取締役会では、監査役会の要請を受けて株主総会の目的とすることを決定します。

#### f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査法人の評価基準を、品質管理の体制・状況、監査チームの資質と監査業務の内容、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、海外拠点監査の体制・状況、不正リスクへの対応と定め、同基準に沿って評価を行いました。評価の結果は、e. 監査法人の選定方針と理由で述べた監査公認会計士等の選定に反映されております。

#### ④ 監査報酬の内容等

##### a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	88	1	79	1
連結子会社	109	2	109	8
計	197	4	188	9

非監査業務の内容は、当社及び連結子会社におけるコンフォートレター作成業務等であります。

##### b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMGグループ）に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	—	—	1
連結子会社	103	51	67	54
計	103	51	67	55

非監査業務の内容は、当社及び連結子会社における税務関連業務等であります。

##### c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

##### d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査公認会計士の職務の執行状況、その他諸般の事情を総合的に勘案したものであります。

##### e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積りの算出根拠、監査時間及び報酬額の推移等を確認したうえで、当該事業年度の会計監査人の報酬等につき、監査の効率性及び監査品質の確保に鑑み相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。



(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬制度設計の基本方針を定めており、その内容は以下のとおりであります。

<報酬制度設計の基本方針>

- ・持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とします。
- ・同業他社および同規模他社を参考にしながら人材を確保するに相応しい報酬水準とします。
- ・業績達成の動機づけとなる業績連動性を有し、当社戦略項目における施策の達成度を定性的に評価する体系となっております。
- ・社外取締役が過半数を占め、かつ、議長を務める報酬諮問委員会が関与し、取締役会が決定することで客観性、透明性のある手続きを取っております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、取締役の月額につきましては1990年6月28日、監査役の月額につきましては2005年6月23日、取締役の賞与及びストックオプション報酬につきましては2007年6月21日であり、決議の内容は、各々、総額にて月額4,600万円以内、月額900万円以内、年額3億円以内（うち社外取締役にについては年額2千万円以内）、年額4億円以内（うち社外取締役にについては年額5千万円以内）であります。

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び報酬諮問委員会は、月例報酬及び賞与に関して各々3回（取締役会への報告1回を含む）審議を行いました。

当社の取締役報酬は、以下のとおり月例報酬、業績連動報酬（賞与）、及びストックオプションで構成されております。

<取締役報酬の構成>

構成割合はモデルケースであり、ターゲット（経常利益800～1,000億円）達成時を前提とします。

名称	構成要素	構成割合	内容
固定報酬	月例報酬	65%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各役員の職責の重さを勘案のうえ、報酬額を個別に決定</li> <li>・毎月定額を現金で支給</li> </ul>
変動報酬	業績連動報酬 (賞与)	30%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全社業績の達成度は経営計画における業績目標の達成度に配当性向と定性的な目標の達成度を考慮したうえで決定</li> <li>・全社業績の達成度に応じた役位ごとの基準額に担当部門業績を個人別評価として加味したうえで決定</li> <li>・毎年6月に現金で支給</li> </ul>
	ストック オプション	5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的とする</li> <li>・権利行使期間は付与後2年経過後から10年経過まで</li> <li>・各取締役の役位に応じて毎年8月に付与</li> </ul>

また、当社の業績連動報酬（賞与）は、業績連動性を有し当社戦略項目における施策の達成度を定性的に評価する体系としており、その指標は以下のとおりであります。

<業績連動報酬（賞与）に係る指標>

財務指標	定性指標	部門別業績指標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・連結経常損益</li> <li>・親会社株主に帰属する当期純損益</li> <li>・配当性向</li> </ul>	下記戦略項目における具体的な施策の達成度を考慮 ① 海洋事業を中心に強み分野への経営資源の重点投入 ② 顧客目線にたったストレスフリーなサービスの提供 ③ 環境戦略の推進とエミッションフリー事業のコア事業化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期初予算経常損益の達成度</li> <li>・資本効率性</li> </ul>

当事業年度は、前年度を大きく上回る経常利益と当期純利益を達成し、配当については株主の皆様への利益還元を実施すべく1株当たりの年間配当金の前期比増額とするなど、取締役に對し前年度を上回る賞与を支給するに足る業績でした。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大により世界経済は急激な減速局面を迎えており、その結果、荷動きの停滞、減少が顕在化して、今後の見通しは極めて不透明であると認識しております。

こうした状況を踏まえ、当事業年度は取締役に對し、月例報酬の0.5カ月を支給しました。

監査役の報酬につきましては、株主総会で定められた上限の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準を考慮し、監査役の協議をもって各監査役が受ける報酬の額を定めております。監査役には、賞与・ストックオプションは付与していません。

② 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの対象となる役員の員数、報酬等の種類別の総額及び報酬等の総額

役員区分	対象となる 役員の員数 (人)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			報酬額の総額 (百万円)
		月例報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	6	261	11	13	287
監査役 (社外監査役を除く。)	3	64	-	-	64
社外役員	7	51	1	2	55

ロ. 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等  
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、重要な取引関係にある企業、業務提携関係を含めて事業上緊密な協力関係にある企業の株式について、当該関係の維持・強化を図ること、また、中長期的に当社の成長・企業価値の向上を図ることを目的として、株式の保有を行うことがあります。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有株式については、個別銘柄ごとに、保有目的の適切性や資本コストを踏まえた収益性等、保有の合理性について毎年取締役会に報告し、総合的に検証を行った上で、保有に合理性が認められない株式については順次保有を縮減します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	116	6,546
非上場株式以外の株式	57	44,578

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	3	中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	4	30
非上場株式以外の株式	10	11,737

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由(注)1	当社の株式の 保有の有無 (注)2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三井物産(株)	5,497,500	5,497,500	ドライバルク船事業(不定期船事業)を中心に主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	8,265	9,447		
(株)近鉄エクスプレス	3,599,000	3,599,000	製品輸送事業(コンテナ船事業)における協力関係の強化、業務提携推進の為	無
	5,711	6,067		
住友商事(株)	3,212,793	4,832,793	ドライバルク船事業(不定期船事業)を中心に主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	3,980	7,399		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由(注)1	当社の株式の 保有の有無 (注)2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
出光興産(株)(注)3	1,265,000	699,200	エネルギー輸送事業(油送船事業) における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	3,134	2,590		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	804,805	804,805	当社グループと同社グループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係の維持、強化を図る為	有
	2,434	2,712		
名港海運(株)	1,483,895	1,483,895	製品輸送事業(コンテナ船事業)における協力関係の維持、強化を図る為	有
	1,587	1,710		
富士フィルムホールディングス(株)	270,300	270,300	製品輸送事業(コンテナ船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	1,470	1,360		
三井不動産(株)	711,554	711,554	関連事業(不動産事業)において協力関係にあり、その関係の維持、強化を図る為	有
	1,330	1,979		
電源開発(株)	562,700	562,700	エネルギー輸送事業(石炭船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	1,225	1,517		
東京海上ホールディングス(株)	205,940	205,940	当社グループと同社グループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係の維持、強化を図る為	有
	1,019	1,104		
東京瓦斯(株)	389,340	389,340	エネルギー輸送事業(LNG船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	995	1,165		
JXTGホールディングス(株)	2,660,868	2,660,868	エネルギー輸送事業(油送船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	985	1,347		
日本碍子(株)	664,157	664,157	製品輸送事業(コンテナ船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	941	1,067		
東北電力(株)	900,000	900,000	エネルギー輸送事業(石炭船事業、LNG船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	936	1,270		
ジェイ エフ イー ホールディングス(株)	1,303,748	2,607,448	ドライバルク船事業(鉄鋼原料船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	916	4,898		
マツダ(株)	1,600,200	1,600,200	製品輸送事業(自動車船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	915	1,981		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	296,775	296,775	同社グループの(株)三井住友銀行は主要取引銀行であり、同社との取引関係の維持、強化を図る為	有
	778	1,150		
住友金属鉱山(株)	329,500	329,500	ドライバルク船事業(不定期船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	730	1,077		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由(注)1	当社の株式の 保有の有無 (注)2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
東京汽船(株)	1,112,900	1,112,900	関連事業(タグボート事業)の分野 で協力関係にあり、関係の維持、強 化を図る為	有
	659	840		
(株)三菱UFJフィナンシ ヤル・グループ	1,139,510	1,139,510	同社グループの(株)三菱UFJ銀行は主 要取引銀行であり、同社との取引関 係の維持、強化を図る為	有
	459	626		
(株)三井E&Sホールディン グス	877,500	877,500	船隊整備、技術開発等で幅広い協力 関係を構築しており、当該関係の維 持、強化を図る為	有
	457	916		
(株)名村造船所	2,066,700	2,066,700	船隊整備、技術開発等で幅広い協力 関係を構築しており、当該関係の維 持、強化を図る為	有
	421	746		
王子ホールディングス(株)	619,657	619,657	ドライバルク船事業(木材チップ船 事業)における主要取引先であり、 取引関係の維持、強化を図る為	無
	358	425		
(株)神戸製鋼所	1,016,480	1,016,480	ドライバルク船事業(鉄鋼原料船事 業)における主要取引先であり、取 引関係の維持、強化を図る為	無
	339	844		
東邦瓦斯(株)	66,150	66,150	エネルギー輸送事業(LNG船事業) における主要取引先であり、取引関 係の維持、強化を図る為	無
	324	328		
大王製紙(株)	217,848	217,848	ドライバルク船事業(木材チップ船 事業)における主要取引先であり、 取引関係の維持、強化を図る為	無
	316	295		
コスモエネルギーホール ディングス(株)	195,900	195,900	エネルギー輸送事業(油送船事業) における主要取引先であり、取引関 係の維持、強化を図る為	無
	297	435		
スズキ(株)	115,000	115,000	製品輸送事業(自動車船事業)にお ける主要取引先であり、取引関係の 維持、強化を図る為	無
	297	563		
三井住友トラスト・ホー ルディングス(株)	93,380	93,380	同社グループの三井住友信託銀行(株) は主要取引銀行であり、同社との取 引関係の維持、強化を図る為	有
	291	371		
(株)住友倉庫	198,389	198,389	製品輸送事業(コンテナ船事業)に おける協力関係の維持、強化を図る 為	有
	234	276		
三菱重工業(株)	83,200	83,200	船隊整備、技術開発等で幅広い協力 関係を構築しており、当該関係の維 持、強化を図る為	有
	227	382		
(株)みずほフィナンシャル グループ	1,837,080	2,230,680	同社グループの(株)みずほ銀行は主要 取引銀行であり、同社との取引関係 の維持、強化を図る為	有
	227	382		
丸全昭和運輸(株)	95,000	95,000	製品輸送事業(コンテナ船事業)に おける協力関係の強化、業務提携推 進の為	有
	226	285		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由(注)1	当社の株式の 保有の有無 (注)2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
東海運(株)	880,000	880,000	ドライバルク船事業(不定期船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	220	236		
(株)ゼロ	238,500	238,500	製品輸送事業(自動車船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	203	183		
(株)ノリタケカンパニーリミテド	51,902	51,902	製品輸送事業(コンテナ船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	178	275		
ブラザー工業(株)	100,000	100,000	製品輸送事業(コンテナ船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	165	204		
太平洋セメント(株)	87,600	87,600	ドライバルク船事業(不定期船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	162	323		
日本コークス工業(株)	2,513,000	2,513,000	エネルギー輸送事業(石炭船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	153	251		
富士石油(株)	771,600	771,600	エネルギー輸送事業(油送船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	145	194		
住友重機械工業(株)	67,304	67,304	船隊整備、技術開発等で幅広い協力関係を構築しており、当該関係の維持、強化を図る為	有
	131	241		
大太平洋金属(株)	71,450	71,450	ドライバルク船事業(不定期船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	112	192		
(株)上組	52,500	52,500	製品輸送事業(コンテナ船事業)における協力関係の維持、強化を図る為	有
	95	134		
北越コーポレーション(株)	200,000	200,000	ドライバルク船事業(木材チップ船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	80	129		
(株)百十四銀行	35,910	35,910	主要取引銀行であり、同社との取引関係の維持、強化を図る為	有
	70	82		
タカセ(株)	40,121	40,121	製品輸送事業(コンテナ船事業)における協力関係の強化、業務提携推進の為	有
	68	77		
中越パルプ工業(株)	38,036	38,036	ドライバルク船事業(木材チップ船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	52	52		
サッポロホールディングス(株)	21,630	21,630	製品輸送事業(コンテナ船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	43	52		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由(注) 1	当社の株式の 保有の有無 (注) 2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ジャパンエンジンコー ポレーション	99,600	99,600	技術開発等で幅広い協力関係を構築 しており、当該関係の維持、強化を 図る為	無
	40	74		
(株)日新	24,200	24,200	製品輸送事業(コンテナ船事業)に おける協力関係の維持、強化を図る 為	無
	38	44		
日野自動車(株)	54,720	54,720	製品輸送事業(自動車船事業)にお ける主要取引先であり、取引関係の 維持、強化を図る為	有
	31	50		
(株)南都銀行	12,039	12,039	主要取引銀行であり、同社との取引 関係の維持、強化を図る為	有
	26	24		
サノヤスホールディング ス(株)	186,000	186,000	船隊整備、技術開発等で幅広い協力 関係を構築しており、当該関係の維 持、強化を図る為	有
	25	32		
川崎重工業(株)	10,300	10,300	船隊整備、技術開発等で幅広い協力 関係を構築しており、当該関係の維 持、強化を図る為	有
	16	28		
日本トランスシティ(株)	13,799	13,799	製品輸送事業(港湾ターミナル事 業)における協力関係の維持、強化 を図る為	有
	6	6		
トヨタ自動車(株)	885	885	製品輸送事業(自動車船事業)にお ける主要取引先であり、取引関係の 維持、強化を図る為	有
	5	5		
東京電力ホールディング ス(株)	7,500	15,000	エネルギー輸送事業(石炭船事業、 LNG船事業)における主要取引先で あり、取引関係の維持、強化を図る 為	無
	2	10		
本田技研工業(株)	-	1,096,000	経営戦略上の重要性や事業上の関係 等を総合的に判断した結果、当社保 有当該株式については当事業年度に て全株式を売却しました	有
	-	3,282		
昭和シェル石油(株) (注) 3	-	1,380,000	エネルギー輸送事業(油送船事業) における主要取引先であり、取引関 係の維持、強化を図る為	無
	-	2,321		
日本製鉄(株)(注) 4	-	709,853	経営戦略上の重要性や事業上の関係 等を総合的に判断した結果、当事業 年度にて全株式を売却しました	無
	-	1,387		
丸紅(株)	-	1,690,041	経営戦略上の重要性や事業上の関係 等を総合的に判断した結果、当事業 年度にて全株式を売却しました	無
	-	1,292		
横浜ゴム(株)	-	301,875	経営戦略上の重要性や事業上の関係 等を総合的に判断した結果、当事業 年度にて全株式を売却しました	無
	-	620		
日本製紙(株)	-	236,448	経営戦略上の重要性や事業上の関係 等を総合的に判断した結果、当事業 年度にて全株式を売却しました	無
	-	540		

(注) 1. 当社はすべての保有株式について資本コストを踏まえ、配当・取引額等に加え、経営戦略上の重要性や業務上の関係等を総合的に判断し保有しております。

(注) 2. 当社の株式の保有の有無において、発行者が持株会社の場合には、主要な子会社が当社株を保有していることを確認しております。

(注) 3. 出光興産(株)と昭和シェル石油(株)は、2019年4月1日付の経営統合により、昭和シェル石油株式1株に対し、出光興産株式0.41株が割当交付されております。

(注) 4. 日本製鉄(株)は、2019年4月1日付で新日鐵住金(株)から日本製鉄(株)に商号変更しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由(注)1	当社の株式の保有の有無(注)2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
三井物産(株)	3,000,000	3,000,000	ドライバルク船事業(不定期船事業)を中心に主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為(議決権行使の指図権限を有する)	有
	4,510	5,155		
本田技研工業(株)	1,500,000	1,500,000	製品輸送事業(自動車船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為(議決権行使の指図権限を有する)	有
	3,645	4,492		
住友商事(株)	2,400,000	2,400,000	ドライバルク船事業(不定期船事業)を中心に主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為(議決権行使の指図権限を有する)	有
	2,973	3,674		
トヨタ自動車(株)	388,000	388,000	製品輸送事業(自動車船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為(議決権行使の指図権限を有する)	有
	2,522	2,516		
住友化学(株)	2,060,000	2,060,000	製品輸送事業(コンテナ船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為(議決権行使の指図権限を有する)	無
	661	1,060		

(注) 1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

みなし保有株式は退職給付信託に設定しているものです。「保有目的」には当該株式について当社が有する権限の内容を記載しております。

(注) 2. 当社の株式の保有の有無において、発行者が持株会社の場合には、主要な子会社が当社株を保有していることを確認しております。

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。



## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構の開催するセミナーに参加しております。

# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

#### 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	1,234,077	1,155,404
売上原価	※1 1,094,915	※1 1,035,771
売上総利益	139,161	119,632
販売費及び一般管理費	※2, ※3 101,442	※2, ※3 95,852
営業利益	37,718	23,779
営業外収益		
受取利息	7,832	8,028
受取配当金	5,982	6,127
持分法による投資利益	—	15,949
為替差益	15,850	17,058
その他営業外収益	2,988	2,800
営業外収益合計	32,654	49,965
営業外費用		
支払利息	21,806	16,549
持分法による投資損失	7,804	—
その他営業外費用	※4 2,187	※4 2,104
営業外費用合計	31,798	18,654
経常利益	38,574	55,090
特別利益		
固定資産売却益	※5 4,654	※5 8,295
投資有価証券売却益	681	3,266
その他特別利益	9,082	4,542
特別利益合計	14,418	16,104
特別損失		
固定資産売却損	※6 1,120	※6 449
投資有価証券評価損	191	2,752
事業再編関連損失	—	※7 8,243
貸倒引当金繰入額	—	※8 7,784
その他特別損失	4,902	4,835
特別損失合計	6,214	24,064
税金等調整前当期純利益	46,778	47,130
法人税、住民税及び事業税	8,793	8,970
法人税等調整額	4,309	△30
法人税等合計	13,103	8,939
当期純利益	33,674	38,190
非支配株主に帰属する当期純利益	6,799	5,566
親会社株主に帰属する当期純利益	26,875	32,623

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	33,674	38,190
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△6,783	△11,567
繰延ヘッジ損益	2,146	△5,535
為替換算調整勘定	△9,011	△2,108
退職給付に係る調整額	△2,180	△1,071
持分法適用会社に対する持分相当額	7,320	△15,294
その他の包括利益合計	※ △8,508	※ △35,577
包括利益	25,166	2,612
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	17,408	△1,218
非支配株主に係る包括利益	7,757	3,831

②【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	65,400	45,385	306,642	△6,807	410,620
会計方針の変更による 累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した 当期首残高	65,400	45,385	306,642	△6,807	410,620
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)				4	4
剰余金の配当			△3,587		△3,587
親会社株主に帰属する 当期純利益			26,875		26,875
連結範囲の変動			△0		△0
自己株式の取得				△31	△31
自己株式の処分			△40	69	28
連結子会社株式の 取得による持分の増減		△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	△0	23,245	42	23,288
当期末残高	65,400	45,385	329,888	△6,764	433,909

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	33,400	37,873	23,442	5,905	100,621	2,026	114,776	628,044
会計方針の変更による 累積的影響額								-
会計方針の変更を反映した 当期首残高	33,400	37,873	23,442	5,905	100,621	2,026	114,776	628,044
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)						△4		-
剰余金の配当								△3,587
親会社株主に帰属する 当期純利益								26,875
連結範囲の変動								△0
自己株式の取得								△31
自己株式の処分								28
連結子会社株式の 取得による持分の増減								△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△6,559	6,518	△7,244	△2,180	△9,466	△218	9,963	278
当期変動額合計	△6,559	6,518	△7,244	△2,180	△9,466	△223	9,963	23,562
当期末残高	26,840	44,391	16,197	3,725	91,154	1,803	124,739	651,607

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	65,400	45,385	329,888	△6,764	433,909
会計方針の変更による 累積的影響額			△1,812		△1,812
会計方針の変更を反映した 当期首残高	65,400	45,385	328,075	△6,764	432,096
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)				5	5
剰余金の配当			△6,577		△6,577
親会社株主に帰属する 当期純利益			32,623		32,623
連結範囲の変動			△2,446		△2,446
自己株式の取得				△28	△28
自己株式の処分			△38	65	26
連結子会社株式の 取得による持分の増減		△377			△377
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	△377	23,560	41	23,224
当期末残高	65,400	45,007	351,636	△6,722	455,320

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	26,840	44,391	16,197	3,725	91,154	1,803	124,739	651,607
会計方針の変更による 累積的影響額								△1,812
会計方針の変更を反映した 当期首残高	26,840	44,391	16,197	3,725	91,154	1,803	124,739	649,794
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)						△5		-
剰余金の配当								△6,577
親会社株主に帰属する 当期純利益								32,623
連結範囲の変動								△2,446
自己株式の取得								△28
自己株式の処分								26
連結子会社株式の 取得による持分の増減								△377
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△10,533	△16,221	△5,308	△1,076	△33,140	△151	1,514	△31,777
当期変動額合計	△10,533	△16,221	△5,308	△1,076	△33,140	△157	1,514	△8,558
当期末残高	16,306	28,170	10,889	2,648	58,014	1,646	126,253	641,235

## ③【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	124,505	105,784
受取手形及び営業未収金	92,160	81,362
有価証券	500	500
たな卸資産	※1 36,445	※1 33,520
繰延及び前払費用	63,413	61,028
その他流動資産	70,688	52,950
貸倒引当金	△253	△258
流動資産合計	387,460	334,887
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	※2, ※4 715,344	※2, ※4 711,498
建物及び構築物（純額）	※2 145,229	※2 146,582
機械装置及び運搬具（純額）	※2 29,345	※2 29,205
器具及び備品（純額）	※2 4,523	※2 4,174
土地	222,565	241,162
建設仮勘定	※4 73,718	※4 66,363
その他有形固定資産（純額）	※2 3,182	※2 2,713
有形固定資産合計	1,193,910	1,201,698
無形固定資産		
無形固定資産	28,695	28,810
投資その他の資産		
投資有価証券	※3, ※4 360,706	※3, ※4 346,890
長期貸付金	73,129	85,261
長期前払費用	5,698	8,490
退職給付に係る資産	15,764	16,121
繰延税金資産	3,048	3,228
その他長期資産	※3 67,761	※3 85,911
貸倒引当金	△1,697	△12,584
投資その他の資産合計	524,411	533,320
固定資産合計	1,747,017	1,763,829
資産合計	2,134,477	2,098,717

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	81,020	69,189
短期社債	28,500	36,766
短期借入金	※4 187,419	※4 180,351
コマーシャル・ペーパー	40,000	25,000
未払法人税等	5,494	5,336
前受金	35,814	34,348
賞与引当金	4,742	4,706
役員賞与引当金	180	179
契約損失引当金	17,198	17,644
事業再編関連損失引当金	304	—
環境対策引当金	—	622
その他流動負債	45,975	48,020
流動負債合計	446,649	422,164
固定負債		
社債	168,198	181,000
長期借入金	※4 665,997	※4 655,117
リース債務	14,224	16,091
繰延税金負債	58,123	58,480
退職給付に係る負債	11,927	9,524
役員退職慰労引当金	1,499	1,565
特別修繕引当金	18,220	18,441
契約損失引当金	36,624	26,639
環境対策引当金	620	—
その他固定負債	60,785	68,457
固定負債合計	1,036,220	1,035,316
負債合計	1,482,870	1,457,481
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	65,400	65,400
資本剰余金	45,385	45,007
利益剰余金	329,888	351,636
自己株式	△6,764	△6,722
株主資本合計	433,909	455,320
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	26,840	16,306
繰延ヘッジ損益	44,391	28,170
為替換算調整勘定	16,197	10,889
退職給付に係る調整累計額	3,725	2,648
その他の包括利益累計額合計	91,154	58,014
新株予約権	1,803	1,646
非支配株主持分	124,739	126,253
純資産合計	651,607	641,235
負債純資産合計	2,134,477	2,098,717

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	46,778	47,130
減価償却費	90,138	87,765
事業再編関連損失	—	8,243
持分法による投資損益 (△は益)	7,804	△15,949
引当金の増減額 (△は減少)	△21,683	△6,241
受取利息及び受取配当金	△13,815	△14,156
支払利息	21,806	16,549
投資有価証券売却損益 (△は益)	△661	△2,403
投資有価証券評価損益 (△は益)	191	2,752
固定資産除売却損益 (△は益)	△3,143	△7,546
為替差損益 (△は益)	△19,228	△15,984
売上債権の増減額 (△は増加)	33,490	10,292
たな卸資産の増減額 (△は増加)	2,333	2,835
仕入債務の増減額 (△は減少)	△50,151	△11,261
その他	△23,282	1,837
小計	70,576	103,863
利息及び配当金の受取額	16,606	21,803
利息の支払額	△21,449	△16,988
法人税等の支払額	△10,484	△7,955
営業活動によるキャッシュ・フロー	55,248	100,723
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	△115,300	△16,898
投資有価証券の売却及び償還による収入	10,117	13,446
固定資産の取得による支出	△155,683	△155,104
固定資産の売却による収入	69,423	44,642
長期貸付けによる支出	△25,661	△6,680
長期貸付金の回収による収入	38,863	13,840
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△7,437	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△3,284	—
その他	△9,379	△497
投資活動によるキャッシュ・フロー	△198,341	△107,250



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	11,829	△9,102
コマーシャル・ペーパーの純増減額 (△は減少)	35,000	△15,000
長期借入れによる収入	130,592	117,491
長期借入金の返済による支出	△90,593	△104,756
社債の発行による収入	20,000	50,000
社債の償還による支出	△31,734	△28,500
配当金の支払額	△3,599	△6,570
非支配株主への配当金の支払額	△1,894	△2,937
その他	921	△1,352
財務活動によるキャッシュ・フロー	70,520	△728
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,137	△1,625
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△70,435	△8,881
現金及び現金同等物の期首残高	189,591	119,155
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	—	△7,991
現金及び現金同等物の期末残高	* 119,155	* 102,283

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数：368社（うち支配力基準を適用した会社数3社）

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しておりません。

当連結会計年度から、新規設立及び重要性の観点等より25社を新たに連結の範囲に含め、清算終了等により、27社を連結の範囲から除外し、1社を株式の売却により連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の社名はアジアカーゴサービス㈱であります。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも小規模であり全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしませんので連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社数 103社

主要な持分法適用関連会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略してしております。

当連結会計年度から、新規設立及び重要性の観点等より12社を持分法適用の範囲に含め、1社を株式の売却により連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しております。

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社（アジアカーゴサービス㈱他）及び関連会社（㈱空見コンテナセンター他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社9社と在外連結子会社307社は12月31日を決算日とし、また、国内連結子会社3社は2月末日を決算日としております。従い、連結決算日である3月31日と差異がありますが、連結財務諸表作成のための決算は行っておりません。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券

##### (イ) 売買目的有価証券

時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）

##### (ロ) 満期保有目的の債券

償却原価法

##### (ハ) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

##### ロ デリバティブ

時価法

##### ハ たな卸資産

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

(イ) 船舶

主として定額法。一部の船舶について定率法。

(ロ) 建物

主として定額法。

(ハ) その他有形固定資産

主として定率法。

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

イ 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

ロ 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ 役員賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。

ニ 契約損失引当金

契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高まった契約について、損失見込額を計上しております。

ホ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ヘ 特別修繕引当金

船舶の修繕に要する費用の支出に備えるため、修繕見積額基準により計上しております。

ト 環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、主としてその発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

- (6) 重要な収益及び費用の計上基準  
 運賃収益及び運賃収益に係る費用の計上基準  
 主として航海完了基準を採用しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。

ロ 主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
外貨建借入金	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
通貨スワップ	貸船料及び外貨建借入金
金利スワップ	借入金利息及び社債利息
金利キャップ	借入金利息
燃料油スワップ	船舶燃料
運賃先物	運賃

ハ ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現する期間を個別に見積り、当該期間にわたって均等償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 支払利息に係る会計処理

当社及び連結子会社の支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたり且つ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。なお、当連結会計年度中に取得原価に算入した支払利息は922百万円（前連結会計年度は1,401百万円）であります。

ロ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(11) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)

(IFRS第16号「リース」の適用)

国際財務報告基準(IFRS)を適用している在外子会社及び在外持分法適用会社において、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」を適用しております。これにより、借手のリース取引については、原則としてすべてのリースについて資産及び負債を認識しております。当該会計基準の適用にあたり、経過措置として認められている当該会計基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。

なお、当該会計基準の適用が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

#### (1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

#### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

#### (1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

#### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用します。

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用します。

（表示方法の変更）

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他特別利益」に含めていた「投資有価証券売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。また、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「関係会社株式売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他特別利益」に含めて表示しております。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「関係会社株式売却益」に表示していた5,453百万円、「その他特別利益」に表示していた4,309百万円は、「投資有価証券売却益」681百万円、「その他特別利益」9,082百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他特別損失」に含めていた「投資有価証券評価損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。また、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「減損損失」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他特別損失」に含めて表示しております。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「減損損失」に表示していた1,377百万円、「その他特別損失」に表示していた3,716百万円は、「投資有価証券評価損」191百万円、「その他特別損失」4,902百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却損益(△は益)」、「投資有価証券評価損益(△は益)」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。また、前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「関係会社株式売却損益(△は益)」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「短期貸付金の純増減額(△は増加)」は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「関係会社株式売却損益(△は益)」に表示していた△5,453百万円、「その他」に表示していた△18,299百万円は、「投資有価証券売却損益(△は益)」△661百万円、「投資有価証券評価損益(△は益)」191百万円、「その他」△23,282百万円として、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「短期貸付金の純増減額(△は増加)」に表示していた△1,752百万円、「その他」に表示していた△7,626百万円は、「その他」△9,379百万円として組み替えております。

(追加情報)

(連結納税制度導入に伴う会計処理)

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 2015年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 2015年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、複数の事業において荷動きの減少が見られ一部で船腹の運航調整を行っておりますが、必要な物資や資源の安定的な輸送を継続しております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、事業セグメント別に状況は異なるものの、世界経済の停滞に伴う荷動きの停滞・減少による事業への影響が予想され、日本だけでなく世界各国での新型コロナウイルス収束の時期が見通せない中、複数の外部の情報源も活用して各マーケットの影響を分析・評価した結果、半年から1年継続するとの仮定のもと、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いことから、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (連結損益計算書関係)

※1 売上原価に含まれる退職給付費用及び引当金繰入額の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付費用	992百万円	378百万円
賞与引当金繰入額	964	1,016
特別修繕引当金繰入額	11,999	11,703

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬及び従業員給与	45,296百万円	42,317百万円
退職給付費用	1,868	896
賞与引当金繰入額	4,269	3,895
役員賞与引当金繰入額	170	129
貸倒引当金繰入額	180	3,379
役員退職慰労引当金繰入額	467	412

※3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	638百万円	827百万円

※4 その他営業外費用に含まれる引当金繰入額の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
貸倒引当金繰入額	114百万円	26百万円

※5 固定資産売却益の主なもの、船舶の売却によるものであります。

※6 固定資産売却損の主なもの、船舶の売却によるものであります。

※7 事業再編関連損失

コンテナ船事業の統合に伴い2017年度決算において計上した傭船契約に関連する損失について、見積りの前提である船隊の貸船料及び費用の最新動向を反映した結果、追加の損失発生が見込まれる為、8,243百万円を計上しております。

※8 貸倒引当金繰入額

持分法適用関連会社に対する劣後性長期貸付金について、新型コロナウイルスの影響等により業績が大幅に悪化することが見込まれ、回収が一部困難となる可能性がある為、貸倒引当金を計上しております。



## (連結包括利益計算書関係)

## ※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△8,946百万円	△16,572百万円
組替調整額	△400	541
税効果調整前	△9,347	△16,030
税効果額	2,563	4,463
その他有価証券評価差額金	△6,783	△11,567
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	20,453	15,525
組替調整額	△15,325	△15,722
資産の取得原価調整額	△515	△485
税効果調整前	4,612	△682
税効果額	△2,466	△4,853
繰延ヘッジ損益	2,146	△5,535
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△9,024	△1,913
組替調整額	12	△195
為替換算調整勘定	△9,011	△2,108
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△2,632	261
組替調整額	△398	△1,770
税効果調整前	△3,030	△1,509
税効果額	850	437
退職給付に係る調整額	△2,180	△1,071
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	6,172	△19,593
組替調整額	1,147	4,299
持分法適用会社に対する持分相当額	7,320	△15,294
その他の包括利益合計	△8,508	△35,577

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	120,628	—	—	120,628
合計	120,628	—	—	120,628
自己株式				
普通株式(注)1、2	1,034	11	11	1,034
合計	1,034	11	11	1,034

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加11千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少11千株は、ストック・オプションの行使による減少8千株及び単元未満株式の売渡しによる減少2千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	1,803
合計		—	—	—	—	—	1,803

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,195	10.0	2018年3月31日	2018年6月27日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	2,391	20.0	2018年9月30日	2018年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,989	利益剰余金	25.0	2019年3月31日	2019年6月26日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	120,628	—	—	120,628
合計	120,628	—	—	120,628
自己株式				
普通株式（注）1、2	1,034	10	10	1,034
合計	1,034	10	10	1,034

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加10千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少10千株は、ストック・オプションの行使による減少9千株及び単元未満株式の売渡しによる減少1千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	1,646
合計		—	—	—	—	—	1,646

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,989	25.0	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	3,587	30.0	2019年9月30日	2019年11月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	4,185	利益剰余金	35.0	2020年3月31日	2020年6月24日

## (連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
原材料及び貯蔵品	35,004百万円	32,217百万円
その他	1,441	1,303

※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	923,152百万円	930,729百万円

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式) (うち共同支配企業に対する投資 の金額)	255,079百万円 (121,433)	投資有価証券(株式) (うち共同支配企業に対する投資 の金額) 270,846百万円 (138,087)
その他長期資産(出資金)	5,814	その他長期資産(出資金) 5,551

※4 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
担保資産		担保資産
船舶	175,975百万円	船舶 192,171百万円
建設仮勘定	9,324	建設仮勘定 130
投資有価証券	70,448	投資有価証券 83,522
計	255,748	計 275,824
担保付債務		担保付債務
短期借入金	12,180	短期借入金 11,960
長期借入金	148,861	長期借入金 157,027
計	161,042	計 168,987

担保に供した投資有価証券のうち、

イ) 69,813百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払の担保目的で差し入れたものであります。

ロ) 634百万円については、海洋事業プロジェクト及びLNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。

担保に供した投資有価証券のうち、

イ) 82,898百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払の担保目的で差し入れたものであります。

ロ) 624百万円については、海洋事業プロジェクト及びLNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。

5 偶発債務  
保証債務等

前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額	被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額
ARCTIC GREEN LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	13,827百万円 (US\$124,581千)	SEPIA MV30 B.V. (船舶設備資金借入金他)	24,031百万円 (US\$220,821千)
ARCTIC BLUE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	13,183 "	LIBRA MV31 B.V. (船舶設備資金借入金他)	21,351 " (US\$196,195千)
SEPIA MV30 B.V. (船舶設備資金借入金他)	10,747 " (US\$96,829千)	AREA1 MEXICO MV34 B.V. (船舶設備資金借入金他)	18,203 " (US\$160,574千)
LNG ROSE SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金他)	10,504 " (US\$92,000千)	ARCTIC PURPLE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	13,641 " (US\$125,348千)
JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	9,122 " (US\$82,188千)	ARCTIC GREEN LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	12,924 " (US\$118,756千)
ICE GAS LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	8,656 " (US\$77,994千)	ARCTIC BLUE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	12,276 " (US\$112,804千)
LIBRA MV31 B.V. (船舶設備資金借入金他)	6,849 " (US\$61,711千)	LNG ROSE SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金他)	11,047 " (US\$87,774千)
JOINT GAS LTD. (支払備船料他)	5,466 " (US\$49,253千)	JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	9,026 " (US\$82,940千)
AVIUM SUBSEA AS (船舶設備資金借入金)	5,268 " (US\$47,464千)	ICE GAS LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	8,262 " (US\$75,925千)
LNG FUKUROKUJU SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金)	3,512 "	CARIOCA MV27 B.V. (金利スワップ関連他)	5,417 " (US\$28,411千)
CARIOCA MV27 B.V. (金利スワップ関連他)	3,459 " (US\$18,744千)	JOINT GAS LTD. (支払備船料他)	5,287 " (US\$48,587千)
LNG JUROJIN SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金)	3,400 "	TARTARUGA MV29 B.V. (金利スワップ関連他)	4,828 " (US\$37,636千)
ARCTIC PURPLE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	3,365 " (US\$30,326千)	AVIUM SUBSEA AS (船舶設備資金借入金)	4,516 " (US\$41,500千)
CERNAMBI NORTE MV26 B.V. (金利スワップ関連他)	2,284 " (US\$12,481千)	CERNAMBI NORTE MV26 B.V. (金利スワップ関連他)	4,447 " (US\$22,236千)
MAPLE LNG TRANSPORT INC. (船舶設備資金借入金)	2,189 "	BUZIOS5 MV32 B.V. (船舶設備資金借入金)	3,790 " (US\$34,833千)
TARTARUGA MV29 B.V. (金利スワップ関連他)	2,007 " (US\$16,039千)	LNG FUKUROKUJU SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金)	3,161 "
T. E. N. GHANA MV25 B.V. (金利スワップ関連他)	1,723 " (US\$13,388千)	LNG JUROJIN SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金)	3,042 "
CERNAMBI SUL MV24 B.V. (金利スワップ関連他)	1,521 " (US\$7,087千)	BLEU TIGRE CORP. (船舶設備資金借入金)	2,701 " (US\$24,822千)
BLEU TIGRE CORP. (船舶設備資金借入金)	1,451 " (US\$13,073千)	T. E. N. GHANA MV25 B.V. (金利スワップ関連他)	2,294 " (US\$17,680千)
DUQM MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A. (船舶設備資金借入金)	1,420 " (US\$12,800千)	MAPLE LNG TRANSPORT INC. (船舶設備資金借入金)	1,945 "
RAYSUT MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A. (船舶設備資金借入金)	1,086 " (US\$9,786千)	DUQM MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A. (船舶設備資金借入金)	1,114 " (US\$10,240千)
AL-MUSANAH MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A. (船舶設備資金借入金)	1,084 " (US\$9,775千)		
HAIMA MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A. (船舶設備資金借入金)	1,080 " (US\$9,733千)		
その他 21件	9,861 " (US\$74,874千)	その他 23件	12,893 " (US\$107,163千)
合計 (円貨)	123,075百万円	合計 (円貨)	186,208百万円
合計 (外貨/内数)	(US\$978,917千)	合計 (外貨/内数)	(US\$1,554,251千)

保証債務等には保証類似行為を含んでおります。  
外貨による保証残高US\$978,917千他の円貨額は108,665百万円であります。

保証債務等には保証類似行為を含んでおります。  
外貨による保証残高US\$1,554,251千他の円貨額は169,161百万円であります。

## 6 貸出コミットメント契約

当社連結子会社において貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約で設定された貸出コミットメントは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
貸付限度額の総額	16,093百万円	15,780百万円
貸付実行残高	16,093	15,780
差引額	—	—

## 7 その他

### (1) 訴訟

当社は、2014年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しております。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

### (2) その他

当社グループは、2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟がカナダ及び英国において提起されております。これらの調査・訴訟による金銭的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

### (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	124,505百万円	105,784百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△5,849	△4,001
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する 短期投資(有価証券)	500	500
現金及び現金同等物	119,155	102,283

### (リース取引関係)

#### (借主側)

オペレーティング・リース取引  
未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	34,822	30,687
1年超	249,783	230,284
合計	284,605	260,971

#### (貸主側)

オペレーティング・リース取引  
未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	22,134	16,901
1年超	33,158	28,128
合計	55,293	45,029

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、船舶等の取得のための設備資金を、主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。更に、安定的な経常運転資金枠の確保・緊急時の流動性補完を目的に国内金融機関からコミットメントラインを設定しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、実需の範囲で行い、投機的な取引は一切行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の内部規程である「組織規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて主に為替予約を利用して当該リスクを回避しております。

短期貸付金及び長期貸付金は、主に関係会社に対するものでありますが、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、財務状況等を定期的にモニタリングして回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。長期借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利キャップ取引）を利用して支払利息の固定化を一部実施しております。また、外貨建ての借入金及び社債は、為替変動リスクに晒されておりますが、一部は通貨スワップ取引を利用して当該リスクを回避しております。

デリバティブは、外貨建ての営業債権債務、長期借入金及び社債に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ、長期借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引及び金利キャップ取引、船舶燃料油の価格の変動に対するヘッジを目的とした燃料油スワップ等であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項（7）重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引の執行・管理については、当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」にしたがって行い、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するため、格付けの高い金融機関等とのみ取引を行っております。

また、営業債務、借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは返済資金手当てのリスクに晒されておりますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により資金管理を行うほか、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	124,505	124,505	—
(2) 受取手形及び営業未収金	92,160	92,160	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	500	500	—
(4) 短期貸付金	18,192	18,192	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	96,881	96,881	—
関係会社株式	3,012	2,009	△1,002
(6) 長期貸付金(*1)	78,033	80,745	2,711
資産計	413,286	414,995	1,708
(1) 支払手形及び営業未払金	81,020	81,020	—
(2) 短期借入金	109,314	109,314	—
(3) コマーシャル・ペーパー	40,000	40,000	—
(4) 社債(*2)	196,698	198,840	2,142
(5) 長期借入金(*3)	744,101	747,419	3,317
負債計	1,171,135	1,176,595	5,460
デリバティブ取引(*4)	30,041	29,895	△145

(\*1)長期貸付金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた4,904百万円が含まれております。

(\*2)社債の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた28,500百万円が含まれております。

(\*3)長期借入金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた78,104百万円が含まれております。

(\*4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び営業未収金、(4)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券、(5)投資有価証券

有価証券は合同運用指定金銭信託であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6)長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、貸付金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。



## 負債

### (1) 支払手形及び営業未払金、(2) 短期借入金、(3) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (4) 社債

社債の時価については、市場価格に基づき算定しております。

### (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、借入金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、外貨建の長期借入金の一部については、通貨スワップの振当処理により固定された金額によって評価しております。

## デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	105,784	105,784	—
(2) 受取手形及び営業未収金	81,362	81,362	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	500	500	—
(4) 短期貸付金	4,454	4,454	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	67,344	67,344	—
関係会社株式	3,078	2,841	△236
(6) 長期貸付金(*1)	86,208		
貸倒引当金(*2)	△7,784		
	78,424	82,086	3,661
資産計	340,949	344,374	3,424
(1) 支払手形及び営業未払金	69,189	69,189	—
(2) 短期借入金	100,063	100,063	—
(3) コマーシャル・ペーパー	25,000	25,000	—
(4) 社債(*3)	217,766	217,503	△262
(5) 長期借入金(*4)	735,404	738,681	3,276
負債計	1,147,423	1,150,438	3,014
デリバティブ取引(*5)	41,437	41,324	△112

(\*1)長期貸付金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた946百万円が含まれております。

(\*2)個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*3)社債の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた36,766百万円が含まれております。

(\*4)長期借入金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた80,287百万円が含まれております。

(\*5)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び営業未収金、(4)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券、(5)投資有価証券

有価証券は合同運用指定金銭信託であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6)長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、貸付金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

## 負債

### (1) 支払手形及び営業未払金、(2) 短期借入金、(3) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (4) 社債

社債の時価については、市場価格に基づき算定しております。

### (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、借入金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。なお、外貨建の長期借入金の一部については、通貨スワップの振当処理により固定された金額によって評価しております。

## デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
①非上場株式	8,734	8,688
②関係会社株式	252,066	267,767
③その他	10	11

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	124,505	—	—	—
受取手形及び営業未収金	92,160	—	—	—
短期貸付金	18,192	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期が あるもの（国債・地方債等）	—	10	—	—
その他有価証券のうち満期が あるもの（社債）	—	205	—	—
その他有価証券のうち満期が あるもの（その他）	500	—	—	—
長期貸付金	4,904	11,093	12,968	49,067
合計	240,263	11,309	12,968	49,067

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	105,784			
受取手形及び営業未収金	81,362			
短期貸付金	4,454			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期が あるもの（国債・地方債等）	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期が あるもの（社債）	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期が あるもの（その他）	500	—	—	—
長期貸付金(*)	946	16,976	12,790	47,710
合計	193,048	16,976	12,790	47,710

(\*) 償還予定額が見込めない7,784百万円は含めておりません。

4. 社債、長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	109,314	—	—	—	—	—
コマーシャル・ペーパー	40,000	—	—	—	—	—
社債	28,500	37,198	17,800	23,700	25,000	64,500
長期借入金	78,104	100,146	104,193	66,511	69,249	325,896
合計	255,919	137,344	121,993	90,211	94,249	390,396

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	100,063	—	—	—	—	—
コマーシャル・ペーパー	25,000	—	—	—	—	—
社債	36,766	17,800	23,700	30,000	44,500	65,000
長期借入金	80,287	109,584	74,676	71,905	62,821	336,129
合計	242,117	127,384	98,376	101,905	107,321	401,129

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

前連結会計年度 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

3 その他有価証券

前連結会計年度 (2019年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	83,005	38,095	44,909
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	205	200	5
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	83,210	38,295	44,915
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	13,660	16,238	△2,577
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	10	10	△0
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	500	500	—
	小計	14,171	16,748	△2,577
合計		97,381	55,044	42,337

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 8,734百万円) 及びその他 (連結貸借対照表計上額 10百万円) については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等が出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2020年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	55,796	24,463	31,332
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	55,796	24,463	31,332
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	11,547	16,465	△4,917
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	500	500	—
	小計	12,047	16,965	△4,917
合計		67,844	41,429	26,414

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額 8,688百万円）及びその他（連結貸借対照表計上額 11百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等が出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	1,362	681	20
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	1,362	681	20

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	12,653	3,266	862
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	12,653	3,266	862

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について223百万円減損処理を行っております。また、当連結会計年度において、有価証券について3,165百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、原則として期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。



(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

① 通貨関連

前連結会計年度 (2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	388	—	△1	△1
	買建				
米ドル	48,287	—	△14	△14	
その他	5	—	△0	△0	
合計		48,681	—	△16	△16

(注) 時価の算出法

先物為替相場及び取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	382	—	△6	△6
	買建				
米ドル	26,022	—	△1	△1	
その他	3	—	0	0	
合計		26,407	—	△7	△7

(注) 時価の算出法

先物為替相場及び取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

② 金利関連

前連結会計年度（2019年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 (受取変動、支払固定)	17,584	15,246	△1,076	△1,076
	(受取固定、支払変動)	13,046	13,046	△503	△503
合計		30,631	28,292	△1,580	△1,580

(注) 時価の算出法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 (受取変動、支払固定)	12,561	12,561	△2,010	△2,010
	(受取固定、支払変動)	11,984	11,984	691	691
合計		24,545	24,545	△1,319	△1,319

(注) 時価の算出法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

③ その他

前連結会計年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2020年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	燃料油スワップ取引 受取変動・支払固定	958	—	△421	△421
	運賃先物取引 売建	2,179	—	△134	△134
合計		3,138	—	△555	△555

(注) 時価の算出法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
前連結会計年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	外貨建予定取引	110,469	730	△89
	買建 米ドル	外貨建予定取引	55,464	34,050	2,421
	ユーロ	外貨建予定取引	708	442	△2
	通貨スワップ取引 売建 米ドル	借船料	1,493	—	△181
	買建 米ドル	貸船料	227,250	227,250	36,832
	金利スワップ取引 (受取変動・支払固定)	長期借入金	182,072	180,565	△7,338
	金利キャップ取引 買建	長期借入金	22,869	—	50
	燃料油スワップ取引 (受取変動・支払固定)	船舶燃料	4,074	—	△54
	運賃先物取引 売建	運賃	1	—	0
	金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 (受取変動・支払固定)	社債・長期借入金	20,284	19,405
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ取引	長期借入金	1,714	1,110	(注) 3
合計			626,402	463,554	31,637

(注) 1. 時価の算出法

先物為替相場及び取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該社債及び長期借入金の時価に含めて記載しております。

3. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	外貨建予定取引	87,106	—	128	
	買建 米ドル	外貨建予定取引	74,240	17,598	2,665	
	ユーロ	外貨建予定取引	472	—	△21	
	豪ドル	外貨建予定取引	5,948	—	△729	
	通貨スワップ取引 買建 米ドル	貸船料	249,908	248,349	57,646	
	金利スワップ取引 (受取変動・支払固定)	長期借入金	152,245	148,535	△14,857	
	燃料油スワップ取引 (受取変動・支払固定)	船舶燃料	5,954	—	△1,484	
	運賃先物取引 売建	運賃	81	—	△28	
	金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 (受取変動・支払固定)	社債・長期借入金	19,345	19,345	(注) 2
	為替予約等の 振当処理	通貨スワップ取引	長期借入金	1,539	—	(注) 3
合計			596,841	433,829	43,320	

(注) 1. 時価の算出法

先物為替相場及び取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

- 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該社債及び長期借入金の時価に含めて記載しております。
- 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

退職一時金制度（非積立型制度ですが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	46,361百万円	47,057百万円
勤務費用	1,767	1,786
利息費用	405	409
数理計算上の差異の発生額	226	△3,187
退職給付の支払額	△1,703	△1,653
退職給付債務の期末残高	47,057	44,412

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	61,939百万円	59,775百万円
期待運用収益	1,238	1,195
数理計算上の差異の発生額	△2,405	△2,925
事業主からの拠出額	493	7,298
退職給付の支払額	△1,490	△1,490
年金資産の期末残高	59,775	57,284

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債及び資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首における退職給付に係る負債	10,773百万円	9,851百万円
期首における退職給付に係る資産	△1,097	△971
期首における退職給付に係る負債と資産の純額	9,676	8,880
退職給付費用	1,622	1,130
退職給付の支払額	△1,761	△2,920
制度への拠出額	△656	△815
期末における退職給付に係る負債	9,851	7,480
期末における退職給付に係る資産	△971	△1,205
期末における退職給付に係る負債と資産の純額	8,880	6,274

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	54,740百万円	52,174百万円
年金資産	△69,353	△67,175
	△14,613	△15,001
非積立型制度の退職給付債務	10,775	8,404
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△3,837	△6,596
退職給付に係る負債	11,927	9,524
退職給付に係る資産	△15,764	△16,121
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△3,837	△6,596

(注) 簡便法を採用した制度を含む。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	1,767百万円	1,786百万円
利息費用	405	409
期待運用収益	△1,238	△1,195
数理計算上の差異の費用処理額	△398	△1,770
簡便法で計算した退職給付費用	1,622	1,130
その他	△104	△114
確定給付制度に係る退職給付費用	2,053	245

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
数理計算上の差異	△3,030百万円	△1,509百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識数理計算上の差異	5,245百万円	3,736百万円

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
株式	30%	27%
債券	24	24
共同運用資産	41	44
現金及び預金	4	4
その他	1	1
合計	100	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度27%、当連結会計年度25%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引率	主として0.5%～1.1%	主として0.5%～1.1%
長期期待運用収益率	主として2.0%	主として2.0%
予想昇給率	主として0.5%～5.7%	主として0.5%～5.7%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度737百万円、当連結会計年度962百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売費及び一般管理費	157	78

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他特別利益	376	230

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員 20名 従業員 34名 国内連結子会社社長 35名	取締役 10名 執行役員 21名 従業員 36名 国内連結子会社社長 33名	取締役 10名 執行役員 22名 従業員 35名 国内連結子会社社長及び 社長 33名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 165,000株	普通株式 171,000株	普通株式 173,000株
付与日	2009年8月14日	2010年8月16日	2011年8月9日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	同左	同左
権利行使期間	2011年7月31日から 2019年6月22日まで	2012年7月31日から 2020年6月21日まで	2013年7月26日から 2021年6月22日まで

	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名 執行役員 22名 従業員 33名 国内連結子会社社長 30名	取締役 9名 執行役員 18名 従業員 38名 連結子会社社長 33名	取締役 9名 執行役員 19名 従業員 33名 連結子会社社長 32名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 164,000株	普通株式 160,000株	普通株式 148,000株
付与日	2012年8月13日	2013年8月16日	2014年8月18日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	同左	同左
権利行使期間	2014年7月28日から 2022年6月21日まで	2015年8月2日から 2023年6月20日まで	2016年8月2日から 2024年6月23日まで



	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名 執行役員 18名 従業員 37名 連結子会社社長 32名	取締役 9名 執行役員 18名 従業員 32名 子会社社長 37名	取締役 9名 執行役員 18名 従業員 33名 子会社社長 35名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 155,000株	普通株式 158,000株	普通株式 157,000株
付与日	2015年8月17日	2016年8月15日	2017年8月15日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	同左	同左
権利行使期間	2017年8月1日から 2025年6月20日まで	2018年8月1日から 2026年6月19日まで	2019年8月1日から 2027年6月25日まで

	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名 執行役員 18名 従業員 44名 子会社社長 31名	取締役 8名 執行役員 18名 従業員 51名 子会社社長 29名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 164,000株	普通株式 159,000株
付与日	2018年8月15日	2019年8月15日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	同左
権利行使期間	2020年8月1日から 2028年6月23日まで	2021年8月1日から 2029年6月22日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年10月1日株式併合(普通株式10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	163,000	170,000	170,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	163,000	1,000	2,000
未行使残	—	169,000	168,000

	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	115,800	155,800	142,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	1,000	1,000
未行使残	115,800	154,800	141,000

	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	156,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	156,000
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	153,200	149,700	—
権利確定	—	—	156,000
権利行使	—	9,400	—
失効	2,000	—	—
未行使残	151,200	140,300	156,000

	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度	164,000	—
付与	—	159,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	164,000	159,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2017年10月1日株式併合（普通株式10株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	6,390	6,420	4,680
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	1,360	2,030	870

	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	2,770	4,470	4,120
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	670	1,720	1,320

	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	4,270	2,420	3,780
行使時平均株価 (円)	—	2,506	—
付与日における公正な評価単価 (円)	940	560	1,090

	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	2,943	2,962
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	963	493

(注) 2017年10月1日株式併合（普通株式10株につき1株の割合）による併合後の価格に換算して記載しております。

#### 4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2019年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	2019年 ストック・オプション
株価変動性（注） 1.	35.28%
予想残存期間（注） 2.	5年11ヶ月
予想配当（注） 3.	45円/株
無リスク利率（注） 4.	△0.25%

（注） 1. 下記の期間の株価実績に基づき算定しております。

5年11ヶ月（2013年9月から2019年7月まで）

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において権利行使されるものと推定して見積もっております。
3. 2019年3月期の配当実績であります。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

#### 5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金(注)	82,089百万円	85,835百万円
株式評価損自己否認額	1,094	1,979
賞与引当金	1,375	1,428
減損損失	15,353	14,025
貸倒引当金繰入超過額	500	3,686
退職給付に係る負債	3,901	4,045
役員退職慰労引当金	423	467
未実現固定資産売却益	1,220	1,349
事業再編関連損失引当金	79	—
契約損失引当金	15,344	12,667
関係会社からの備船契約譲渡 みなし配当	11,322	11,433
繰延ヘッジ損益	13,924	12,101
その他	9,142	10,854
繰延税金資産小計	159,754	162,225
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△82,032	△85,523
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△70,989	△68,609
評価性引当額小計	△153,021	△154,133
繰延税金資産合計	6,732	8,092
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	△2,454	△2,381
特別償却準備金	△1,549	△1,725
その他有価証券評価差額金	△15,027	△10,281
退職給付信託設定益	△2,958	△3,011
評価差額	△18,756	△18,613
連結子会社留保利益等	△6,658	△5,291
繰延ヘッジ損益	△11,560	△17,432
その他	△2,842	△4,606
繰延税金負債合計	△61,807	△63,343
繰延税金負債の純額	△55,074	△55,251

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金 (注)	3,278	2,953	39,937	1,949	13,786	20,183	82,089
評価性 引当額	3,251	2,938	39,927	1,947	13,783	20,183	82,032
繰延税金 資産	27	15	9	1	3	—	57

(注) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金 (注)	4,225	39,825	2,113	13,743	9,425	16,502	85,835
評価性 引当額	4,200	39,821	2,112	13,742	9,424	16,221	85,523
繰延税金 資産	25	3	0	0	0	280	312

(注) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 28.7 %
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.8
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △0.8
	トン数標準税制による影響 △6.8
	評価性引当額の変動 6.2
	持分法による投資利益 △9.7
	連結子会社適用税率差異 △2.4
	連結消去による影響 4.0
	その他 △1.1
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 19.0

(注) 連結子会社適用税率差異には、海外子会社の繰越欠損金にかかる評価性引当額の変動を含めております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都や大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。

これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	299,603	307,274
期中増減額	7,670	20,311
期末残高	307,274	327,585
期末時価	508,562	549,820

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は豪州オフィスビル開発プロジェクト「275 George Street」の取得(10,524百万円)及び「BiTO AKIBA」の新築工事(1,359百万円)によるものであり、主な減少額は減価償却(7,144百万円)によるものであります。当連結会計年度の主な増加額は札幌市の「ダイビルPIVOT」等計3物件の取得(14,467百万円)及び「BiTO AKIBA」の新築工事(1,249百万円)によるものであり、主な減少額は減価償却(7,013百万円)によるものであります。
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。また、期中に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

また、賃貸等不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
賃貸収益	30,621	32,458
賃貸費用	18,024	18,704
差額	12,597	13,753
その他損益(△は損失)	△93	△209

- (注) 1. 賃貸収益及び賃貸費用は、不動産賃貸収益とこれに対応する費用(減価償却費、修繕費、水道光熱費、清掃費、人件費、租税公課等)であり、主な賃貸収益は「売上高」に、賃貸費用は「売上原価」に計上しております。
2. その他損益は、建物関連損失及び固定資産除却損(「特別損失」に計上)であります。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社グループは、海運業を中心に事業活動を展開しております。なお、「ドライバルク船事業」、「エネルギー輸送事業」、「コンテナ船事業」、「自動車船・フェリー・内航RORO船事業」及び「関連事業」の5つを報告セグメントとしております。

「ドライバルク船事業」は、ドライバルク船を保有、運航しております。「エネルギー輸送事業」は、油送船、LNG船等の不定期専用船を保有、運航しております。また、海洋事業も行っております。「コンテナ船事業」は、コンテナ船の保有、運航、コンテナターミナルの運営を行っております。また、航空・海上フォワーディング、陸上輸送、倉庫保管、重量物輸送等のロジスティクス事業も行っております。「自動車船・フェリー・内航RORO船事業」は、自動車専用船を保有、運航しております。また、フェリーを運航し、旅客並びに貨物輸送を行っております。「関連事業」は、不動産事業、客船事業、曳船業、商社事業等を営んでおります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントのセグメント利益及び損失は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額
	ドライバルク 船事業	エネルギー 輸送事業	製品輸送事業		関連事業	計				
			コンテナ 船事業	自動車船・ フェリー・ 内航RORO 船事業						
売上高										
外部顧客への 売上高	291,140	280,972	276,994	268,180	101,125	1,218,412	15,665	1,234,077	—	1,234,077
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1,029	8,592	1,446	1,073	27,003	39,146	6,241	45,388	△45,388	—
計	292,169	289,565	278,441	269,254	128,128	1,257,558	21,906	1,279,465	△45,388	1,234,077
セグメント利益 又は損失 (△)	21,924	21,135	△14,378	2,114	12,907	43,703	2,580	46,284	△7,709	38,574
セグメント資産	329,592	852,162	350,962	250,983	439,630	2,223,331	286,559	2,509,891	△375,413	2,134,477
その他の項目										
減価償却費	11,777	38,802	11,622	17,012	9,489	88,703	351	89,054	1,083	90,138
のれんの償却額	—	22	—	—	120	142	—	142	—	142
受取利息	1,483	4,872	1,382	284	49	8,071	4,363	12,434	△4,601	7,832
支払利息	3,116	14,987	1,935	1,209	1,362	22,610	3,500	26,111	△4,304	21,806
持分法投資利益 又は損失 (△)	△2,823	13,817	△19,548	436	313	△7,804	—	△7,804	—	△7,804
持分法適用会社 への投資額	12,310	118,947	94,487	3,197	2,521	231,464	39	231,503	—	231,503
有形固定資産 及び無形固定資 産の増加額	8,490	81,497	9,532	30,442	17,432	147,394	375	147,770	1,673	149,443

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、船舶運航業、船舶管理業、貸船業及び金融業等を含んでおります。

2.

- (1) セグメント利益又は損失 (△) の調整額△7,709百万円には、セグメントに配分していない全社損益△13,606百万円、管理会計調整額6,312百万円及びセグメント間取引消去△415百万円が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額△375,413百万円には、全社的な資産13,805百万円及びセグメント間取引消去△389,218百万円が含まれております。
- (3) 減価償却費の調整額1,083百万円は、全社資産に係る減価償却費1,083百万円であります。
- (4) 受取利息の調整額△4,601百万円には、全社的な受取利息2,982百万円及びセグメント間取引消去△7,583百万円が含まれております。
- (5) 支払利息の調整額△4,304百万円には、全社的な支払利息7,188百万円、管理会計調整額△3,906百万円及びセグメント間取引消去△7,586百万円が含まれております。
- (6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,673百万円は、全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の取得額であります。

3. 経営者が経営の意思決定上、負債を各セグメントに配分していないことから、負債に関するセグメント情報は開示しておりません。

4. セグメント利益又は損失 (△) は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っております。

	報告セグメント						その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額
	ドライバルク 船事業	エネルギー 輸送事業	製品輸送事業		関連事業	計				
			コンテナ 船事業	自動車船・ フェリー・ 内航RORO 船事業						
売上高										
外部顧客への 売上高	277,151	289,375	226,420	249,043	96,556	1,138,548	16,855	1,155,404	—	1,155,404
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	0	8,864	1,202	211	25,501	35,780	5,924	41,704	△41,704	—
計	277,152	298,240	227,623	249,255	122,057	1,174,328	22,779	1,197,108	△41,704	1,155,404
セグメント利益	12,044	25,428	4,114	2,621	12,346	56,555	3,458	60,014	△4,923	55,090
セグメント資産	307,016	866,610	335,723	221,839	451,027	2,182,216	239,092	2,421,308	△322,591	2,098,717
その他の項目										
減価償却費	10,541	35,961	12,847	17,735	9,170	86,255	417	86,673	1,091	87,765
のれんの償却額	—	54	—	—	118	172	—	172	—	172
受取利息	1,392	5,668	1,320	73	91	8,546	4,359	12,906	△4,878	8,028
支払利息	2,939	10,711	1,962	1,085	1,453	18,152	3,841	21,994	△5,444	16,549
持分法投資利益 又は損失(△)	△1,973	13,098	4,071	518	235	15,949	—	15,949	—	15,949
持分法適用会社 への投資額	9,722	136,174	94,811	3,640	2,598	246,947	40	246,987	—	246,987
有形固定資産 及び無形固定資 産の増加額	7,815	101,288	10,207	11,877	26,105	157,294	1,022	158,316	2,302	160,618

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、船舶運航業、船舶管理業、貸船業及び金融業等を含んでおります。

2.

(1) セグメント利益の調整額△4,923百万円には、セグメントに配分していない全社損益△9,649百万円、管理会計調整額6,575百万円及びセグメント間取引消去△1,849百万円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額△322,591百万円には、全社的な資産14,681百万円及びセグメント間取引消去△337,273百万円が含まれております。

(3) 減価償却費の調整額1,091百万円は、全社資産に係る減価償却費1,091百万円であります。

(4) 受取利息の調整額△4,878百万円には、全社的な受取利息2,210百万円及びセグメント間取引消去△7,088百万円が含まれております。

(5) 支払利息の調整額△5,444百万円には、全社的な支払利息5,719百万円、管理会計調整額△4,068百万円及びセグメント間取引消去△7,095百万円が含まれております。

(6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,302百万円には、全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の取得額2,902百万円及びセグメント間取引消去△599百万円が含まれております。

3. 経営者が経営の意思決定上、負債を各セグメントに配分していないことから、負債に関するセグメント情報は開示しておりません。

4. セグメント利益は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社グループの事業の中心である海運業においては、役務提供の地域と顧客所在地とが必ずしも合致しないことから、売上高は計上会社の所在地を基礎として地域に分類しております。

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
1,004,421	39,189	38,644	148,321	3,500	1,234,077

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
978,727	45,234	13,959	107,033	48,955	1,193,910

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への外部売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社グループの事業の中心である海運業においては、役務提供の地域と顧客所在地とが必ずしも合致しないことから、売上高は計上会社の所在地を基礎として地域に分類しております。

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
930,799	42,618	51,251	127,591	3,142	1,155,404

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
986,679	41,478	1,306	125,897	46,336	1,201,698

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への外部売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他	全社・消去	合計
	ドライバルク 船事業	エネルギー 輸送事業	製品輸送事業		関連事業	計			
			コンテナ 船事業	自動車船・ フェリー・ 内航RORO 船事業					
減損損失	-	1,377	-	-	-	1,377	-	-	1,377

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

重要な減損損失の発生はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他	全社・消去	合計
	ドライバルク 船事業	エネルギー 輸送事業	製品輸送事業		関連事業	計			
			コンテナ 船事業	自動車船・ フェリー・ 内航RORO 船事業					
のれんの当期末残高	-	667	-	-	1,673	2,341	-	-	2,341

（注）のれんの償却額については、セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他	全社・消去	合計
	ドライバルク 船事業	エネルギー 輸送事業	製品輸送事業		関連事業	計			
			コンテナ 船事業	自動車船・ フェリー・ 内航RORO 船事業					
のれんの当期末残高	-	605	-	-	1,527	2,132	-	-	2,132

（注）のれんの償却額については、セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

重要な負ののれん発生益はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

重要な負ののれん発生益はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容(注1)	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.	SINGAPORE	US\$ 3,000,000,000	製品輸送事業	— (注2)	役員の兼任船舶の備船	増資の引受	72,141	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

増資の引受については、1株につき10,000USドルで引き受けたものです。

2. 当社はオーシャン ネットワーク エクスプレス ホールディングス株式会社の議決権を31.00%所有しており、同社はOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. の普通株式の100%を所有する持株会社であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

重要な該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容(注)	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	SEPIA MV30 B. V.	NETHERLANDS	US\$ 100,000	エネルギー輸送事業	(所有) 直接 20.60	役員の兼任債務保証	債務保証	24,031	—	—
関連会社	LIBRA MV31 B. V.	NETHERLANDS	US\$ 100,000	エネルギー輸送事業	(所有) 直接 20.60	役員の兼任債務保証	債務保証	21,351	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

債務保証については、金融機関からの借入金に対するものであります。なお、保証料は保証先や保証形態等を勘案して決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

関連会社への貸倒懸念債権に対し、7,784百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当連結会計年度において7,784百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務諸表

当連結会計年度において、重要な関連会社はOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.	
	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	376,264百万円	385,905百万円
固定資産合計	35,865	611,750
流動負債合計	167,895	250,460
固定負債合計	5,320	507,628
純資産合計	238,913	239,566
売上高	1,258,215	1,374,646
税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額 (△)	△67,601	14,178
当期純利益金額又は当期純損失金額 (△)	△71,024	8,119

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額 (円)	4,390.39	4,292.31
1株当たり当期純利益金額 (円)	224.72	272.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	217.09	263.55

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	26,875	32,623
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額 (百万円)	26,875	32,623
期中平均株式数 (千株)	119,592	119,592
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	4,205	4,193
(うち新株予約権ストックオプション)	(21)	(9)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	2009年7月30日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数163千株) 2010年7月30日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数170千株) 2011年7月25日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数170千株) 2013年8月1日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数155千株) 2014年8月1日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数142千株) 2015年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数153千株) 2017年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数156千株) 2018年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数164千株)	2010年7月30日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数169千株) 2011年7月25日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数168千株) 2012年7月27日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数115千株) 2013年8月1日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数154千株) 2014年8月1日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数141千株) 2015年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数151千株) 2017年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数156千株) 2018年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数164千株) 2019年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数159千株)

2. 1株当たり純資産額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
純資産の部の合計額 (百万円)	651,607	641,235
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	126,542	127,900
(うち新株予約権 (百万円))	(1,803)	(1,646)
(うち非支配株主持分 (百万円))	(124,739)	(126,253)
普通株式に係る連結会計年度末の純資産額 (百万円)	525,064	513,335
1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式の数(千株)	119,594	119,594

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



## ⑤【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第12回普通社債	2009. 5. 27	18,500 [18,500]	—	1.999	なし	2019. 5. 27
当社	第15回普通社債	2011. 6. 21	17,800	17,800	1.361	なし	2021. 6. 21
当社	第18回普通社債	2012. 7. 12	8,700	8,700	1.139	なし	2022. 7. 12
当社	第19回普通社債	2014. 6. 19	29,500	29,500	0.970	なし	2024. 6. 19
当社	第20回普通社債 (グリーンボンド)	2018. 8. 30	5,000	5,000	0.420	なし	2023. 8. 30
当社	第21回普通社債 (個人向けグリーンボンド)	2018. 9. 10	5,000	5,000	0.420	なし	2023. 9. 8
当社	第22回普通社債 (サステナビリティボンド)	2019. 7. 19	—	5,000	0.320	なし	2023. 7. 19
当社	第23回普通社債 (サステナビリティボンド)	2019. 7. 19	—	5,000	0.490	なし	2025. 7. 18
当社	第24回普通社債 (個人向けサステナビリティ ボンド)	2019. 7. 29	—	10,000	0.490	なし	2025. 7. 29
当社	2020年満期ユーロ米ドル建取得 条項付転換社債型新株予約権付 社債(注)3	2014. 4. 24	22,198	21,766 [21,766]	—	なし	2020. 4. 24
* 1	子会社普通社債(注)2	2010~2019年	90,000 [10,000]	110,000 [15,000]	* 2	なし	2020~2031年
合計	—	—	196,698 [28,500]	217,766 [36,766]	—	—	—

(注) 1. 当期首・当期末残高の欄 [ ] 内は1年以内に償還されるものであるため、連結貸借対照表においては、流動負債の短期社債として計上しております。

2. \* 1 : 国内子会社ダイビル㈱の発行しているものを集約しております。

\* 2 : 子会社普通社債の利率は以下のとおりであります。

固定金利 : 0.340%~1.652%

3. 転換社債型新株予約権付社債に関する記載については以下のとおりであります。

銘柄	2020年満期ユーロ米ドル建 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価格 (米ドル)	47.80
発行価額の総額 (千米ドル)	200,000
新株予約権の行使により発行した株式の 発行価額の総額 (百万円)	—
新株予約権の付与割合 (%)	100
新株予約権の行使期間	自 2014年5月8日 至 2020年4月9日

なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

4. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
36,766	17,800	23,700	30,000	44,500

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	109,314	100,063	1.64	—
1年以内に返済予定の長期借入金	78,104	80,287	1.24	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,535	2,359	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	665,997	655,117	1.34	2021年～2076年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	14,224	16,091	—	2021年～2043年
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー	40,000	25,000	0.00	—
合計	909,175	878,919	—	—

- (注) 1. 平均利率を算定する際の利率及び借入金等残高は、期末のものを使用しております。
2. リース債務（1年以内）は、連結貸借対照表では流動負債の「その他流動負債」に含まれております。
3. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
4. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	109,584	74,676	71,905	62,821
リース債務	2,433	1,592	1,142	1,104

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	283,147	574,350	867,269	1,155,404
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	15,308	32,291	59,414	47,130
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	12,273	25,636	48,486	32,623
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	102.63	214.37	405.43	272.79

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	102.63	111.74	191.06	△132.64

② 訴訟

当社は、2014年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しております。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

③ その他

当社グループは、2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟がカナダ及び英国において提起されております。これらの調査・訴訟による金銭的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
海運業収益		
運賃		
貨物運賃	493,987	457,693
運賃合計	493,987	457,693
貸船料	208,949	193,029
その他海運業収益	56,124	48,363
海運業収益合計	※1 759,061	※1 699,087
海運業費用		
運航費		
貨物費	39,957	27,487
燃料費	144,358	135,562
港費	62,770	59,450
その他運航費	1,600	1,746
運航費合計	248,687	224,246
船費		
船員費	3,998	4,196
船員退職給付費用	331	△93
賞与引当金繰入額	430	443
船舶減価償却費	9,497	9,889
その他船費	115	141
船費合計	14,374	14,577
借船料	※1 380,863	※1 357,070
その他海運業費用	69,606	56,788
海運業費用合計	※1 713,531	※1 652,681
海運業利益	45,529	46,405
その他事業収益		
不動産賃貸業収益	1,104	1,033
その他事業収益合計	※1 1,104	※1 1,033
その他事業費用		
不動産賃貸業費用	694	744
その他事業費用合計	※1 694	※1 744
その他事業利益	410	289
営業総利益	45,940	46,694
一般管理費	※1, ※2 33,884	※1, ※2 34,004
営業利益	12,055	12,689
営業外収益		
受取利息	※1 6,756	※1 5,527
受取配当金	※1 28,094	※1 20,987
その他営業外収益	886	1,134
営業外収益合計	35,737	27,649

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業外費用		
支払利息	6,414	5,672
社債利息	1,019	790
為替差損	3,220	106
その他営業外費用	877	1,326
営業外費用合計	11,531	7,896
経常利益	36,260	32,443
特別利益		
固定資産売却益	※1, ※3 827	※1, ※3 3,686
投資有価証券売却益	599	2,755
関係会社株式売却益	4,916	36
関係会社清算益	1,766	381
新株予約権戻入益	376	230
受取補償金	-	1,031
その他特別利益	1,193	749
特別利益合計	9,679	8,873
特別損失		
固定資産売却損	※4 24	※4 8
固定資産除却損	39	79
関係会社株式評価損	※5 278	※5 786
投資有価証券評価損	168	2,746
債務保証損失引当金繰入額	348	※6 7,759
事業再編関連損失	-	※7 8,243
契約解約金	※1 6,148	※1, ※8 4,198
その他特別損失	1,173	1,264
特別損失合計	8,181	25,086
税引前当期純利益	37,758	16,229
法人税、住民税及び事業税	※9 754	※9 360
法人税等調整額	57	76
法人税等合計	811	436
当期純利益	36,946	15,793

②【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金
当期首残高	65,400	44,371	44,371	8,527	3	926	111,630
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）			-				
剰余金の配当			-				
当期純利益			-				
特別償却準備金の取崩			-		△1		
圧縮記帳積立金の取崩			-			△14	
別途積立金の取崩			-				△81,000
自己株式の取得			-				
自己株式の処分			-				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-				
当期変動額合計	-	-	-	-	△1	△14	△81,000
当期末残高	65,400	44,371	44,371	8,527	2	912	30,630

	株主資本				評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計							
当期首残高	△79,136	41,951	△6,809	144,914	28,485	△2,752	25,732	2,026	172,673
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）		-	4	4			-	△4	-
剰余金の配当	△3,587	△3,587		△3,587			-		△3,587
当期純利益	36,946	36,946		36,946			-		36,946
特別償却準備金の取崩	1	-		-			-		-
圧縮記帳積立金の取崩	14	-		-			-		-
別途積立金の取崩	81,000	-		-			-		-
自己株式の取得		-	△31	△31			-		△31
自己株式の処分	△40	△40	69	28			-		28
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-		-	△5,958	△246	△6,205	△218	△6,423
当期変動額合計	114,334	33,318	42	33,360	△5,958	△246	△6,205	△223	26,932
当期末残高	35,197	75,269	△6,766	178,275	22,527	△2,999	19,527	1,803	199,606

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金
当期首残高	65,400	44,371	44,371	8,527	2	912	30,630
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）			-				
剰余金の配当			-				
当期純利益			-				
特別償却準備金の取崩			-		△1		
圧縮記帳積立金の取崩			-			△13	
別途積立金の積立			-				16,000
自己株式の取得			-				
自己株式の処分			-				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-				
当期変動額合計	-	-	-	-	△1	△13	16,000
当期末残高	65,400	44,371	44,371	8,527	1	898	46,630

	株主資本				評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
	繰越利益剰余金								
当期首残高	35,197	75,269	△6,766	178,275	22,527	△2,999	19,527	1,803	199,606
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）		-	5	5			-	△5	-
剰余金の配当	△6,577	△6,577		△6,577			-		△6,577
当期純利益	15,793	15,793		15,793			-		15,793
特別償却準備金の取崩	1	-		-			-		-
圧縮記帳積立金の取崩	13	-		-			-		-
別途積立金の積立	△16,000	-		-			-		-
自己株式の取得		-	△28	△28			-		△28
自己株式の処分	△38	△38	65	26			-		26
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-		-	△9,202	△1,230	△10,432	△151	△10,584
当期変動額合計	△6,808	9,176	41	9,218	△9,202	△1,230	△10,432	△157	△1,371
当期末残高	28,388	84,446	△6,724	187,493	13,324	△4,230	9,094	1,646	198,234

## ③【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	36,475	27,295
海運業未収金	※2 40,430	※2 34,968
その他事業未収金	※2 33	※2 33
短期貸付金	457	227
関係会社短期貸付金	※4 54,328	※4 56,848
立替金	※2 6,769	※2 8,738
有価証券	500	500
貯蔵品	25,925	23,313
繰延及び前払費用	※2 46,127	※2 42,699
代理店債権	※2 15,305	※2 12,382
その他流動資産	※2 16,396	※2 14,942
貸倒引当金	△174	△114
流動資産合計	242,575	221,834
固定資産		
有形固定資産		
船舶	276,754	300,622
減価償却累計額	△186,332	△194,647
船舶（純額）	※1 90,421	※1 105,975
建物	28,699	27,282
減価償却累計額	△19,527	△18,977
建物（純額）	9,171	8,305
構築物	2,549	2,554
減価償却累計額	△2,420	△2,429
構築物（純額）	129	124
機械及び装置	879	868
減価償却累計額	△636	△670
機械及び装置（純額）	242	197
車両及び運搬具	180	173
減価償却累計額	△180	△173
車両及び運搬具（純額）	0	0
器具及び備品	2,714	4,286
減価償却累計額	△2,045	△3,530
器具及び備品（純額）	669	756
土地	16,436	16,197
建設仮勘定	12,958	5,361
その他有形固定資産	4,550	4,893
減価償却累計額	△2,771	△3,039
その他有形固定資産（純額）	1,779	1,854
有形固定資産合計	131,809	138,772
無形固定資産		
借地権	2	1
ソフトウェア	4,329	5,986
その他無形固定資産	5,351	4,865
無形固定資産合計	9,683	10,853



(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	※ <sub>1</sub> 76,571	※ <sub>1</sub> 51,125
関係会社株式	※ <sub>1</sub> 375,714	※ <sub>1</sub> 396,027
出資金	466	491
関係会社出資金	7,556	7,344
長期貸付金	4,527	403
従業員に対する長期貸付金	43	32
関係会社長期貸付金	80,305	82,069
破産更生債権等	259	255
長期前払費用	936	4,226
前払年金費用	9,635	11,287
差入保証金	※ <sub>2</sub> 7,024	※ <sub>2</sub> 5,368
長期リース債権	※ <sub>2</sub> 88,688	※ <sub>2</sub> 79,042
その他投資等	※ <sub>2</sub> 4,993	※ <sub>2</sub> 5,549
貸倒引当金	△9,455	△6,514
投資その他の資産合計	647,266	636,710
固定資産合計	788,760	786,336
資産合計	1,031,335	1,008,170
負債の部		
流動負債		
海運業未払金	※ <sub>2</sub> 50,412	※ <sub>2</sub> 41,058
その他事業未払金	※ <sub>2</sub> 10	※ <sub>2</sub> 2
短期社債	18,500	21,766
短期借入金	※ <sub>1</sub> , ※ <sub>2</sub> 166,199	※ <sub>1</sub> , ※ <sub>2</sub> 177,709
リース債務	-	88
未払金	※ <sub>2</sub> 6,759	※ <sub>2</sub> 5,686
未払費用	※ <sub>2</sub> 2,107	※ <sub>2</sub> 1,793
前受金	※ <sub>2</sub> 27,294	※ <sub>2</sub> 24,377
預り金	※ <sub>2</sub> 4,681	※ <sub>2</sub> 3,407
代理店債務	※ <sub>2</sub> 914	※ <sub>2</sub> 509
コマーシャル・ペーパー	40,000	25,000
賞与引当金	2,167	2,323
役員賞与引当金	48	60
契約損失引当金	21,755	17,576
事業再編関連損失引当金	6,425	-
その他流動負債	※ <sub>2</sub> 2,159	※ <sub>2</sub> 3,641
流動負債合計	349,435	325,001
固定負債		
社債	88,198	86,000
長期借入金	※ <sub>1</sub> 312,262	※ <sub>1</sub> 322,271
リース債務	-	3,096
退職給付引当金	8	-
債務保証損失引当金	13,357	23,473
契約損失引当金	36,555	26,639
繰延税金負債	12,233	8,661
その他固定負債	※ <sub>2</sub> 19,677	※ <sub>2</sub> 14,793
固定負債合計	482,293	484,934
負債合計	831,729	809,935

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,400	65,400
資本剰余金		
資本準備金	44,371	44,371
資本剰余金合計	44,371	44,371
利益剰余金		
利益準備金	8,527	8,527
その他利益剰余金		
特別償却準備金	2	1
圧縮記帳積立金	912	898
別途積立金	30,630	46,630
繰越利益剰余金	35,197	28,388
利益剰余金合計	75,269	84,446
自己株式	△6,766	△6,724
株主資本合計	178,275	187,493
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	22,527	13,324
繰延ヘッジ損益	△2,999	△4,230
評価・換算差額等合計	19,527	9,094
新株予約権	1,803	1,646
純資産合計	199,606	198,234
負債純資産合計	1,031,335	1,008,170

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

(2) 満期保有目的の債券

償却原価法

(3) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(4) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

燃料油については移動平均法による原価法であり、その他船用品については個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

船舶：定額法

建物：定額法

その他有形固定資産：主として定率法

なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法であります。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 5. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

### 6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。

(4) 契約損失引当金

契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高まった契約について、損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しております。

(6) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

(1) 運賃収益及び運賃収益に係る費用の計上基準

航海完了基準を採用しております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。

(2) 主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
外貨建借入金	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金利息及び社債利息
金利キャップ	借入金利息
燃料油スワップ	船舶燃料
運賃先物	運賃

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 支払利息に係る会計処理について

支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたり且つ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。

(2) 退職給付に係る会計処理について

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「特別損失」の「その他特別損失」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「その他特別損失」に表示していた1,341百万円は、「投資有価証券評価損」168百万円、「その他特別損失」1,173百万円として組み替えております。

(貸借対照表)

前事業年度において区分掲記しておりました「固定負債」の「長期未払金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他固定負債」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「固定負債」の「長期未払金」に表示していた10,254百万円は、「その他固定負債」として組み替えております。

(追加情報)

(連結納税制度導入に伴う会計処理)

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 2015年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 2015年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、複数の事業において荷動きの減少が見られ一部で船腹の運航調整を行っておりますが、必要な物資や資源の安定的な輸送を継続しております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、事業セグメント別に状況は異なるものの、世界経済の停滞に伴う荷動きの停滞・減少による事業への影響が予想され、日本だけでなく世界各国での新型コロナウイルス収束の時期が見通せない中、複数の外部の情報源も活用して各マーケットの影響を分析・評価した結果、半年から1年継続するとの仮定のもと、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いことから、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (損益計算書関係)

※1 関係会社との取引により発生した収益、費用の項目は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
(1) 海運業収益及びその他事業収益の合計額	168,530百万円	152,340百万円
(2) 海運業費用、その他事業費用及び一般管理費の合計額	297,762	271,191
うち借船料	216,719	209,321
(3) 受取配当金	25,624	18,480
(4) 受取利息	3,186	4,142
(5) 固定資産売却益	481	3,436
(6) 契約解約金	6,148	4,198

※2 主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
従業員給与	7,621百万円	7,882百万円
賞与引当金繰入額	1,736	1,880
退職給付費用	196	△545
減価償却費	551	589
システム関係費	7,938	4,659
貸倒引当金繰入額	-	3,291

※3 固定資産売却益

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
船舶ほか売却益	827百万円	土地・建物ほか売却益	3,686百万円
計	827	計	3,686

※4 固定資産売却損

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
船舶ほか売却損	24百万円	船舶ほか売却損	8百万円
計	24	計	8

※5 関係会社株式評価損

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
MOL (SINGAPORE) PTE. LTD.	245百万円	(株)ジャパンエクスプレス	320百万円
JS POWER CO., LTD.	32	CARINA MARITIME INC.	242
BLUEWIND SHIPPING LTD.	0	MOL (EUROPE) LTD.	197
		MOL SOUTH AFRICA (PTY) LTD.	25
計	278	計	786

※6 債務保証損失引当金繰入額

主には、当社が連帯保証を差し入れている連結子会社の債務について計上しております。

※7 事業再編関連損失

コンテナ船事業の統合に伴い2017年度決算において計上した傭船契約に関連する損失について、見積りの前提である船隊の貸船料および費用の最新動向を反映した結果、追加の損失発生が見込まれる為、8,243百万円を計上しております。

※8 契約解約金

コンテナ船事業の統合に伴うターミナル契約の期限前解約に関連する費用として4,198百万円を計上しております。

※9 租税特別措置法第66条の6ないし9の規定に基づく特定外国子会社等の留保金の益金算入に対する税額が含まれております。

## (貸借対照表関係)

## ※1 担保に供した資産

	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)
船舶	15,062百万円	船舶	13,976百万円
投資有価証券	634	投資有価証券	624
関係会社株式	47,118	関係会社株式	56,752
計	62,815	計	71,352

	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)
担保に供した投資有価証券及び関係会社株式のうち、 イ) 関係会社株式47,118百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払の担保目的で差し入れたものであります。 ロ) 投資有価証券634百万円については、海洋事業プロジェクト及びLNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。		担保に供した投資有価証券及び関係会社株式のうち、 イ) 関係会社株式56,752百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払の担保目的で差し入れたものであります。 ロ) 投資有価証券624百万円については、海洋事業プロジェクト及びLNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。	

## 担保を供した債務

	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)
短期借入金	2,189百万円	短期借入金	2,317百万円
長期借入金	30,113	長期借入金	30,277
計	32,303	計	32,595

## ※2 区分掲記したもの以外の関係会社に対する資産・負債

	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)
海運業未収金	11,910百万円		13,927百万円
代理店債権	8,382		5,244
長期リース債権	88,656		79,023
その他資産	16,484		16,217
海運業未払金	18,615		16,058
短期借入金	69,423		98,582
未払金	93		139
代理店債務	454		263
その他負債	2,092		3,145



## 3 保証債務

## 保証債務等

前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額	被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額
WHITE BEAR MARITIME LTD. (船舶設備資金借入金他)	48,598百万円 (US\$12,378千)	WHITE BEAR MARITIME LTD. (船舶設備資金借入金他)	44,567百万円 (US\$12,600千)
LAKLER S. A. (船舶設備資金借入金他)	28,447 " (US\$256,304千)	LAKLER S. A. (船舶設備資金借入金他)	28,706 " (US\$263,774千)
SAMBA OFFSHORE S. A. (運転資金借入金他)	22,483 " (US\$202,569千)	SEPIA MV30 B. V. (船舶設備資金借入金他)	24,031 " (US\$220,821千)
MOG-X LNG SHIPHOLDING S. A. (船舶設備資金借入金他)	22,397 " (US\$198,330千)	MOG-X LNG SHIPHOLDING S. A. (船舶設備資金借入金他)	23,080 " (US\$187,810千)
MOL EURO-ORIENT SHIPPING S. A. (船舶設備資金借入金他)	20,752 " (US\$186,949千)	LIBRA MV31 B. V. (船舶設備資金借入金他)	21,351 " (US\$196,195千)
LINKMAN HOLDINGS INC. (運転資金借入金)	16,106 " (EUR41,000千)	MOL CAMERON (No. 2) S. A. INC. (船舶設備資金借入金他)	20,541 " (US\$164,179千)
MOL BRIDGE FINANCE S. A. (運転資金借入金他)	14,983 " (US\$135,000千)	AREA1 MEXICO MV34 B. V. (船舶設備資金借入金他)	18,203 " (US\$160,574千)
ARCTIC GREEN LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	13,827 " (US\$124,581千)	SAMBA OFFSHORE S. A. (運転資金借入金他)	17,964 " (US\$165,069千)
ARCTIC BLUE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	13,183 " (US\$118,781千)	MOL EURO-ORIENT SHIPPING S. A. (船舶設備資金借入金他)	16,459 " (US\$151,238千)
CLEOPATRA LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	12,063 " (US\$108,330千)	LINKMAN HOLDINGS INC. (運転資金借入金)	16,119 " (EUR46,000千)
MOG-IX LNG SHIPHOLDING S. A. (船舶設備資金借入金他)	11,237 " (US\$97,604千)	ARCTIC PURPLE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	13,641 " (US\$125,348千)
NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	10,933 " (US\$97,604千)	ARCTIC GREEN LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	12,924 " (US\$118,756千)
SEPIA MV30 B. V. (船舶設備資金借入金他)	10,747 " (US\$96,829千)	ARCTIC BLUE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	12,276 " (US\$112,804千)
LNG ROSE SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金他)	10,504 " (US\$92,000千)	CLEOPATRA LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	11,639 " (US\$99,832千)
ASIASHIP MARITIME S. A., (運転資金借入金)	10,401 " (US\$219千)	LNG ROSE SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金他)	11,047 " (US\$87,774千)
TRAPAC JACKSONVILLE, LLC (運転資金借入金他)	10,210 " (US\$91,992千)	NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	10,567 " (US\$89,948千)
POLAR EXPRESS S. A. (船舶設備資金借入金他)	9,673 " (US\$23,827千)	MOG-IX LNG SHIPHOLDING S. A. (船舶設備資金借入金他)	10,403 " (US\$89,948千)
SABER TANKER CORP. (船舶設備資金借入金他)	9,250 " (US\$491千)	ASIASHIP MARITIME S. A., (運転資金借入金)	10,004 " (US\$48千)
JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	9,122 " (US\$82,188千)	TRAPAC JACKSONVILLE, LLC (運転資金借入金他)	9,899 " (US\$90,962千)
株フェリーさんふらわあ (船舶設備資金借入金)	8,985 " (US\$82,188千)	POLAR EXPRESS S. A. (船舶設備資金借入金他)	9,101 " (US\$18,831千)
ICE GAS LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	8,656 " (US\$77,994千)	JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	9,026 " (US\$82,940千)
ASTRAEA MARITIME INC. (船舶設備資金借入金他)	8,593 " (US\$54千)	SABER TANKER CORP. (運転資金借入金)	8,960 " (US\$396千)
MOL CAPE(SINGAPORE)PTE. LTD. (船舶設備資金借入金他)	8,369 " (US\$75,411千)	ICE GAS LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	8,262 " (US\$75,925千)

前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額	被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額
SNOWSCAPE CAR CARRIERS S. A. (船舶設備資金借入金他)	7,757 〃 (US\$1,964千)	㈱フェリーさんふらわあ (船舶設備資金借入金)	8,237 〃
TAURUS TRANSPORT & MARINE S. A. (船舶設備資金借入金他)	7,338 〃 (US\$14千)	ASTRAEA MARITIME INC. (船舶設備資金借入金他)	8,044 〃 (US\$505千)
MOL CAMERON (No. 3) S. A. INC. (船舶設備資金借入金他)	7,131 〃 (US\$60,214千)	SNOWSCAPE CAR CARRIERS S. A. (船舶設備資金借入金他)	7,419 〃 (US\$263千)
LIBRA MV31 B. V. (船舶設備資金借入金他)	6,849 〃 (US\$61,711千)	TAURUS TRANSPORT & MARINE S. A. (船舶設備資金借入金他)	7,101 〃 (US\$172千)
MOL TREASURY MANAGEMENT PTE. LTD. (運転資金借入金)	6,270 〃 (US\$56,500千)	MOL CAPE(SINGAPORE)PTE. LTD. (船舶設備資金借入金他)	7,084 〃 (US\$65,094千)
EXTOL SHIPPING S. A. (船舶設備資金借入金他)	6,262 〃 (US\$47千)	MOL BRIDGE FINANCE S. A. (運転資金借入金他)	6,415 〃 (US\$58,950千)
MOL CAMERON (No. 2) S. A. INC. (船舶設備資金借入金他)	5,686 〃 (US\$42,000千)	MOL TREASURY MANAGEMENT PTE. LTD. (運転資金借入金)	6,225 〃 (US\$57,200千)
その他 220件 (US\$733,460千他)	157,949 〃	その他 220件	165,299 〃 (US\$742,062千他)
計 (外貨/内数)	544,775百万円 (US\$2,937,752千他)	計 (外貨/内数)	584,609百万円 (US\$3,350,080千他)
保証債務等には保証類似行為を含んでおります。 外貨による保証残高2,937,752千米ドル他の円貨額は 331,183百万円であります。		保証債務等には保証類似行為を含んでおります。 外貨による保証残高3,350,080千米ドル他の円貨額は 370,100百万円であります。	

#### 4 貸出コミットメント契約

キャッシュマネジメントシステム(CMS)による関係会社に対する貸出コミットメントは次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
貸付限度額の総額	6,250百万円	4,550百万円
貸付実行残高	521	218
差引額	5,728	4,331

#### 5 その他

##### ① 訴訟

当社は、2014年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しております。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

##### ② 保証

当社は、コンテナ船事業統合に伴う連結子会社TRAPAC, LLC.とのターミナル契約の期限前解約に関連して、2024年3月までの期間、当社に対して取扱貨物量及び単価の保証をしております。当該保証の履行による金銭的な影響は、現時点では合理的に予測することが困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

##### ③ その他

当社は、2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社に対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟がカナダ及び英国において提起されております。これらの調査・訴訟による金銭的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

(有価証券関係)

前事業年度 (2019年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	30,385	78,814	48,428
関連会社株式	2,919	2,009	△909
合計	33,304	80,824	47,519

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	156,947
関連会社株式	185,462

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」には含めておりません。

当事業年度 (2020年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	30,385	68,512	38,126
関連会社株式	2,919	2,841	△77
合計	33,304	71,354	38,049

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	161,590
関連会社株式	201,131

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」には含めておりません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	47,034百万円	48,910百万円
特定外国子会社留保所得	30,573	33,935
その他有価証券評価損	247	1,021
関係会社株式評価損自己否認額	60,377	60,438
賞与引当金	623	665
減損損失	1,305	530
貸倒引当金	2,768	1,899
事業再編関連損失引当金	1,847	-
債務保証損失引当金	3,840	6,725
契約損失引当金	16,764	12,667
関係会社からの傭船契約譲渡	3,982	2,350
みなし配当	11,322	11,433
繰延ヘッジ損益	912	1,309
外国税額控除	2,608	2,888
債務保証損失	-	1,013
その他	5,271	6,243
繰延税金資産小計	189,479	192,033
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△47,034	△48,910
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△142,343	△143,024
評価性引当額小計	△189,378	△191,935
繰延税金資産合計	101	97
繰延税金負債		
退職給付信託設定益	△2,737	△2,727
その他有価証券評価差額金	△8,903	△5,284
その他	△693	△746
繰延税金負債合計	△12,334	△8,759
繰延税金負債の純額	△12,233	△8,661

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	28.8%	28.7%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△13.1	△18.8
評価性引当額等の増減	△6.0	13.7
トン数標準税制による影響	△7.1	△19.7
その他	△0.4	△1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.1	2.7

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ④【附属明細表】

## 【海運業収益及び費用明細表】

区分	要目	金額（百万円）
海運業収益	外航	
	運賃	457,693
	貸船料	192,998
	他船取扱手数料	256
	その他	48,107
	計	699,056
	内航	
	運賃	-
	貸船料	31
	他船取扱手数料	-
	その他	-
	計	31
	その他	-
	合計	699,087
海運業費用	外航	
	運航費	224,246
	船費	14,493
	借船料	357,070
	他社委託手数料	116
	その他	56,671
	計	652,598
	内航	
	運航費	-
	船費	83
	借船料	-
	他社委託手数料	-
	その他	-
	計	83
その他	-	
合計	652,681	
海運業利益		46,405

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他 有価証券	三井物産(株)	5,497,500	8,265
		(株)近鉄エクスプレス	3,599,000	5,711
		住友商事(株)	3,212,793	3,980
		出光興産(株)	1,265,000	3,134
		MS & ADインシュアランスグループホールディングス(株)	804,805	2,434
		名港海運(株)	1,483,895	1,587
		富士フイルムホールディングス(株)	270,300	1,470
		三井不動産(株)	711,554	1,330
		電源開発(株)	562,700	1,225
		東京海上ホールディングス(株)	205,940	1,019
		その他163銘柄	32,441,893	20,964
		合計	50,055,380	51,125

## 【その他】

		銘柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他 有価証券	(合同運用指定金銭信託) Regista	-	500
		合計	-	500

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
船舶	276,754	25,681	1,813	300,662	194,647	9,889	105,975
建物	28,699	38	1,454	27,282	18,977	551	8,305
構築物	2,549	7	3	2,554	2,429	12	124
機械及び装置	879	4	15	868	670	44	197
車両及び運搬具	180	-	6	173	173	-	0
器具及び備品	2,714	1,794	222	4,286	3,530	1,693	756
土地	16,436	-	239	16,197	-	-	16,197
建設仮勘定	12,958	5,155	12,752	5,361	-	-	5,361
その他有形固定資産	4,550	394	52	4,893	3,039	307	1,854
有形固定資産計	345,724	33,076	16,560	362,239	223,467	12,498	138,772
無形固定資産							
借地権	2	-	1	1	-	-	1
ソフトウェア	14,594	2,837	8,832	8,598	2,611	1,176	5,986
その他無形固定資産	8,047	0	513	7,534	2,669	486	4,865
無形固定資産計	22,644	2,837	9,347	16,134	5,281	1,662	10,853
長期前払費用	2,037	4,296	660	5,673	1,447	397	4,226

(注) 1. 「船舶」の当期増加額は主に新規取得(22,125百万円)によるものです。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	9,630	3,291	24	6,268	6,629
賞与引当金	2,167	2,323	2,167	-	2,323
役員賞与引当金	48	60	48	-	60
事業再編関連損失引当金	6,425	4,279	10,624	81	-
債務保証損失引当金	13,357	13,836	3,721	-	23,473
契約損失引当金	58,311	8,243	22,338	-	44,215

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額(その他)のうち、6,076百万円は債務保証損失引当金への振替、191百万円は当期の戻入れによるものです。

2. 事業再編関連損失引当金の当期減少額(その他)は、当期の戻入れによるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

① 訴訟

当社は、2014年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しております。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

② その他

当社は、2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社に対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟がカナダ及び英国において提起されております。これらの調査・訴訟による金額的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料実費相当額とする。
公告掲載方法	電子公告により行う。 但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に記載する。 電子公告掲載ウェブサイトアドレス <a href="https://www.mol.co.jp">https://www.mol.co.jp</a>
株主に対する特典	該当する事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有していません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度(2018年度)(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月25日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
2019年6月25日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書  
2019年度第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日関東財務局長に提出  
2019年度第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月12日関東財務局長に提出  
2019年度第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月12日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書  
2019年6月28日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。  
2019年7月31日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。  
2020年1月31日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。  
2020年3月24日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書の訂正報告書  
2019年8月15日関東財務局長に提出  
2019年7月31日関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。
- (6) 有価証券届出書及びその添付書類  
2019年7月31日関東財務局長に提出
- (7) 有価証券届出書の訂正届出書  
2019年8月9日関東財務局長に提出  
2019年7月31日関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書であります。  
2019年8月15日関東財務局長に提出  
2019年7月31日関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書であります。
- (8) 訂正発行登録書  
2019年6月28日関東財務局長に提出  
2019年7月31日関東財務局長に提出  
2019年8月15日関東財務局長に提出  
2020年1月31日関東財務局長に提出  
2020年3月24日関東財務局長に提出
- (9) 発行登録追補書類及びその添付書類  
2019年7月12日関東財務局長に提出  
2019年7月12日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当する事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月23日

株式会社 商船三井

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦 洋 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野口 昌邦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 戸谷 且典 印

## <財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 商船三井の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結貸借対照表、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 商船三井及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## <内部統制監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 商船三井の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社 商船三井が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2020年6月23日

株式会社 商船三井

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦 洋 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野口 昌邦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 戸谷 且典 印

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 商船三井の2019年4月1日から2020年3月31日までの事業年度の財務諸表、すなわち、損益計算書、株主資本等変動計算書、貸借対照表、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 商船三井の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
XBRLデータは監査の対象には含まれていません。